

東京女子高等師範學校
第六臨時教員養成所

一覽

自昭和八年
至昭和九年

東京女子高等師範學校
第六臨時教員養成所

一覽
昭和八年

東京女子高等師範學一覽

自昭和八年
至昭和九年

目次

勅諭令旨及御歌……………一

第一 教育要旨及生徒心得……………六

一 東京女子高等師範學校教育要旨……………六

二 東京女子高等師範學校生徒心得……………六

第二 沿革略……………八

第三 學年曆……………二五

第四 關係法令……………二七

一 師範教育令……………二七

二 女子高等師範學校規程……………二六

三 文部省直轄諸學校官制抄……………二五

四 文部省直轄諸學校職員定員令抄……………三三

五 文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件……………三三

六 帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ノ待遇ニ關スル件……………三三

七 奏任文官及列任文官ノ優遇ニ關スル件……………三三

八 文部省直轄諸學校長職務規程……………三三

九 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集規程抄……………三三

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程……………三三

十一 臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ノ外國人特別入學規程準用……………三三

十二 高等師範學校等卒業者服務規程……………三三

十三 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方抄……………三三

第五 規則……………四一

一 東京女子高等師範學校規則……………四一

第一章 本科……………四

 第一節 總則……………四

 第二節 學科課程及教授時數……………四

 第三節 學年、學期及休業日……………四

 第四節 入學、在學、休學及退學……………四

 第五節 成績考查、修了及卒業……………四

 第六節 教育實習……………五

 第二章 研究科……………五

 第三章 專修科……………五

 第四章 選科生……………五

 二 東京女子高等師範學校保育實習科規則……………五

 三 東京女子高等師範學校附屬高等女學校規則……………五

 第一章 總則……………五

 第二章 學科課程……………六

 第三章 學年、學期及休業日……………六

 第四章 入學、在學、休學及退學……………六

 第五章 成績考查、修了及卒業……………六

第六章 授業料……………六

 四 東京女子高等師範學校附屬小學校規則……………六

 五 東京女子高等師範學校附屬幼稚園規則……………六

 六 東京女子高等師範學校生徒獎勵費給與規程……………六

 七 東京女子高等師範學校授業費償還ニ關スル事項……………六

 八 外國人特別入學規程細則……………六

 九 聽講生編入規程……………六

第六 細則……………六

 一 東京女子高等師範學校規則施行細則……………六

 第一章 選修科目及隨意科目……………六

 第二章 式日……………六

 第三章 入學及在學……………六

 第四章 成績考查……………六

 第五章 教育實習……………六

 第六章 研究科及選科生……………六

二 寄宿舎規程……………六

 三 生徒心得細則……………六

 第一章 一般生徒心得……………六

 第二章 寄宿舎生徒心得……………六

 第三章 通學生徒心得……………六

 四 職員服務規程……………六

 第一章 教官ノ服務……………六

 第二章 事務員ノ服務……………六

 第三章 學校醫ノ服務……………六

 第四章 當直ノ服務……………六

 五 校務分掌規程……………六

 第一章 教務事務……………六

 第二章 分課事務……………六

 六 圖書室規程……………六

 七 附屬學校幼稚園主事等職務規程……………六

 八 會議規程……………六

 九 文書處理規程……………六

 十 物品會計規程細則……………六

七 獎學資金……………六

 一 獎學寄附金管理規程……………六

 二 獎學資金……………六

 三 獎學資金ニ關スル規程……………六

 八 職員……………六

 九 生徒……………六

 一 生徒氏名……………六

 二 生徒兒童幼兒數……………六

 (一) 生徒兒童幼兒數……………六

 (二) 本校生徒數……………六

 (三) 附屬高等女學校生徒數……………六

 (四) 附屬小學校兒童數……………六

 (五) 附屬幼稚園幼兒數……………六

 三 本校生徒木籍府縣別……………六

四 本校生徒本籍府縣學歷別……………一五

五 入學志願者及入學者本籍府縣學歷別……………一五

六 入學志願者及入學者學歷及卒業年次別……………一五

七 本校生徒年齡別……………一五

第十 卒業者……………一五

一 本校卒業者氏名……………一五

二 本校卒業者數……………一五

第十一 敷地及建物……………一五

一 敷地……………一五

二 建物……………一五

三 建物略圖……………一五

附錄……………一五

一 如開會規則……………一五

二 東京女子高等師範學校寄宿舍生徒規約……………一五

東京女子高等師範學校一覽

勅諭令旨及御歌

明治八年二月二日皇后陛下本校創立ノ事ヲ被聞召文部大輔田中不二磨ヲ宮中ニ召
サセラレテ賜リタル令旨

女學ハ幼稚教育ノ基礎ニシテ忽略ス可カラサル者ナリ聞ク頃者女子師範學校設立ノ舉
アリト我甚々之ヲ悦ヒ内庫金五千圓ヲ加資セン

明治八年十一月二十九日皇后陛下本校開校式ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨

女子教育ノ根柢ヲ培益セン爲メ去年此校ヲ設置有ントスルヲ聞キ嘉尚ニ堪ヘス今經營
既ニ成リ爰ニ開業ノ典ヲ舉ク庶幾クハ自今此校ノ旺盛ニ赴キ遂ニ女教ノ美果ヲシテ全
國ニ蕃結スルヲ觀ンコトヲ

明治九年二月十五日皇后陛下ヨリ賜リタル御歌

みか、すは玉もか、みもなにかせん學ひの道もかくこそ有けれ

勅諭令旨及御歌

明治九年九月二十五日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨
今や開業の後日尙淺しといへとも生徒の學業既に進歩の効あることを見る誠に喜ふへし猶教員の善く導くと生徒の善く勉むるとを以て倍其上達を致さんことを望む所なり

明治十年十一月二十六日皇太后陛下皇后陛下附屬幼稚園ニ臨御アラセラレシ時皇太后陛下ヨリ賜リタル令旨

曩に此園の設けあるを聞き今其さまを観るに幼稚の訓育稍々宜に適ひたることを知りぬ尙倍訓育の方を竭し幼稚をして身を保ち智を増さしめむことを望む

同年同月同日皇后陛下ヨリ賜リタル令旨

人の身を保ち智を増さんは稚き時の育方にあれば此園の業もいと難かるべきをいま稚き者共の狀を観るに其身の健にして其智の開けゆかん效までまのあたりに知られたるはまことに喜はしき事なり尙務めて此園の育方を普く敷きな人々をして皆幸福あらしめんこと誰れか疑ふべき

明治十二年二月十三日皇后陛下第一回卒業證書授與式ニ臨御アラセラレシ時賜リ

タル令旨

此學校創めて立しより教員善く教へ生徒善く學び今卒業證書授與の式を観るに至る定に喜ふへしされと小しく成るに安んずるは人情の常ならば縦ひ業を卒れりともますく勉めて他日大に成ことあるを望む

明治十四年五月二十四日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨
生徒ノ學業年ヲ逐フテ進歩ノ効アルコトヲ見ル誠ニ喜ハシ猶教員ノ善ク導クト生徒ノ善ク勉メントヲ望ム

明治十九年五月十八日東京師範學校ニ臨幸アラセラレシ時賜リタル勅諭
本日親しく此校に臨み教務改良諸事整理の緒に就くを見るは朕か甚た喜みする所なり教官等の勉勵に因り將來益進歩する所あらんことを望む

大正四年十一月二十九日博恭王妃殿下開校四十年分立二十五年記念式ニ台覽アラセラレシ時賜リタル令旨
茲ニ開校四十年記念式ノ舉行ニ際シテ恭ク

皇后陛下ノ旨ヲ承ケ來リ臨ミテ此ノ盛事ヲ睹ル欣喜何ソ勝ヘム惟フニ明治八年
 昭憲皇太后ノ開校ノ式ニ臨ミタマヒシヤ深ク當局者ノ計畫ヲ嘉シ親諭シテ他日ノ効果
 ナラシメシタマヘリ蓋今日女子教育ノ隆運ヲ馴致シタルハ其ノ胚胎セシ所亦甚遠シト謂
 フヘクシテ實ニ從事ノ人黽勉努力シテ懿旨ニ奉答センコトヲ期セシニ外ナラストス
 皇后陛下遺範ヲ紹述シタマヒ方ニ女子教育ノ事ニ御心ヲ注キテ更ニ將來ノ大成ヲ望マ
 セタマヘハ諸員ハ宜ク益奮勵シテ敢テ或ハ懈ルコトナカルヘシ

大正十四年十一月二十九日皇后陛下開校五十年記念式ニ臨御アラセラルシ時賜リ
 タル令旨

茲に親しく開校五十年記念式を舉ぐるの盛事を見る欣悦何ぞ勝へむ
 昭憲皇太后曩に開業の式に臨ませられ深く當路の計畫を佳尚し女子教育を發展せしむ
 へきことを親諭せらる惟ふに今日の興隆由て來る所已に尙し從事の人常に志を此に置
 き又能く時世の進運に鑑みて懈ることなく業を修むる者亦意を潜めて調育の國家人心
 と須くも離るへからざる所以を究めは庶幾は
 遺範に副ふことあらむ各自其れ之れを勉めよ

昭和五年三月二十七日皇后陛下本校ニ臨御アラセラルシ時賜リタル御言葉
 本日此校ニ臨ミ詳ニ課業ノ實際ヲ見學校長ヲ始メ職員等ガ熱心ニ教導ニ當リ生徒等モ
 亦眞率ニ勉勵シツツアルハ満足ニ堪ヘズ
 此校ハ創立以來既ニ五十餘年ヲ經成績愈々揚ガリ國家社會ニ貢獻セシ所洵ニ多シ此レ
 實ニ
 昭憲皇太后並皇太后陛下ノ御懿旨ニ副フ所以タルヲ信ズ
 今ヤ女子教育ハ益々振興ノ必要ヲ感ゼシムルモノアリ諸子宜シク此校ノ本旨タル師範
 教育ガ眞ニ女子教育ノ源泉ヲ爲スヲ思ヒ一層努力ヲ加ヘ以テ時世ノ進運ニ伴ハンコト
 ナ期スベシ

第一 教育要旨及生徒心得

一 東京女子高等師範學校

教育要旨

本校ハ女子教育ノ淵源ニシテ風教化育ノ依テ
生スル所ナレハ殊ニ教育ニ關スル勅語ノ趣旨
ヲ奉體シテ其ノ實効ヲ擧ケンコトヲ務ムヘシ
乾坤徳ヲ異ニシ陰陽行ヲ同シクセス本校ノ教
育ハ一ニ女子ノ性ニ順ヒテ之ヲ施スヘシ
徳義ヲ以テ教化スルハ教育ノ骨髓ナリ本校生
徒ハ他日人ノ師表母儀タルヘキ重任ヲ負フモ
ノナレハ最モ品行ノ端正志操ノ廉潔ヲ尙ハシ
ムヘシ且ツ謙讓ノ美德ト進取ノ氣象トハ偏廢
スヘカラス二者其ノ宜シキヲ得シムヘシ
生徒心身ノ關係ニ注意シテ其ノ健康ヲ増進セ

シノ適實ナル教授ヲ施シ生徒ヲシテ隨テ學ヘ
ハ隨テ行ヒ所謂知行合一ヲ期セシムヘシ

二 東京女子高等師範學校

生徒心得

一 本校生徒ハ卒業ノ後國家教育ノ重任ニ當
ルヘキ者ナリ故ニ特ニ教育ニ關スル勅語ノ
大旨ヲ奉體シ徳ヲ修メ業ヲ勵ミ以テ其ノ本
分ヲ盡サンコトヲ期スヘシ
一 常ニ貞淑勤儉ヲ旨トシ聊カモ虛偽浮薄ノ
言行ヲナス可ラス言ハ衷心ヨリ發シ行ハ誠
意ヨリ出テ女子ノ師表タルヘキ徳操ヲ備ヘ
ンコトヲ務ムヘシ
一 校規學則ヲ守ルハ勿論時々ノ訓諭命令ニ

從ヒ尊長ヲ恭敬シ朋友ヲ信愛シ常ニ禮節ヲ
正シクシテ師弟ノ義長幼ノ序ヲ明ニスヘシ
一 平素衛生ニ注意シテ眠食勞逸ノ度ヲ節シ
以テ身體ノ健康ヲ増進センコトヲ務ムヘシ

第二 沿革 略

廣ク世局ノ進運ニ鑑ミ女子教育ノ忽ニスヘカ
 ラサルヲ察シ明治七年一月文部少輔田中不二
 麿ハ女子師範學校設置ノ必要ヲ具シテ太政大
 臣ノ裁可ヲ乞フ茲ニ於テ文部卿ハ同年三月十
 三日神田區宮本町八番地後現時ノ本郷區湯島
 三丁目二十四番地ニ變更ヲトシテ東京女子師
 範學校ヲ創立セリ之ヲ本校ノ起源トナス
 明治七年 四月十四日小杉恒太郎校長ニ任セ
 ラル
 明治八年 二月二日皇后陛下本校ノ設立ヲ嘉
 シ給ヒ御内庫金五千圓下賜セララル○七月廿九
 日當校ニ於ケル學科ヲ定メラタルヲ以テ翌
 八月教則ヲ制定ス○十一月十八日中村正直代
 リテ本校ノ攝理トナル○同月二十九日校舍新

築成ル仍テ開校式ヲ舉ク此ノ日皇后陛下啓
 アラセラレ令旨ヲ賜フ
 明治九年 二月十五日皇后陛下御歌ヲ賜フ奉
 シテ校歌トナス○四月師範學科ヲ本科ト名ツ
 ケ別ニ豫備ノ教科ヲ設ケテ別科ト稱シ尋イテ
 豫科ト改稱ス○六月附屬幼稚園ヲ設立シ幼兒
 ノ保育ヲナス之レ本邦ニ於ケル幼稚園ノ嚆矢
 ナリ○九月二十五日皇后陛下啓アラセラレ
 令旨ヲ賜フ
 明治十年 十一月二十六日皇太后陛下皇后陛
 下幼稚園ニ行啓アラセラレ令旨ヲ賜フ
 明治十一年 六月保母練習科ヲ置ク○七月附
 屬小學校ヲ創設シ練習小學校ト稱ス
 明治十二年 二月十三日第一回卒業證書授與

沿革 略

式ヲ舉行ス此ノ日皇后陛下啓アラセラレ令
 旨ヲ賜フ○同月豫科ヲ廢ス
 明治十三年 五月福羽美靜代リテ本校攝理ト
 ナル○七月大ニ校則ヲ改革シ保母練習科ヲ廢
 シ幼兒保育法ハ之ヲ本校ノ課程ニ編入シ再ヒ
 豫科ヲ置ク
 明治十四年 二月十二日禮節教場新設落成ノ
 旨聞シ召サレ特ニ攝理ヲ召シ皇后陛下ヨリ該
 教場用トシテ抱一上人筆三幅對畫幅ヲ賜フ○
 四月附屬練習小學校ノ教則ヲ改メ附屬小學校
 ト改稱ス○五月二十四日皇后陛下啓アラセ
 ラル○七月那珂通世校長ニ任セララル
 明治十五年 七月豫科ヲ廢シ附屬高等女學校
 ヲ設置シ附屬小學校ノ教則ヲ改メ附屬女兒小
 學校ト改稱ス○十二月二十六日天皇皇后兩陛
 下ノ御眞影ヲ下賜セララル
 明治十八年 八月本校及附屬校園ヲ東京師範

學校ニ合併シ本校ヲ東京師範學校女子部ト稱
 ス時ニ高嶺秀夫東京師範學校長タリ
 明治十九年 二月附屬高等女學校ヲ文部大臣
 官房附屬トシ東京高等女學校ト稱ス
 明治二十年 四月曩ニ勅令ヲ以テ公布セラレ
 タル師範學校令ニ基キ東京師範學校ヲ改メテ
 高等師範學校ト稱ス○同月山川浩校長ニ任セ
 ラル
 明治二十三年 三月二十四日高等師範學校女
 子部ヲ分離シ女子高等師範學校ト稱シ東京高
 等女學校及高等師範學校附屬幼稚園ヲ本校ノ
 附屬トシ別ニ附屬小學校ヲ設置シ高等師範學
 校附屬小學校ノ女兒ヲ轉學セシム○同月中村
 正直校長ニ任セララル○十二月二十五日御親署
 勅語ヲ下賜セララル
 明治二十四年 四月本校學則及寄宿舍規則ヲ
 定ム○六月校長中村正直卒去村岡範爲馳校長

心得ヲ命セラルル○八月十日中川謙二郎代リテ校長心得ヲ命セラルル○八月十六日細川潤次郎校長ニ任セラルル

明治二十五年 四月二十五日皇后陛下啓アラセラルル○五月附屬小學校分室ヲ設ク○九月附屬幼稚園分室ヲ設置ス

明治二十六年 二月七日皇太子殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラルル○三月附屬校園ノ規則ヲ改正ス○十月十六日皇后陛下啓アラセラルル

明治二十七年 三月秋月新太郎校長ニ任セララルル○五月本校各部ノ内規ヲ定ム○六月本校教育要旨ヲ定ム○七月附屬小學校規則ヲ改正ス○十月本校規定ヲ定ム○十二月本校規則ヲ改正シテ選科ヲ置ク

明治二十八年 四月附屬高等女學校規則ヲ改正ス○十月本校生徒心得ヲ定ム○十一月寄宿舎規則ヲ改正ス

明治二十九年 五月本校規則ヲ改正シ専修科ヲ置ク○五月十八日皇后陛下啓アラセラルル○七月本校規則ヲ改正シ保姆練習科ヲ置キ十月授業ヲ開始ス

明治三十年 九月第一回家事専修科及第二回保姆練習科ノ授業ヲ開始ス○十一月高嶺秀夫校長ニ任セラルル○十二月龔ニ公布セラレタル文部省令ニ基キ本校規則ヲ改メ科ヲ分チテ文科理科ノ二トシテ生徒定員ヲ二百名トス

明治三十一年 一月本校規則ヲ改メ研究科ヲ設置ス

明治三十二年 二月本校規則ヲ改正シ文科理科ノ外ニ技藝科ヲ置キ生徒定員ヲ増シテ三百名トナス○三月高等女學校令ニ基キ附屬高等女學校ノ規則ヲ改メ同月附屬小學校規則ヲ定ム○六月國語専修科地理歴史専修科ノ規則ヲ定ム

明治三十三年 一月國語専修科ヲ置ク○三月本校規則ヲ改正シ本校生徒假入學ノ件ヲ削除シ又龔ニ發布セラレタル幼稚園設備規則ニ基キ附屬幼稚園規則ヲ改正ス○五月本校規則中試験ニ關スル件ヲ改正ス○六月國語専修科ノ名稱ヲ改メテ國語漢文専修科トナス○九月地理歴史専修科ヲ置キ授業ヲ開始ス

明治三十四年 一月第三回保姆練習科ノ授業ヲ開始ス○二月改正小學校令及小學校令施行細則ニ基キ附屬小學校規則ヲ改正ス○同月高等女學校令施行規則ニ基キ附屬高等女學校ノ規則ヲ改正シ補習科ヲ廢シテ修業年限三箇年ノ専攻科ヲ置ク○六月國語漢文専修科及附屬高等女學校ノ規則ヲ改正ス○九月第二回國語漢文専修科ノ授業ヲ開始ス

明治三十五年 一月地理歴史専修科規則ヲ改正シ修業年限ヲ延ヘテ二箇年トシ學科目中ニ

英語ヲ加フ○二月家事専修科ノ規則ヲ改正ス○三月生徒學費支給規則ヲ改正セラルル○四月第二回地理歴史専修科及家事専修科ノ授業ヲ始ム○同月附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○七月本校規則中ニ改正ヲ加フ○十月二十八日皇后陛下啓アラセラルル

明治三十六年 一月國語體操専修科ヲ置ク○四月國語體操専修科ノ授業ヲ開始ス○十月文部省令第三十二號ニ基キ本校規則ヲ改正シ同時ニ附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○十二月文部省令第三十六號ニ據リ生徒學費支給規程ヲ定ム

明治三十七年 二月訓令ニ依リ附屬小學校第三部ニ二部教授ヲ施行スルコトトシ其ノ規則ヲ定ム○同月小學校令施行規則ノ改正ニ基キ附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月附屬小學校第三部ニ二部教授ヲ開始ス○同月文部省

令第三號ノ趣旨ヲ準用シ出征又ハ應召軍人ノ子女ニ對シ授業料ヲ免除ス○五月第三回家事專修科ノ授業ヲ開始ス○同月數學物理化學專修科ヲ設置ス○十月數學物理化學專修科ノ授業ヲ開始ス○十二月本校及附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ

明治三十八年 一月附屬高等女學校教科用書ヲ改正ス○同月國語體操專修科規則第七條試驗科目中ニ漢文ヲ加フ○三月教員服制ヲ改正ス○同月附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○四月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月研究科生徒學資支給規則ヲ定ム○官費研究科授業ヲ開始ス○同月第二回國語體操專修科ノ授業ヲ開始ス○十一月家事專修科ノ規則ヲ改定シ修業年限ヲ延ヘテ三箇年トス

明治三十九年 三月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月保育實習科ヲ設置ス○四月當校内ニ第

六臨時教員養成所英語科ヲ置カル○同月第四回家事專修科ノ授業ヲ開始ス○五月保育實習科ノ授業ヲ開始ス○六月生徒學資支給規則中ニ改正ヲ加フ○十月地理歷史專修科ノ規定ヲ改正シ修業年限ヲ延ヘ三箇年トス

明治四十年 二月附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月官費研究科第二回ノ授業ヲ開始ス○五月第三回地理歷史專修科國語體操專修科及第二回保育實習科ノ授業ヲ開始ス○六月附屬高等女學校教科用書ヲ改正ス○十一月本校規則中改正ノ豫備トシテ教育實習ニ關スル條項ヲ假定シ四十一年度ヨリ試ニ施行スルコトトス○十二月小學校令中改正ニ基キ附屬小學校規則ヲ改正ス

明治四十一年 三月文部省令第三號ニ基キ本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月三十日勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正ノ結

果トシテ當校ハ四月一日ヨリ東京女子高等師範學校ト改稱ス○六月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月五日皇后陛下行啓アラセラル○十一月二十九日皇孫迪宮淳宮兩殿下成ラセラル

明治四十二年 一月第三回保育實習科ノ授業ヲ始ム○二月家事專修科ノ規則ヲ改正ス○三月前年度ニ於テ假ニ施行セル教育實習ニ關スル條項ニ基キ本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月當校内ニ附設セラレタル第六臨時教員養成所ノ英語科ヲ廢シ更ニ家事科ヲ置カル○四月第三回官費研究科ノ授業ヲ始ム○同月外國人特別入學規程細則ヲ定ム○五月私費專修科生徒寄宿舎ヲ牛込區揚場町ニ設ケ東京女子高等師範學校寄宿舎分舎ト稱ス○同月第五回家事第四回國語體操兩專修科ノ授業ヲ始ム○十二月十三日皇孫光宮殿下成ラセラル

明治四十三年 二月二十二日校長高嶺秀夫薨

去ス○同二十三日教授飯盛挺造校長代理ヲ命ゼラル○三月四日仙臺高等工業學校長中川謙二郎校長ニ任セラル○四月十一日第四回保育實習科ノ授業ヲ開始ス○五月六日各學科ニ主任ヲ置ク○七月一日生徒學資支給規程ヲ改正ス○十月四日圖書主任ヲ置ク○十月二十六日生徒及卒業生授業費ニ關スル件ヲ定ム○十一月十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ文科理科技藝科ヲ更ニ各第一第二部ニ分テ生徒ノ定員ヲ増シテ四百五十人トシ私費生ヲ置ク○十二月二十日寄宿舎規則中ニ改正ヲ加フ

明治四十四年 二月一日附屬校園規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬小學校第三部ニ補習科ヲ置ク○四月小石川區原町百二十五番地ニ校外寄宿舎ヲ新設シ之ヲ第三寄宿舎ト稱シ從來ノ寄宿舎分舎ヲ第二寄宿舎ト改稱ス○同月寄宿舎生徒心得ニ改正ヲ加ヘ通學生徒心得ヲ定ム○五月二

十三日事務員分掌規程中ニ改正ヲ加ヘ圖書掛
ヲ新設ス○六月五日附屬高等女學校同小學校
ノ規則中ニ改正ヲ加ヘ夏季休業ヲ短縮ス○六
月十七日本郷區湯島三丁目二十三番地所在東
京高等師範學校所用土地建物ヲ本校ノ管理ニ
屬セラル○九月八日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ
本科ニ於ケル試驗科目ヲ定メテ各科共通トス
○十月七日入學志望者心得ヲ定ム
明治四十五年 一月十八日選科細則ヲ定ム○
同月二十五日生徒學資支給規程中ニ改正ヲ加
ヘ研究科ノ定員三人ヲ十人以內ニ改ム○同月
二十三日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加ヘ本園
ヲ第一分室ヲ第二部ト改メ第一部ニ於ケル
保育料ヲ増シ第二部ノ保育料ヲ徴收スルコト
トス○二月一日附屬高等女學校規則中ニ改正
ヲ加ヘ定員ヲ増シテ四百人トシ授業料ヲ増シ
専攻科學科課程ヲ改メ選科生ハ第二部ニ限リ

入學ヲ許スコトトス○三月二十八日附屬小學
校規則中ニ改正ヲ加フ○四月第三寄宿舎ヲ牛
込區赤城元町二十五番地ニ移シ第二寄宿舎ヲ
第六臨時教員養成所寄宿舎トナス○六月三日
皇后陛下行啓アラセラル○六月十二日第一回
女子通俗講話會ヲ開催ス○六月三十日職員心
得及附屬校園職務規程ヲ定ム○七月六日皇太
子皇太子妃兩殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラル仍テ
明治二十六年二月下賜セラレタル皇太子殿下
ノ御寫眞ヲ返納ス
大正元年 十月十二日本校規則中ニ改正ヲ加
ヘ從來生徒ハ地方長官ノ薦舉ニ依ルモノナリ
シヲ其ノ出身學校長ノ薦舉トナシ同時ニ入學
志望者心得ヲ改ム○同月十五日學科目主任ヲ
置ク○同月二十三日學校醫職務規程ヲ定ム○
同月二十八日明治四十五年六月三日皇后陛下
行啓ノ節下賜セラレタル金員ヲ恩賜獎學資金

トシテ永久ニ保管スルコトトス○同月三十日
圖書室規程ヲ定ム
大正二年 一月二十四日生徒學資支給規程中
ニ改正ヲ加フ○三月三日共通學科主任ヲ置キ
同日女子教育研究部ヲ設ケ主任ヲ置ク○三月
八日本校規則中ニ改正ヲ加フ○四月一日附屬
校園規則中ニ改正ヲ加フ○東校舎ニ接續シテ
増築セル本校々舎一部竣工ス○第二寄宿舎ヲ
本郷區森川町一番地ニ設ク○同月十一日本校
生徒ニ佩用セシムヘキ徽章ヲ定ム○五月二十
一日女子教育研究部規程ヲ定ム○七月二十四
日西校舎明治八月築造ヲ取毀ツ○十二月十八
日醫局ヲ新設シ主任ヲ置キ其ノ職務規程ヲ定
ム○同日寮務掛ヲ新設シ事務員事務分掌規程
ヲ改正ス
大正三年 二月二日必要アル場合ニ於テハ各
科ニ副主任ヲ置クコトトシ技藝科ニ副主任ヲ

置ク○二月十九日附屬高等女學校並附屬小學
校規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬小學校ノ補習科ヲ
廢シ附屬高等女學校ニ修業年限二箇年ノ實科
ヲ置ク○三月五日獎學寄附金管理規程ヲ定ム
○三月二十日東校舎ニ接續シテ増築セル校舎
落成ス○三月二十三日本校規則中ニ改正ヲ加
ヘ技藝科ヲ家事科ト改稱シ文科及理科ニ於ケ
ル第一第二ノ部別ヲ廢シ學資ハ總ヘテ自費ト
ナス○三月三十一日附屬高等女學校實科規則
ヲ定メ四月一日ヨリ實施ス○四月十五日保育
實習科主任ヲ置ク○六月十日附屬高等女學校
専攻科及實科ニ主任ヲ置ク○七月十日各學級
ニ主任ヲ置ク○九月七日附屬高等女學校同小
學校規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬高等女學校ニ於
ケル教育ヲ必修科目トシ生徒ノ定員ヲ増シテ
五百人トナス○十一月十二日生徒獎勵費給與
規程ヲ定ム○十一月十七日本校及附屬高等女

學校卒業式日ヲ三月二十七日ニ改メ同小學校卒業式日ヲ三月二十六日トナス○十一月二十一日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加フ○十二月一日昭憲皇太后御遺物梨子地桐鳳凰蒔繪御料紙文匣同視箱ヲ下賜セララル

大正四年 一月物品會計規程細則ヲ定ム○二月二十五日保育實習科規程ヲ改正シ授業料ヲ徵收スルコトトナス○同月同日寄宿舎規則中ニ改正ヲ加フ○同月同日附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○三月十二日會議規程ヲ改メ教授會ヲ設ク○三月二十七日家事參考品室ヲ設ク○四月十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ入學檢定料ヲ徵收スルコトトシ選科生ノ授業料ヲ定ム○四月二十四日第二回女子通俗講話會ヲ開催ス○五月二十八日外國人特別入學規程規則中ニ改正ヲ加ヘ入學檢定料ヲ定メ附屬高等女學校專攻科ニ入學スル者ノ授業料ヲ定ム○八月二

日學科主任、學級主任及學科目主任規程ヲ定ム○八月三日庶務教務會計ノ三掛ニ掛長ヲ置ク○八月十四日高等女學校令施行規則ノ一部改正ニ基キ附屬高等女學校實科規則中ニ改正ヲ加フ○九月三日附屬高等女學校專攻科規則ニ改正ヲ加ヘ同科卒業者ニシテ相當ノ成績ヲ得タル者ハ無試験檢定ニ依リ家事科教員ノ免許狀ヲ授與セララル途ヲ開ク○十月一日勳章授與式例第五條ニ依リ勳章授與式次第ヲ定ム○十月二十一日天皇陛下御眞影ヲ下賜セララル○十一月五日第三回女子通俗講話會ヲ開催ス○十一月卒業者ノ爲講話會ヲ開催スル計畫ヲ以テ其ノ第一回ヲ開ク○十一月即位ノ大禮ヲ行ハセラレタルニ付此ノ曠古ノ盛典ヲ記念スル爲大禮記念文庫ヲ設ク○十一月二十九日開校四十年分立二十五年記念式ヲ舉行ス當日ハ皇后陛下思召ヲ以テ特ニ博恭王妃經子殿下ヲ御

差遣アラセラレ殿下ヨリ令旨ヲ賜フ此ノ日昭憲皇太后ノ御下賜品御遺物等ノ保管並明治時代ニ於ケル我が國文化ノ發達變遷ヲ記念スヘキ物品ノ陳列ヲナスタメ明治記念室ヲ設ク○十二月十七日明治記念室主任ヲ置ク

大正五年 一月十四日庶務主任及教務主任ヲ置ク○一月十五日圖書主任ヲ圖書室主任ト改メ其ノ規程ヲ定ム○三月二十八日圖書室規程ヲ改正ス○四月寄宿舎生徒心得及通學生心得ヲ改ム○五月十六日附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○五月二十五日教育實習ニ關スル規程ヲ定ム○六月十二日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加フ○六月十四日校本規則中ニ改正ヲ加ヘ本科入學志願者年齢十七年ヲ十六年トス○六月十八日第四回女子通俗講話會ヲ開ク○七月十二日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○八月四日獎學資金ニ關スル規程ヲ定ム○十月

二十一日皇后陛下、皇太子殿下御眞影ヲ下賜セラル○十月二十三日皇后陛下行啓アラセララル○十一月卒業者第二回講話會ヲ開ク

大正六年 六月九日第五回女子通俗講話會ヲ開ク○六月十一日東京音樂學校長湯原元一校長ニ任セララル○七月六日前校長中川謙二郎名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○七月二十五日卒業者第三回講話會ヲ開ク○十一月二十七日日本校ニ於ケル重要事項ヲ評議スル機關トシテ評議員ヲ設ク十二月六日其ノ規程ヲ實施ス

大正七年 四月二十五日卒業生ノ身上ニ關スル取扱内規ヲ定ム○五月二十五日第六回女子通俗講話會ヲ開ク本會ハ從來本校ノ事業トシテ繼續シ來リシカ今回之ヲ卒業生團體櫻蔭會ノ事業ニ移ス○六月五日東伏見宮妃周子殿下台臨アラセララル○八月一日卒業者等第四回講話會ヲ開ク○十月一日退職職員送別ニ關スル

内規ヲ定ム○十一月二十八日教育實習ノ改善ヲ圖ル爲假規定ヲ定メ試ニ之ヲ實施ス

大正八年 三月附屬高等女學校專攻科卒業者ニ對シ無試験檢定ニ依リ中等教員家事科免許狀授與ノ特典ヲ得○四月四日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ家事科第二部ヲ廢シ家事科第一部ヲ家事科トナス○同月同日圖書專修科設置規則制定ノ許可ヲ得新ニ修業年限三箇年ノ圖書專修科ヲ置ク○四月十六日學科主任學級主任及學科主任主任規程ニ改正ヲ加ヘ學級主任ヲ止ム○四月二十六日寄宿舍内規及通學生心得ヲ改正ス○圖書專修科主任及副主任ヲ置ク○五月十九日圖書專修科ノ授業ヲ始ム○五月三十一日寄宿舍規則ヲ改正ス○十月八日現代ニ於ケル内外ノ情勢ニ就キ精確ナル理解ト正當ナル判斷トヲ與フル目的ヲ以テ現代科ヲ置ク

大正九年 三月三十一日許可ヲ得テ附屬小學

校規則中ニ改正ヲ加ヘ第三部ニ於ケル授業料ヲ徵收スルコトトス○大正八年度中ニ於テ寄宿舍食堂及寮舍ノ一部改築ヲ了ス○六月九日附屬高等女學校專攻科ニ於ケル夏季休業ノ期間ヲ改メテ本校同様トナス

大正十年 二月十七日許可ヲ得テ本校並圖書專修科規則中ニ改正ヲ加ヘ入學試驗科目中ニ英語及代數初歩ヲ加ヘ教育實習期間ヲ減縮ス○三月十六日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加ヘ專攻科ニ於テ從來ノ第一部第二部ヲ廢シテ新ニ國語部、英語部、家事部ノ三部ヲ置ク○四月二十六日書記ノ定員ヲ増シテ七名トス○五月四日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加フ○七月九日豫テ當校職員及櫻蔭作樂兩會員中ニ於ケル有志ノ釀金ヲ以テ當校開校四十年分立二十五年度祝賀記念ノタメ建築ニ計畫アリシカ工事落成ヲ告ケタルヲ以テ本日之ヲ當校

ニ寄贈セリ仍テ受ケテ記念館ト稱ス○十一月九日校長湯原元一東京高等學校長ニ轉任、松本高等學校校長茨木清次郎校長ニ任セラル○十二月十四日本校及附屬校園規則中ニ改正ヲ加ヘ本校選科附屬各部ニ於ケル授業料保育料ヲ増額シ附屬高等女學校生徒ノ檢定料並入學料ヲ増徴スルコトトス又保育實習科ノ定員ヲ増シテ二十名トシ同時ニ授業料ヲ増シ檢定料ヲ徵收スルコトトス

大正十一年 三月三日附屬高等女學校實科規則中ニ改正ヲ加フ○七月十四日文部省告示ヲ以テ中等教員無試験檢定ニ關スル指定學校及學科中ニ改正ヲ加ヘラレタルニ依リ當校附屬高等女學校專攻科卒業者ニ對シ國語部ニ在リテハ國語、英語部ニ在リテハ英語、家事部ニ在リテハ家事ノ免許狀ヲ授與セララルコトトナレ

大正十二年 九月一日午前十一時五十八分稀有ノ大地震アリ煉瓦建ノ校舍本部ハ龜裂ヲ生シ加フルニ破壞墜落セシ箇所多ク到底再ヒ使用スルニ堪ヘサル程度ノ損害ヲ被リシカ木造ノ校舍ハ其ノ一部ノ屋根瓦搖落セシニ止リ被害比較的少カリシモ西方ヨリノ延火ニ依リ僅ニ表門々衛所一棟ヲ殘シテ午後五時悉ク類焼ノ災ニ罹レリ但御眞影其ノ他貴重品ハ之ヲ奉遷シ緊要書類ハ其ノ一部分ヲ撤出スルヲ得タリ○九月二日東京音樂學校内ニ假事務所ヲ設ケ應急事務ヲ開始ス○九月十七日御眞影其ノ他貴重品ヲ一時宮内省ニ保管方願出ツ○十月一日假事務所ヲ東京府女子師範學校内ニ移シ同時ニ假教場及寄宿舍ヲ設ク即チ東京府女子師範學校内ニ本校ノ一部及附屬高等女學校專攻科假教場ヲ、東京高等師範學校内ニ本校ノ一部及附屬小學校ノ假教場ヲ、女子學習院内ニ

附屬高等女學校本科及實科ノ假教場ヲ帝國女子專門學校内ニ本校ノ一部及附屬幼稚園假保育場ヲ設ケ東京市立第一寄宿舎ヲ東京府立第五高等女學校内ニ第二寄宿舎ヲ置ク○十月十五日附屬小學校ノ授業ヲ始ム○十月二十二日附屬高等女學校本科及實科ノ授業幼稚園ノ保育ヲ開始ス○十一月一日本校附屬高等女學校專攻科及第六臨時教員養成所ノ授業ヲ始ム○十一月八日獎勵費給與規程中ニ改正ヲ加フ○十二月八日皇后陛下女子學習院ニ行啓ノ際當校附屬高等女學校ノ授業ヲ御巡覽アラセラル

大正十三年 一月三十一日東京市立第一寄宿舎ヲ東京府立第五高等女學校内ニ設ケタル第二寄宿舎ニ移ス○三月二十日日本郷區湯島三丁目舊校舍跡ニ昨年震災後建築ニ着手シタル假校舍略落成シタルヲ以テ全部復

歸ス新築假校舍ハ木造平家ニシテ其ノ建坪五千七百餘坪、工費九十七萬餘圓ヲ算ス○六月十日震災直後宮内省ニ保管ヲ願ヒ置キタル御眞影其ノ他ノ貴重品ヲ本校ニ奉安ス○十月二十七日皇后陛下行啓アラセラル

大正十四年 四月一日勅令第八十號ヲ以テ職員定員令中改正ヲ加ヘラレ助教授九人ヲ八人ニ改メラル○五月十三日岩川友太郎東京女子高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○六月三日勅令第二百十六號ヲ以テ職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ書記七人ヲ八人ニ増員セラル○六月十一日東伏見宮妃周子殿下臺臨アラセラ

ル○十一月二十九日開校五十年ニ相當スルヲ以テ記念式ヲ舉行ス此ノ日皇后陛下行啓アラセラレ令旨ヲ賜フ

大正十五年 八月二十七日文部省令第二十八號ヲ以テ生徒募集規程ヲ改正セラレタルヲ以

テ本校規則中ニ改正ヲ加ヘ十月五日許可ヲ得タリ之ニ仍リテ從來ノ志望學科ニ對スル第一第二ノ制ヲ廢シ入學試驗科目ニ就テハ國語、英語、數學ハ各科共通トシ外ニ文科ニ在リテハ歴史又ハ地理ヲ、理科家事科ニ在リテハ物理、化學又ハ動物、植物ノ内其一ヲ課ス而シテ選拔試驗ハ之マテ東京府ヲ除クノ外ハ當該學校ノ屬スル地方廳所在地ニ於テ地方長官監督ノ下ニ施行ヒシカ之ヲ限定シテ東京、奈良、札幌、仙臺、金澤、松江、廣島、福岡ノ八ヶ所ニ試驗場ヲ設ケ直接本校監督ノ下ニ試驗シ右ノ外沖繩縣並朝鮮、臺灣、關東州、樺太、青島ノ管外各廳下ニ於ケル志望者ハ其ノ當該長官監督ノ下ニ受験セシムルコトトナレリ○九月十八日校内ニ於ケル一般ノ情報ヲ通知スルタメ毎週土曜日校報ヲ發行スルコトトナス○校門閉閉ノ時間ヲ定ム○九月二十八日會議規程中ニ改正ヲ加フ○十月二十

九日評議員會規程並同細則中ニ改訂ヲ加フ

昭和二年 二月二十三日保育實習科規則中改正ノ件許可セラル本改正ニ依リ課程及實習ヲ了ヘタル者ニハ卒業證書ヲ與フルコトトナレリ○二月二十八日校長茨木清次郎浦和高等學校長ニ轉任、浦和高等學校長吉岡郷甫校長ニ任セラル○三月三十一日附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○五月一日本校ニ於ケル旅費支給內規ヲ定ム○六月十七日日本校細則中職員服務規程、校務分掌規程、會議規程及評議員會內規ヲ改定シ九月十一日ヨリ實施ス○九月一日附屬高等女學校ノ規則ヲ改正ス○同月十一日日本校規則ヲ改正ス○同月同日日本校規則施行細則ヲ制定ス○十月寄宿舎規程及生徒心得細則ヲ制定ス○十二月勅令第三百六十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ本校ニ助手二名ヲ置カル

昭和三年 一月七日保育實習科規則ヲ改正ス
○二月一日昭和三年三月限本校圖書專修科廢止ノ件並ニ昭和四年三月限附屬高等女學校實科廢止ノ件認可セラル但附屬高等女學校實科ハ現ニ在學スル生徒及昭和三年四月入學スヘキ者ニ對シテハ其ノ卒業スルニ至ル迄仍之ヲ存續ス○二月二日生徒願屆書式例ヲ定ム○四月三十日聽講生受業內規ヲ定ム○四月四日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○五月四日遠足修學旅行及見學ニ關スル事項ヲ定ム○六月十五日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○六月二十日本校及保育實習科附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園規則ヲ改正シ皇太后陛下御誕辰ヲ休業日ニ加フ○八月二十三日生徒獎勵費給與規程並ニ獎學資金ニ關スル規程中ニ改正ヲ加フ○八月入學者選抜ノ方法ヲ改正シ沖繩縣朝鮮臺灣關東州樺太青島ノ入學志願者ニ對シテ

ハ從前ノ通各廳ニ選抜試驗ノ施行ヲ委託スルモ内地ノ入學志願者ニ對シテハ本校並ニ奈良女子高等師範學校ニ於テノ選抜試驗ヲ施行シ之ニ引續キ第一次身體檢査ヲ施行スルコトトス又入學志願者ヲシテ文科理科及家事科ニ就キ志望ノ順位ヲ定メ二科ヲ併セ指定スルヲ得シム○九月十四日勅令第二百三十三號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ訓導二十一人ヲ二十二人ニ増員セラル○十月九日天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル○十月三十日勅令第二百五十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制中ニ改正ヲ加ヘ生徒監ヲ生徒主事ニ改メ別ニ生徒主事補ヲ置カル同時ニ勅令第二百五十七條ヲ以テ定員令中ニ改正ヲ加ヘ教諭ノ次ニ生徒主事書記ノ次ニ生徒主事補各一人ヲ加ヘラル○十一月十日大禮記念事業トシテ新校地ニ記念植樹ヲナスコトトス○

十一月二十六日小石川區大塚町三十五番地ノ十四號東青柳町二十八番地ノ一號ニ於ケル二萬七千二百六十四坪ヲ新校地トシテ文部省ヨリ交付セラル○十二月二十日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加ヘ專攻科英語部ハ昭和四年三月限廢止スルコトトス但現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍之ヲ存續ス
昭和四年 一月十二日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○一月十八日會議規程及生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○二月二十日日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ規則第三十五條第一號ニ依リ一旦退學シタル者モ退學シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再ヒ入學シ得ルノ途ヲ開ク○三月七日聽講生編入規程ヲ定ム○三月十一日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加フ○七月十七日文書處理規程ヲ定ム○九月六日勅令第二百六十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加

ヘ教授二十八人ヲ三十人ニ助教授八人ヲ十人ニ増員セラル○九月十四日日本校規則並ニ同施行細則中ニ改正ヲ加ヘ各學科ニ選修ノ區分ヲ設ク○十一月二十二日寄宿舍小石川區大塚町三十五番地所在ノ新營工事竣成ニ付移轉ヲ了ス
昭和五年 二月一日校門開閉ノ時間中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日皇后陛下行啓アラセラレ御言葉ヲ賜フ○四月二十五日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○五月二十九日勅令第二百九號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ助教授十人ヲ十二人ニ増員セラレ○九月四日寄宿舍規程中ニ改正ヲ加フ○同月旅費支給內規中ニ改正ヲ加フ○十月四日附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○十一月集會所及雨天體操場ノ新營工事竣成ス集會所ハ之ヲ喫鳴舍ト名付ク

昭和六年 二月五日天皇皇后兩陛下ノ御影ヲ下賜セララル因テ龔ニ御下賜ノ御影ハ之ヲ奉還ス○三月三十日本校並ニ附屬校園規則中授業料保育料ノ徵收方法ニ改正ヲ加フ○四月二十七日東伏見宮大妃殿下ヨリ講堂ニ奉掲ノ料トシテ御染筆ヲ御下賜アラセラル○六月附屬幼稚園ノ新營工事竣成ス○七月本校卒業生團體櫻蔭會並ニ附屬高等女學校卒業生團體作樂會ノ寄附ニ係ル水泳プール竣成ス○十二月二十八日附屬幼稚園規則中第二部幼兒保育料金額ニ改正ヲ加フ

昭和七年 四月十二日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月十五日下村三四吉東京女子高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○五月園障、通用門及門衛所ノ新營工事竣成ス○六月十三日東伏見宮大妃殿下ヨリ圖書閱覽室ニ奉掲ノ料トシテ御歌ヲ御下賜アラセラル○

十一月二十九日本校開校記念式並ニ附屬高等女學校創立五十年祝賀式ヲ舉行ス此ノ日東伏見宮周子殿下臺臨アラセラル○十二月十二日附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○十二月二十八日本校校舍ノ新營工事竣成ニ付本校及附屬幼稚園ノ移轉ヲ了ス○十二月二十八日勅令第三百九十五號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ助教授十二人ヲ十一人ニ助手二人ヲ一人ニ減員セラル

昭和八年 三月物置ノ一部、門衛所及車庫ノ新營工事竣成ス

第三學年 曆 自昭和八年四月 至昭和九年三月

昭和八年

四月一日 本校、附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期始業 本校、附屬學校及幼稚園春季休業始

四月三日 神武天皇祭

四月七日 附屬學校及幼稚園春季休業終

四月八日 附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期始業

四月十日 本校春季休業終

四月十一日 本校第一學期始業 本校生徒入學式

四月廿九日 天長節 拜賀式

六月廿五日 皇太后陛下御誕辰 拜賀式

七月十日 本校及附屬高等女學校專攻科第一學期及附屬幼稚園第一期終業

七月十一日 本校、附屬高等女學校專攻科及附屬幼稚園夏季休業始

七月二十日 附屬高等女學校本科及附屬小學校第一期終業

七月廿一日 附屬高等女學校本科及附屬小學校夏季休業始

八月卅一日 本校、附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期終業 附屬高等女學校本科及附屬小學校夏季休業終

九月一日 本校及附屬學校第二學期、附屬幼稚園第二期始業 附屬高等女學校本科及附屬小學校第二期始業

九月十日 本校、附屬高等女學校專攻科及附屬幼稚園夏季休業終

九月十一日 本校及附屬高等女學校專攻科第二學期、附屬幼稚園第二期始業

九月廿三日 秋季皇靈祭

十月十七日 神嘗祭

十一月三日 明治節 拜賀式
 十一月廿三日 新嘗祭
 十一月廿九日 開校記念日 記念式
 十二月廿四日 本校附屬學校第二學期及附屬幼稚園第二期終業
 十二月廿五日 大正天皇祭 本校附屬學校及幼稚園冬季休業始
 十二月卅一日 本校附屬學校第二學期及附屬幼稚園第二期終
 昭和九年
 一月一日 拜賀式 本校附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期始
 一月七日 本校附屬學校及幼稚園冬季休業終
 一月八日 本校附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期始業
 二月十一日 紀元節 拜賀式
 三月六日 皇后陛下御誕辰 拜賀式

三月廿一日 春季皇靈祭
 三月廿四日 附屬小學校卒業式
 三月廿五日 本校及附屬高等女學校卒業式
 三月卅一日 本校附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期終

第四 關係法令

一 師範教育令 (明治三十年十月九日勅令第三百四十六號)

第一條 高等師範學校ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 前三項ニ記載シタル學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ
 第二條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ東京ニ各一校ヲ設置シ師範學校ハ北海道及各府縣ニ各一校若ハ數校ヲ設置ス

第三條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ師範學校ハ地方長官ノ管理ニ屬ス
 第四條 師範學校ノ經費北海道及沖繩縣ヲ除クハ府縣稅又ハ地方稅ノ負擔トス
 第五條 師範學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
 第六條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
 第七條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ學資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ學校ヨリ之ヲ支給スヘシ
 前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生

ヲ置クコトヲ得

第八條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校ノ學科及其ノ程度並教科書ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 師範學校ニ豫備科小學校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得

附則

第十條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

明治十九年勅令第十三號師範學校令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十一條 他ノ法令中尋常師範學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然師範學校ト改正セラレタルモノト看做ス

參照

明治三十五年五月勅令第九十八號(直轄諸學校官制改正)ヲ以テ廣島高等師範學校ヲ加フ明治

四十年三月勅令第六十八號(直轄諸學校官制改正)ヲ以テ女子高等師範學校ヲ東京女子高等師範學校ト改稱シ其ノ次ニ奈良女子高等師範學校ヲ加フ

二 女子高等師範學校規定

(明治三十年十月十二日文部省令第一號) (二十四號 明治三十一年第一號) (大正三年第五號マテ屢次改正)

第一條 女子高等師範學校ノ學科ヲ分チテ文科、理科、家事科トス

第二條 文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、歷史、地理、外國語、家事、音樂、體操トス

理科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、化學、礦物及地質、植物、動物、生理及衛生、外國語、家事、圖畫及手工、音樂、體操トス

家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、裁縫、手藝、手工、園藝、圖畫、國語、外國語、數學、音樂、體操トス

家事科ハ之ヲ分チテ第一部及第二部トナスコトヲ得

學校長ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ前各項ノ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第三條 前條ノ學科目中音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

第四條 女子高等師範學校ノ學科ハ師範學校女子部ノ課程ニ照シ更ニ一層精深ナル程度ニ於テ教授スルモノトス

第五條 女子高等師範學校各學科ノ修業年限ハ四箇年トス

第六條 削除

第七條 第四學年生徒ハ附屬學校及幼稚園ニ於テ實地授業及保育ニ從事セシム

第八條 生徒在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ願フ者

ハ支給セラレタル學資及授業費ヲ償還スヘシ

文部大臣ハ其ノ情狀ニ依リ前項償還スヘキ學資及授業費ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條 生徒在學中疾病ニ罹リ若ハ學業進マズ又ハ品行修マラサルカ爲ニ成業ニ適セスト認ムルトキハ學校長ヨリ退學ヲ命スヘシ

第十條 女子高等師範學校ノ卒業生又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノニシテ第二條ニ規定シタル科目中ノ一科目又ハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

研究科ノ修業年限ハ一箇年乃至二箇年トス

第十一條 師範學校女子部及高等女學校教員ノ缺乏ヲ充タス爲ニ特別ノ必要アル場合ニ於テハ專修科ヲ置クコトヲ得

專修科ノ學科目及其ノ程度並修業年限募集

人員、入學者資格等ハ其ノ都度文部大臣ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ定ム

第十二條 師範學校女子部又ハ高等女學校教員タルノ志望ヲ有スル者ニシテ各學科中ノ一科目若ハ數科目ヲ選ヒテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得
選科生ハ何等ノ科目ヲ選フニ拘ラス修身教育ヲ兼修スルコトヲ要ス
選科生ハ在學期間ハ四箇年トス但シ特別ノ事情アル者ニ就キテハ學校長ニ於テ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトヲ得
第十三條 一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル本科生ニハ學業ノ成績ニ依リ所設ノ科目中其ノ數ヲ限リ修メシムルコトヲ得

附 則
本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ對シテハ仍

從前ノ規定ニ依ル但シ學校長ニ於テ便宜本令ノ規定ヲ斟酌スルコトヲ得

三 文部省直轄諸學校官制(抄)

(明治二十六年勅令第八十六號、明治二十九年第二百二十六號ヨリ昭和七年第三百九十五號マテ屢次改正)

- 第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ
- 東京女子高等師範學校
 - 盛岡高等農林學校
 - 上田蠶絲專門學校
 - 京都高等蠶絲學校
 - 三重高等農林學校
 - 岐阜高等農林學校
 - 千葉高等園藝學校
 - 山口高等商業學校
 - 名古屋高等商業學校
 - 大分高等商業學校
 - 和歌山高等商業學校
 - 奈良女子高等師範學校
 - 鹿兒島高等農林學校
 - 東京高等蠶絲學校
 - 鳥取高等農林學校
 - 宇都宮高等農林學校
 - 宮崎高等農林學校
 - 長崎高等商業學校
 - 小樽高等商業學校
 - 福島高等商業學校
 - 彦根高等商業學校
 - 横濱高等商業學校

高松高等商業學校	高岡高等商業學校	金澤高等工業學校	仙臺高等工業學校
第一高等學校	第二高等學校	明治專門學校	東京高等工藝學校
第三高等學校	第四高等學校	神戸高等工業學校	濱松高等工業學校
第五高等學校	第六高等學校	徳島高等工業學校	長岡高等工業學校
第七高等學校造士館	第八高等學校	福井高等工業學校	山梨高等工業學校
新潟高等學校	松本高等學校	秋田鐵山專門學校	東京高等商船學校
山口高等學校	松山高等學校	神戸高等商船學校	東京外國語學校
佐賀高等學校	弘前高等學校	大阪外國語學校	東京音樂學校
松江高等學校	東京高等學校	東京美術學校	東京音樂學校
大阪高等學校	浦和高等學校	東京美術學校	東京聾啞學校
福岡高等學校	静岡高等學校	第三條 女子高等師範學校ニ附屬高等女學校	
高知高等學校	姫路高等學校	附屬小學校及附屬幼稚園ヲ置ク	
廣島高等學校	富山藥學專門學校	第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク	
熊本藥學專門學校	京都高等工藝學校	校長	
名古屋高等工業學校	熊本高等工業學校	教授	
米澤高等工業學校	桐生高等工業學校	生徒主事	
横濱高等工業學校	廣島高等工業學校	助教	

書記

生徒主事補

前項職員ノ外交部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ勅任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒主事ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ勅任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ勅任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ勅任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十條ノ三 助手ハ勅任トス教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ従事ス

第十一條 第六條ニ掲クル職員ノ外女子高等師範學校ニ教諭、助教諭、訓導及保母ヲ置ク

教諭ハ奏任トシ助教諭、訓導及保母ハ勅任トス

教諭及助教諭ハ附屬高等女學校ノ生徒ノ教育ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

訓導ハ附屬小學校生徒ノ授業ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

四 文部省直轄諸學校職員定員

令抄

明治三十五年三月廿八日勅令第九十九號、明治三十六年第五十六號ヨリ昭和七年第三百九十五號マテ屢次改正

東京女子高等師範學校	校長	一人	教授	一人	助教諭	一人	訓導	一人	保母	一人	助手	一人	書記	一人	生徒主事補	一人
------------	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	----

五 文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件

大正三年六月二十日勅令第百二十四號、昭和四年勅令第四十三號ヲ以テ改正

高等師範學校又ハ文部省直轄諸學校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏薦ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年勅令第四十三號附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保母ハ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十八條 文部大臣ハ女子高等師範學校、名古屋高等工業學校、橫濱高等工業學校及東京高等工藝學校ノ教官ノ中ヨリ各其ノ附屬學校主事、教員養成所主事、附屬幼稚園主事ヲ命シ其ノ事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關係法令

三三

本令施行ノ際現ニ東京高等師範學校名譽教授タル者ハ本令ニ依リ東京高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ與ヘラレタルモノトス

六 帝國大學名譽教授及文部省

直轄諸學校名譽教授ノ待遇ニ

關スル件

大正四年八月十日勅令第百五十號、大正九年第七十九號、昭和四年第四十四號ヲ以テ改正

帝國大學名譽教授官立大學名譽教授高等師範學校名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 奏任文官及判任文官ノ優遇

ニ關スル件大正十年五月廿一日勅令第二百二十三號

第一條 高等官官等俸給令別表第二表第一號第三表及第五表ニ依ル奏任文官ニシテ引續

キ五年以上高等官三等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ帝國大學教授官立大學教授行政裁判所評定官及高等官四等ヲ最高官等トスル奏任文官ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 判任文官ニシテ引續キ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ事務熟練優等ナル者ハ特ニ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相當官等ハ高等官六等以下トス
第一項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ之ヲ主事ト稱ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八 文部省直轄諸學校長職務規

程大正二年六月二十三日文部省訓令、大正八年、九年號外ヲ以テ改正

第一條 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムル事

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四 教官以下内國各地出張ニ關スルコト

第五 教官以下ノ除服出仕請假ニ關スルコト

第六 講師ノ解囑及其ノ報酬減額ニ關スルコト

第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第九 前條ニ掲ケタル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

九 高等師範學校及女子高等師

範學校生徒募集規定(抄)

大正十五年八月二十七日文部省令第二十八號

第二條 女子高等師範學校文科理科家事科及專修科ノ生徒ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ身體健全品行方正ニシテ出身學校長ノ推薦シタル者ニ就キ試験ノ上之ヲ選拔ス但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付テハ女子高等師範學校長ニ於テ出身學校長ノ推薦ニ代ル

ヘキ適當ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

- 一 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
- 二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者
- 三 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 四 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 三條 高等師範學校及女子高等師範學校ノ入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許サス
 - 一 身體虛弱ナル者
 - 二 精神機能ニ障礙アル者

- 三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者
- 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者
- 五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者
- 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者
- 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
- 八 癩ヲ患フル者
- 九 重症心臓疾患ヲ患フル者
- 〇 悪性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者
- 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者
- 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者

- 第四條 高等師範學校長及女子高等師範學校長ハ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一條及第二條ニ規定シタル事項ノ外生徒推薦ニ關スル條件ヲ定ムルコトヲ得
- 第五條 第一條及第二條ニ規定シタル選拔試験ノ學科目及其ノ程度、期日、場所、募集人員出願手續其ノ他必要ナル事項ハ當該學校長ニ於テ豫メ官報ヲ以テ公告ス
- 第六條 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當該學校長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等師範學校生徒募集規則及女子高等師範學校生徒募集規則ハ之ヲ廢止ス

- 第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ
- 第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ
- 第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料、入學料及授業料ヲ徵收セザ

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程 (明治三十四年十一月 文部省令第十五號)

ルコトヲ得
第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ承ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタル者ト看做ス
第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

十一 臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用(明治四十四年四月四日 文部省令第十六號)

文部省直轄學校外國人特別入學規定ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シ

テハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

十二 高等師範學校等卒業者服務規則(大正十年四月二十六日 文部省令第二十九號)

第一條 本令ハ高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成所、東京美術學校、圖書師範科及東京音樂學校、甲種師範科、卒業生ニ適用ス
第二條 卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ從事スル義務ヲ有ス
一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半ニ相當スル期間
二 學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一ニ相當スル期間
前項ノ期間ハ二學科以上ヲ修メタル場合ニ於テハ通シテ八年ヲ超エス
第三條 卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ一年

間文部大臣ノ指定ニ從ヒ就職スルノ義務ヲ有ス但シ前條ノ義務一年未滿ナル場合ハ其ノ期間トス
一 學科ヲ卒業シタル者ニシテ更ニ他ノ學科ヲ卒業シタルモノニ在リテハ後ノ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間前項ノ義務ヲ有ス
第四條 卒業生ニシテ特別ノ事情ニ依リ第二條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサルモノハ其ノ理由ヲ具シ道府縣ニ奉職スル者ニ在リテハ地方長官其ノ他ノ者ニ在リテハ出身學校長ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得
前項ニ依リ出願シタル者アリタルトキハ地方長官又ハ學校長ハ事實ヲ審査シ意見ヲ付シテ願書ヲ進達スヘシ
第二條ノ義務ヲ猶豫又ハ免除シタル場合ニ於テハ第三條ノ義務ハ之ト同時ニ猶豫又ハ

免除セラレタルモノトス

第五條 卒業生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリタルトキハ第一條ニ掲ケタル學校ノ學校長ニ於テ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ學資ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ授業費及在學中支給セラレタル學資、學費ノ支給ヲ受ケサル者ニ對シテハ授業費ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ
一 第二條又ハ第三條ノ義務ヲ履行セサル者
二 服務年限中懲戒免職又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタル者
前項授業費ノ金額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ
第六條 卒業生ニシテ服務年限中研究科專攻科又ハ帝國大學學部等ニ入學セムトスルモ

ノアルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアル
ヘシ

第七條 卒業者ニシテ第四條ニ依リ其ノ義務
ヲ猶豫セラレタルトキ又ハ前條ニ依リ研究
科専攻科若ハ帝國大學學部等ニ入學シタル
トキハ其ノ猶豫又ハ在學ノ期間ハ服務年數
ニ算入セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ノ卒業者ニシテ未タ服務義務ヲ了
ラサルモノノ服務年數ニ關シテハ本令ノ規定
ニ依ル大正九年度以前ノ入學者ニシテ從前ノ
規定ニ依リ服務義務ナキモノノ服務ハ仍從前
ノ例ニ依ル

明治四十二年文部省令第二十五號高等師範學
校卒業者服務規則同年文部省令第二十七號女
子高等師範學校卒業者服務規則明治四十二年

文部省令第二號東京美術學校圖畫師範科卒業
者服務規則同年文部省令第三號東京音樂學校
甲種師範科卒業者服務規則及明治四十五年文
部省令第八號臨時教員養成所卒業者服務規則
ハ之ヲ廢ス

十三 行幸啓ノ節學生生徒敬禮

方抄(明治四十三年八月廿六日文部省訓
令第十八號、明治四十四年第十一
號、大正五年第五號ヲ以テ改正)

二 武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)
學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮官ハ各組
ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エルトキ氣ヲ付
ケテ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動
ノ姿勢ヲ取ラシム御車ヲ指揮者ノ前ニ達シ
タルトキ禮ノ號令ニテ敬禮セシメ禮ノ上部
ヲ約三十度前方ニ屈シ御車ニ注目セシム直
レノ號令ニテ元ノ姿勢ニ復セシム
御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長
職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

第五 規則

一 東京女子高等師範學校規則

第一章 本科

第一節 總則

第一條 本校ハ女子師範學校、師範學校女子部
及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成シ兼
テ普通教育及幼兒保育ノ方法ヲ研究スルヲ
以テ目的トス

第二條 學科ヲ分チテ文科、理科、家事科トス

第三條 各學科ノ修業年限ハ四箇年トス

第四條 生徒ノ定員ハ凡四百五十人トス

第五條 文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、歷

史、地理、外國語、音樂、體操トス

第六條 理科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、化

學、植物動物、生理及衛生、礦物及地質、外國語、音
樂、體操トス

第七條 家事科ノ學科目ハ修身、教育、家事裁縫
理科、圖畫、手藝、外國語、音樂、體操トス

第八條 各學科ノ學科目中音樂ハ學習困難ナ
リト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトアル
ルヘシ

第九條 文科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

修身

修養論 教育ニ關スル勅語、戊申詔書及國

民精神作典ニ關スル詔書ノ述義 國民道

徳論 倫理學 法制及經濟 作法

教育

心理學 論理學 教育學 教育史 教授

法 保育法 教育法令及學校管理法 學
 校衛生 教育實習
 國語 講讀 習字 文法 作文 作歌 文學史
 文學概論 國語學概論 言語學概論
 漢文 講讀 復文
 歷史 日本史 東洋史 西洋史
 地理 地理學通論 日本地誌 外國地誌 實習
 外國語(英語) 講讀 文法 作文
 音樂 單音唱歌 重音唱歌
 體操 遊戲及競技 教練 體育概論
 第十條 理科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ
 修身 教育

文科ニ準ス
 數學 算術 代數 幾何 三角法 解析幾何
 微分積分 數學雜論 演習
 物理 力學 物性 音響學 熱學 光學 電氣
 磁氣學 實驗
 化學 無機化學 有機化學 理論化學大意 實驗
 植物 形態 組織及細胞 生理 遺傳 分類
 動物 形態 組織 發生 生理 生態
 分類 形態 組織 發生 生理 生態
 應用 實驗
 生理及衛生 營養生理 運動生理 神經生理 衛生學
 通論 礦物及地質 礦物各論 地殼ノ構造及發達

實驗 外國語(英語)
 音樂 體操
 文科ニ準ス
 第十一條 家事科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ
 修身 教育
 文科ニ準ス
 家事 纖維及織物 衣類整理法 食物及營養
 料理法 住居 養老 育兒 看護 家事
 經濟 家計簿記 家事概論
 理科 生理學 物理學 化學 生理及衛生 園藝
 裁縫 實驗
 和服裁縫 洋服裁縫
 圖畫

自在畫 考案畫
 手藝 編物 刺繡
 外國語(英語)
 音樂 體操
 文科ニ準ス
 第十二條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
教育	二	二	二	二
國語	七	七	(四)五	(六)四
漢文	三	三	三	三
歷史	五	五	(四)五	三
地理	四	四	(三)三	(三)三
外國語	三	三	(一)三	(一)三

學第一、二期學 三期
 第四學年 三期

皇后陛下御誕辰 三月六日
春季皇靈祭 春分日

第四節 入學、在學、休學及退學

第十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十九條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

一 身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者

二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ該當學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得

- (一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
- (二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業

年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者

(三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

(四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
三年齡十六年以上二十二年未滿ニシテ夫ヲ有セサル者

第二十條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス
出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依リ入學志願者ノ入學志願票、履歷書、學業成績調查人物考定書、身體檢查書及寫眞ヲ

添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第二十一條 第十九條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依リ入學志願票、履歷書、身體檢查書及寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第二十二條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第二十條又ハ第二十一條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス

- 第二十三條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス
 - 一 身體虛弱ナル者
 - 二 精神機能ニ障礙アル者
 - 三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇、五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者
 - 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者

五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者

六 高度ノ脊柱彎曲、著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者

七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者

八 癩ヲ患フル者

九 重症心臟疾患ヲ患フル者

一〇 惡性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者

二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者

三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若クハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者

第二十四條 入學志願者ハ入學檢定料金參圓ヲ所定ノ期間内ニ納付スヘシ
既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第二十五條 入學志願者ニ對シ選拔試験及第

一次身體検査ヲ行フ但第一次身體検査ハ選
拔試験ノ施行ヲ他ニ委託セル場合ニ於テハ
之ヲ行ハサルコトアルヘシ
前項ニ依リ入學志願者ニ就キ入學候補者ヲ
選拔ス
選拔試験ノ科目及其ノ程度期日場所募集人
員其ノ他必要ナル事項ハ豫メ官報ヲ以テ之
ヲ公告ス
第二十六條 入學候補者ハ指定ノ期間内ニ戶
籍謄本ヲ差出スヘシ
第二十七條 入學候補者ニ對シ第二次身體檢
査及口頭試問ヲ行フ但第一次身體検査ヲ行
ハサル入學候補者ノ身體検査ハ第一次及第
二次ヲ併セ之ヲ行フ
前項ニ依リ入學候補者ニ就キ入學者ヲ選拔ス
第二十八條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル
誓書ヲ差出スヘシ

第二十九條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ
保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル
一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ
該當スル者ナキトキハ他ノ尊族又ハ後見人
ニ就キ之ヲ定ムヘシ
第三十條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居
住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ
代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住
スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム
者ニシテ本校ノ要求スル場合ニ於テ保證人
ノ義務ヲ代理スヘキモノトス
代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替
ヘシムルコトアルヘシ
第三十一條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定
ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ
第三十二條 生徒ノ學資ハ總テ私費トス但別
ニ定ムル所ノ規程ニ依リ學資ヲ補給スルコ

トアルヘシ
第三十三條 在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラ
レタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ許可セ
ラレタル者ハ授業費及補給ノ學資ヲ償還ス
ヘシ但文部大臣ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ免
除セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三十四條 引續キ二箇月以上課業ヲ缺キ又
ハ缺クヘシト認メタル者ニハ一箇年以内休
學ヲ命ス但時宜ニ依リ本文ニ依ラサルコト
アルヘシ
第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メ
タル者ニハ退學ヲ命ス
一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者
二 學業進マズシテ成業ノ目途立タサル者
三 二回同一學年ニ止レル者
四 品行修ラサル者
五 本校教育ノ趣旨ニ適セサル者

第三十五條ノ二 前條第一號ニ依リ退學シタ
ル者退學シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再
ヒ入學ヲ志願スルトキハ其ノ身體ヲ検査シ
タル上同一學年以下ニ限り之ヲ許可スルコ
トアルヘシ
第三十六條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ經ルニア
ラサレハ他ノ學校ニ入學ノ志願ヲナスコト
ヲ得ス
第五節 成績考查修了及卒業
第三十七條 學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ表示ス
第三十八條 各學科目ハ之ヲ一ノ評點科目ト
ス但每週教授時數ヲ顧慮シ之ヲ二以上ノ評
點科目ニ分ツコトアルヘシ
教育中教育實習ハ之ヲ二ノ評點科目ト看做ス
各評點科目ノ評點ハ一百ヲ以テ最高トス
第三十九條 學期成績評點ハ各評點科目ニ就
キ平素ノ學業ノ成績又ハ試験及平素ノ學業

ノ成績ヲ考査シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四十條 學年成績評點ハ各評點科目ニ就キ各學期成績評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム但第四學年ニ於テハ第一學期及第二學期成績評點ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ其ノ學年成績ト看做ス

第四十一條 卒業成績評點ハ各學年ノ平均成績評點ノ和ヲ四除シタルモノヲ八倍シ之ニ教育實習ノ成績評點ヲ加ヘ十除シテ之ヲ定ム

第四十二條 各學年ノ課程ノ修了ハ各學年成績評點全課程ノ卒業ハ卒業成績評點ニ依リ之ヲ認定ス

第四十三條 全課程ヲ卒業シタル者ニ對シテハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印	卒業證書	族籍	何籍	年月日生	某日生
----	------	----	----	------	-----

右者當校何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年月日 東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某◎

第 號

第四十四條 一箇年以上ノ課程ヲ履修セル生徒ニハ其ノ學業成績ヲ顧慮シ規定ノ學科目中ノ一科目又ハ數科目ヲ課セサルコトアルヘシ

前項ニ該當スル者ニ授與スヘキ卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印	卒業證書	族籍	何籍	年月日生	某日生
----	------	----	----	------	-----

右者當校何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年月日 東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某◎

第 號

第六節 教育實習

第四十五條 第四學年第三學期ニ於テ各學科生徒ヲシテ附屬學校幼稚園ニ於テ教育實習ニ從事セシム

教育實習ニ從事スル生徒ヲ教生ト稱ス

第四十六條 教生ハ教育實習中附屬學校幼稚園主事ノ指揮監督ヲ受ク

第四十七條 附屬學校幼稚園主事ハ教育實習細則ヲ定メ學校長ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 研究科

第四十八條 各學科ノ學科目中一科目又ハ數科目ヲ專攻セムトスル者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

第四十九條 研究科ノ修業年限ハ一箇年以上二箇年以下トス

第五十條 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本校卒業者又ハ試験ニ依リ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタル者タルヘシ

第五十一條 研究科ニ入學セムトスル者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書及身體検査書ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ但本校卒業後直ニ入學セムトスル者ニ在リテハ身體検査書ヲ要セス

第五十二條 入學志願者ノ學力人物及研究學科目等ヲ考査シ適當ト認メタルトキハ教授設備ニ差支ナキ場合ニ限り入學ヲ許可ス

第五十三條 第十五條乃至第十七條第二十二條乃至第二十四條第二十八條乃至第三十三條第三十五條第三十六條ハ之ヲ研究科生徒ニ適用ス

第五十四條 研究科生徒ハ學校長ノ指定スル指導教官ニ就キ研究ニ從事スヘシ

第五十五條 研究科生徒ハ修業期間ノ終ニ於テ研究報告ヲ差出スヘシ

第五十六條 前條ノ報告書ヲ審査シ合格ト認
メタルトキハ修了證書ヲ授與ス

第三章 專修科

第五十七條 女子師範學校、師範學校女子部高
等女學校教員ノ缺乏ヲ充ス爲ニ特別ノ必要
アル場合ニ於テハ專修科ヲ置クコトアルヘシ
第五十八條 專修科ノ學科目及其ノ程度並修
業年限募集人員等ハ其ノ都度之ヲ定ム
第五十九條 第十五條乃至第三十三條、第三十
五條乃至第四十二條、第四十五條、第四十六條
ハ專修科生徒ニ適用又ハ準用ス
第六十條 全課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書
ヲ授與ス
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印
卒業證書
族籍
何籍
年月日生
某

右者當校何々專修科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因
テ茲ニ之ヲ證ス
年月日
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

第 號
校印
族籍
何籍
年月日生
某

第六十一條 女子師範學校、師範學校女子部、高
等女學校教員タルノ志望ヲ有スル女子ニシ
テ各學科ノ學科目中一科目若クハ數科目ヲ
選ヒテ學修セムトスル者アルトキハ教授上
差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許
可スルコトアルヘシ
第六十二條 選科生ニハ何等ノ科目ヲ選フニ
拘ラス修身及教育ヲ兼修セシム
第六十三條 選科生トシテ入學スルコトヲ得
ル者ハ品行方正身體健全ニシテ所選科目ノ
學修ニ堪フト認メタルヘシ
第六十四條 選科生トシテ入學セムトスル者

ハ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票、履歷書
ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ
第六十五條 選科生ノ在學期間ハ四箇年トス
但特別ノ事情アルトキハ本文ノ期間ヲ伸縮
スルコトアルヘシ
第六十六條 第五條乃至第七條、第十五條乃至
第四十二條、第四十五條、第四十六條ハ之ヲ選
科生ニ適用又ハ準用ス
第六十七條 選科生ノ授業料ハ一學年金五拾
五圓トス
授業料ハ始業日後十五日以内ニ於テ其ノ學
年分ヲ完納スルカ又ハ其ノ學期分若ハ月分
ヲ分納スヘシ其ノ月分ヲ分納スル場合ニ於
テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス
每學期又ハ毎月分納スル場合ニ於ケル其ノ
學期分又ハ其ノ月分ノ授業料額ハ左ノ通之
ヲ定ム

第一學期 各金貳拾圓
第二學期 金拾五圓
第三學期 金五圓
第六十八條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但
臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月分ニ相當
スル金額ヲ返付ス
授業料ノ滯納二箇月以上ニ亘ル者ニハ出席
ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ
第六十九條 所選科目ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ
ハ卒業證書ヲ授與ス
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印
族籍
何籍
年月日生
某
右者當校何科中何々選科生トシテ成規ノ課程ヲ履修シ其
ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス
年月日
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

附則

第七十條 本規則ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各學科目ノ程度及每週教授時數ハ從前ノ規程ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第七十一條 本規則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 東京女子高等師範學校保育實習科規則

第一條 幼稚園保姆タラムトスル志望ヲ以テ保育ノ方法ヲ實習セムトスル者ノ爲ニ保育實習科ヲ設ク
第二條 保育實習科ノ修業年限ハ一箇年トス
第三條 保育實習科生徒ノ定員ハ凡二十人トス

第四條 保育實習科ノ學科目ハ修身教育保育理科圖畫手工音樂體操トス

第五條 各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

- 修身 生徒心得 道德要領
- 教育 教育學 兒童心理 教授法及管理法ノ大要
- 保育 育兒法 保育法 乳兒幼兒保護事業概要 保育實習
- 理科 自然研究 植物栽培 動物飼育
- 圖畫 自在畫 考案畫
- 手工 紙細工 粘土細工 きびから細工 簡易ナル木工
- 音樂 單音唱歌 重音唱歌 樂器使用練習

體操

體操 遊戲及競技

第六條 各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	每週教授時數
修身	一
手工	二
圖畫	二
音樂	三
體操	三
計	三〇

第七條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第八條 學年ヲ分チテ三學期トス
第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ
第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ
第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル
第九條 休業日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同十日ニ至ル

日曜 日

天皇 節 四月二十九日

皇太后陛下御誕辰 六月二十五日

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日

春季皇靈祭 春分日

第十條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十一條 保育實習科ニ入學スルコトヲ得ル

者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

一 身體健全品行方正ニシテ保姆タルニ適當ナリト認ムル者

二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得

(一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者

(二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒

(三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

(四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

三 年齢十六年以上ニシテ夫ヲ有セサル者

第十二條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願者ノ入學志願票、履歷書、學業成績調查人物考定書、身體檢查書及戶籍謄本並寫眞ヲ添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第十三條 第十一條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票、履歷書、身體檢查書及戶籍謄本並寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第十四條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務

ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第十二條又ハ第十三條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス

第十五條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス

一 身體虛弱ナル者

二 精神機能ニ障礙有ル者

三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者

四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者

五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者

六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者

七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者

八 癩ヲ患フル者

九 重症心臟疾患ヲ患フル者

一〇 惡性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者

二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者

三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者

第十六條 入學志願者ハ入學檢定料金參圓ヲ所定ノ期間内ニ納付スヘシ

既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第十七條 入學志願者ニ對シ選抜試驗、身體檢查及口頭試問ヲ行ヒ入學者ヲ選抜ス

選抜試驗ノ科目及其ノ程度、期日、募集人員其ノ他必要ナル事項ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十八條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓

書ヲ差出スヘシ

第十九條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ 保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ

第二十條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ 代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ本校ノ要求スル場合ニ於テ保證人ノ義務ヲ代理スヘキモノトス

代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替ヘシムルコトアルヘシ

第二十一條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ

第二十二條 已ムテ得サル事故ニ依リ退學セ

ムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但疾病ノタメニ退學セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認めタル者ニハ退學ヲ命ス

一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者

二 學業進マズシテ成業ノ目途立タサル者

三 品行修ラサル者

四 本校教育ノ趣旨ニ適セサル者

第二十四條 授業料ハ一箇年金五拾五圓トス 前項ノ授業料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スルコトナシ

第二十五條 生徒ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第一學期 四月十六日ヨリ同十八日マテ

第二學期 九月十七日ヨリ同十九日マテ

第三學期 一月十六日ヨリ同十八日マテ

毎月 其ノ月五日ヨリ同七日マテ

每學期分又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之ヲ定ム

第一學期 各金貳拾圓

第二學期 各金貳拾圓

第三學期 各金貳拾圓

毎月 金五圓

第二十六條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス

授業料ノ滞納ニ箇月ニ亘ル者ニハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第二十七條 所定ノ課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

右者當校保育實習科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年月日

東京女子高等師範學校長位勳學位留何某

昭和六年三月三十日改正規則附則

第二十八條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三 東京女子高等師範學校附屬高等女學校規則

第一章 總則

第一條 附屬高等女學校ハ女子高等普通教育ノ方法ヲ研究シ本校生徒ヲシテ之ヲ練習セシムル所トス

第二條 附屬高等女學校ニ本科專攻科ヲ置ク

第三條 附屬高等女學校ノ修業年限ハ本科ニ在リテハ五箇年專攻科ニ在リテハ三箇年トス

第四條 附屬高等女學校本科ニ入學スルコト

校印

卒業證書

旗籍

何籍

年月日生

音樂	裁縫	教育	家事	圖畫	理科	數學	地理	歷史
二 歌 單 音 唱	三 類 通 衣 縫 方 方			一 考 寫 案 畫	二 動 植 物	三 算 術	三 日 本 地	三 日 本 歷
二 歌 音 唱 輪 唱	三 同 上			一 同 上	二 生 動 物 衛 生	三 幾 何 數	三 外 國 地	三 同 上
一 同 上	三 同 上			一 同 上	四 生 理 衛 生 化 學	四 同 上	三 同 上	三 外 國 歷
一 同 上	三 同 上		二 衣 食	一 考 寫 案 畫	三 物 理 學	四 同 上	二 同 上	二 同 上
(二) 同 上	四 同 上	(二) 保 育 法	四 家 事 經 濟 實 習	一 同 上	三 生 物 概 論	三 幾 何 、 代 數	二 地 理 概 說	二 日 本 及 外 國 近 世 史

心理及論	漢文	國語	修身	學科目
二 心 理	三 講 讀	三 講 讀 、 文 法	一 條 養 論	第一學年 教授事項
二 心 理 、 論 理	四 同 上	二 講 讀 、 文 法 、 國 語 學	一 國 民 道 德	第二學年 教授事項
	四 講 讀 、 復 文	三 講 讀 、 文 法 、 國 語 學	一 倫 理	第三學年 教授事項

第十條 專攻科各部ノ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ左表ニ依ル

第五學年ノ音樂(二)ハ之ヲ隨意科目トス

第五學年ノ外國語(英語)四ハ之ヲ二ニ減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ教育(二)ヲ必修セシム

國語部

ヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス
 附屬高等女學校專攻科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス
 第五條 附屬高等女學校ノ生徒定員ハ本科ニ在リテハ凡五百名專攻科ニ在リテハ凡五百五十名トス

第二章 學科課程

第六條 本科ノ學科目ハ修身、公民科、國語、外國語、英語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事、教育、裁縫、音樂、體操トス但第五學年ノ音樂ハ隨意科目トス

第七條 專攻科ヲ國語部及家事部ニ分ツ
 國語部ノ學科目ハ修身、國語、漢文、心理及論理、教育及美學、英語、歷史、地理、法制及經濟體操、習字トス但習字ハ隨意科目トス

外國語(英語)	國語	公民科	修身	學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
五 講 讀 、 文 法 、 習 字	六 講 讀 、 文 法		二 生 徒 道 德 、 心 理 、 法 則	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週
五 講 讀 、 文 法 、 習 字	六 同 上		二 道 德 、 法 則	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週
四 講 讀 、 文 法	六 講 讀 、 文 法		一 道 德 、 法 則	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週
四 同 上	五 講 讀 、 文 法	一 公 民 要	一 同 上	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週
四 同 上	四 講 讀 、 文 法	一 同 上	一 同 上	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週	時數 每 週

第八條 削除

第九條 本科ノ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ左表ニ依ル但夏季休業ノ前後各二週間以內ハ十八時迄、第三學期中ハ二十八時迄每週教授時數ヲ減スルコトアルヘシ

教育學及 英語	三講讀、文法	三同上	四教育學、美學	心理及 論理	二心理	二心理、論理	四教育學、美學
歷史	三日本史	二外國史	三同上	國語	三講讀、作文	二同上	二同上
地理	二自然地理	二人文地理	二外國史	法制及 經濟	二經濟大意	二法制大意	二同上
體操	二體操、教練	二同上	二同上	體操	二體操、教練	二同上	二同上
習字	(一)	(一)	(一)	計	元	元	元
計	(元)六	(元)六	(元)六	計	元	元	元

家事部

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一 修養論	一 國民道德	一 倫理
家事	五 衣、食	六 住、家庭經濟	七 家庭衛生、家庭
理科	四 生理及衛生	六 生物及園藝	七 教育、食
數學	三 數學雜論	六 化學、物理	四 生物、物理
裁縫及 手藝	七 和服裁縫、洋	七 同上	七 同上
圖畫	二 幾何畫	一 同上	七 同上

第一學年 教授事項
第二學年 教授事項
第三學年 教授事項

第三章 學年、學期及休業日
第十二條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル
第十三條 學年ヲ分チテ三學期トス
第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ
第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ
第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル
第十四條 休業日ハ左ノ如シ
春季休業 本科ハ四月一日ヨリ四月

日曜	七日ニ至リ專攻科ハ四月一日ヨリ四月十日ニ至ル
天皇	四月二十九日
皇太后陛下御誕辰	六月二十五日
夏季休業	本科ハ七月二十一日ヨリ八月三十一日ニ至リ專攻科ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
秋季皇靈祭	秋分日
神嘗祭	十月十七日
明治節	十一月三日
新嘗祭	十一月二十三日
開校記念日	十一月二十九日
冬季休業	十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
紀元節	二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日
春季皇靈祭 春分日

第四章 入學、在學、休學及退學

第十五條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十六條 入學志願者ハ別ニ定ムル志願票ニ所事項ヲ記入シ檢定料金五圓ヲ添ヘ指定ノ期間内ニ之ヲ差出スヘシ但本校附屬小學校第一部卒業者ニシテ引續キ本科ニ入學セムトスル者ハ檢定料ヲ要セス

既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第十七條 入學ヲ許可スヘキ者ハ入學志願者中學力及身體ノ檢査ニ合格シタル者ニ就キ之ヲ選定ス

第十八條 願ニ依リ退學シタル者一箇年以内ニ入學ヲ願出ツルトキハ同一學年以下ニ限

リ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ
 第十九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期限迄ニ入學料金參圓ヲ納付スヘシ但本科卒業者ニシテ引續キ專攻科ニ入學スル者前條ニ依リ入學スル者ハ此ノ限ニ在ラス
 既納ノ入學料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス
 第二十條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ其ノ保護者ヲ届出ツヘシ
 保護者ハ父兄之ニ當リ在學中學校ト協定シテ生徒ノ監督指導ニ任スヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ
 第二十一條 保護者東京市又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理者ヲ定メ届出ツヘシ
 代理者ハ東京市又ハ其ノ附近ニ居住スル丁

年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ保護者ノ責務ヲ遂行スルニ足ル者タルヲ要ス
 第二十二條 保護者又ハ代理者ノ住所等ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
 第二十三條 保護者又ハ代理者死去若ハ他ノ事故ニ由リ其ノ義務ヲ盡ス能ハサルニ至ルトキハ他人ヲ以テ之ニ代ヘ直ニ届出ツヘシ
 第二十四條 疾病其ノ他ノ已ムヲ得サル事由ニ由リ缺席、缺課、遲參又ハ早退スルトキハ其ノ日時及事由ヲ記シ保護者又ハ代理者ヨリ届出ツヘシ
 第二十五條 已ムヲ得サル事故ニ由リ二箇月以上授業ニ就ク能ハサル見込ノ者ニ對シテハ當該學年間に限り休學ヲ許可スルコトアルヘシ
 休學セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護

者ヨリ願出ツヘシ但疾病ノ爲ニ休學セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ
 第二十六條 已ムヲ得サル事故ニ由リ退學セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護者ヨリ願出ツヘシ但疾病ノ爲ニ退學セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ
 第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス
 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
 三 引續キ一箇年以上缺席シタル者
 四 正當ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席シタル者
 五 前各號ノ外本校教育ノ趣旨ニ適セスト認メタル者

第五章 成績考査修了及卒業
 第二十八條 各學期ノ終ニ於テ其ノ學期間ニ於ケル生徒ノ學業成績ヲ考査シ各學年ノ終ニ於テ其ノ各學期ノ學業成績ニ依リ其ノ學年ノ課程ノ修了ヲ認定ス
 最終學年ノ課程ヲ終了シタル者ハ全課程ヲ卒ヘタルモノトス
 第二十九條 全課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
 卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム
 第一様式(本科)

校印	族籍
右者當校附屬高等女學校本科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス	年 月 日 生
年 月 日	東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某印

第二様式(専攻科)

卒業證書
 校印
 族籍 何籍
 年月日 某年某月某日
 右者當校附屬高等女學校専攻科何部ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ了ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證書
 年 月 日
 東京女子高等師範學校長位勳學位附何某

第六章 授業料

第三十條 授業料ハ一學年ニ就キ本科ニ在リテハ金四拾九圓五拾錢専攻科ニ在リテハ金五拾五圓トス
 第三十一條 保護者ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但シ毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス
 第一學期 四月十九日ヨリ同二十三日マテ
 第二學期 九月十二日ヨリ同十六日マテ

第三學期 一月十九日ヨリ同二十三日マテ
 毎月 四月及一月ハ其ノ月十九日ヨリ同二十三日マテ其ノ他ノ月ハ其ノ月十二日ヨリ同十六日マテ但
 専攻科ハ七月ニ在リテハ其ノ月五日ヨリ同七日マテ
 每學期分又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之ヲ定ム

學期、月	納額	
	本 科	専 攻 科
第一學期、第二學期	各金拾八圓	各金貳拾圓
第三學期	金拾參圓五拾錢	金拾五圓
每 月	金四圓五拾錢	金 五 圓

第三十二條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス
 授業料ノ滞納二箇月ニ亙ル者ニハ出席ヲ停

メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ
 第三十三條 授業料ハ缺席休學等ノ爲ニ之ヲ免除スルコトナシ

附 則

第三十四條 本則ハ昭和二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ従前ノ規程ヲ參酌シテ之ヲ定ム
 昭和三年十二月十日改正規則附則
 第三十五條 本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ教授事項每週教授時數ニ關シテハ其ノ生徒ノ卒業スルニ至ル迄仍従前ノ例ニ準ス
 昭和六年三月三十日改正規則附則
 第三十六條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 東京女子高等師範學校附屬

小學校規則

(本規則中第三部ニ關スルモノハ試ニ施行シツ、アルモノナリ)

第一條 附屬小學校ハ普通教育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒ヲシテ教育ノ方法ヲ練習セシムル所トス
 第二條 附屬小學校ヲ第一部、第二部、第三部トス
 第三條 第一部ハ單式學級ニ編制セル女兒ノ尋常小學校ニシテ附屬高等女學校ニ連續スルモノトス
 第四條 第二部ハ複式學級ニ編制セル男兒女兒共學ノ尋常小學校並ニ複式學級ニ編制セル女兒ノ高等小學校ヲ以テ組織セル尋常高等小學校トス
 第五條 第三部ハ單式學級ニ編制セル男兒女兒共學ノ尋常小學校トス

第六條 附屬小學校高等小學科ノ修業年限ハ二箇年トス

第七條 附屬小學校ノ教科目ハ左ノ如シ
尋常小學科ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、郷土科、圖畫、手工、作業、唱歌、體操トシ、女兒ニハ裁縫ヲ加フ但郷土科及作業ハ第三部ニ限ル
高等小學科ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業、商業、家事、裁縫、外國語、英語トス但外國語(英語)ハ隨意科目トス

第八條 削除
第九條 各部兒童ノ定員及學級ノ編制ハ左ノ如シ但特別ノ事情アルトキハ本文ニ據ラサルコトアルヘシ
第一部ノ兒童定員ハ凡二百四十人トシ六學級ニ編制ス
第二部ノ兒童定員ハ凡百八十人トシ四學級ニ編制ス

第三部ノ兒童定員ハ凡百八十人トシ六學級ニ編制ス

第十條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十一條 各學年ノ教授程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル但每週教授時數ハ夏季休業ノ前後各二十日以内ニ於テハ之ヲ十八時マテニ減スルコトアルヘシ
第十二條 削除
第十三條 休業日ハ左ノ如シ
一月一日昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日、祝日及日曜日
春季休業 四月一日ヨリ同月七日マテ

皇后陛下御誕辰 三月六日
皇太后陛下御誕辰 六月二十五日
夏季休業 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ
開校記念日 十一月二十九日
冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ

第十四條 教科用圖書ハ別ニ之ヲ定ム
第十五條 入學期ハ每學年ノ始トス但缺員アルトキハ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ
第十六條 入學ヲ願フ者ハ左式ノ履歷書ヲ差出スヘシ
用紙半紙

履歷書
道廳府縣華士族平民
誰何女(男)妹(弟)戸主等
年 月 日 某
第何部何科何學年志願
本籍 道廳府縣何郡市何町何番地
住所 東京府何郡市何町何番地

出生地 道廳府縣何郡市何町何番地
保護者ノ職業及兒童トノ關係 他人ノ家ニ寄寓スルトキハ其ノ家長ノ氏名職業ヲ併記スヘシ
種痘 第一期完了年月日(第二期完了年月日、痘瘡經過年月日)
從前ノ教育 何年何月ヨリ何幼稚園ニ於テ保育ヲ受ケ或ハ何市何町村(私)立高等小學校ニ於テ高等小學校第何學年マテ修業或ハ何某ニ就キ若ハ家庭ニ於テ何々修業等
年月日 東京府何郡市何町何番地
道廳府縣華士族平民 保護者 何 某

第十七條 保護者ニシテ東京市若ハ附近ニ居住セサル場合ニ於テハ代理者ヲ定メテ届出ツヘシ保護者代理者ハ東京市若ハ其ノ附近ニ居住シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル
第十八條 授業料ハ兒童一人ニ就キ第一部ニ在リテハ一學年金參拾參圓第二部ニ在リテハ尋常科ニ於テ一學年金貳拾貳圓高等科ニ於テ一學年金五圓五拾錢第三部ニ在リテハ一學年金參拾參圓トス

第十九條 保護者ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第一學期 四月十日ヨリ同十四日マテ
 第二學期 九月五日ヨリ同九日マテ
 第三學期 一月十日ヨリ同十四日マテ
 毎月 四月及一月ハ其ノ月十日ヨリ同十四日マテ其ノ他ノ月ハ其ノ月五日ヨリ同七日マテ

每學期又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之ヲ定ム

學期、月	納額	
	第一部	第二部
第一學期	各金拾貳圓	各金八圓
第二學期	各金九圓	各金六圓
第三學期	各金九圓	各金五圓
毎月	金參圓	金貳圓

高等部
 高等科
 常科
 第一學期
 第二學期
 第三學期
 毎月

第二十條 削除

第二十一條 學年中途ニ於テ入學シタル兒童ノ授業料ハ其ノ入學シタル月分ヨリ之ヲ納付スヘシ

入學シタル月分ノ授業料ハ入學後七日以内ニ於テ之ヲ納付スヘシ

第二十二條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス

授業料ノ滞納ニ箇月ニ亘ル者ニハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 授業料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スルコトナシ

第二十四條 學年ノ終ニ於テハ其ノ學年間ノ成績ヲ考查シ各學年ノ課程若ハ全教科ノ修了ヲ認定ス

第二十五條 各學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第一號書式ノ證書ヲ與ヘ全教科ヲ修了シ

タル者ニハ第二號書式ノ證書ヲ與フ

第一號書式

修業證書

何年 月 日生 某

校印

右ハ當校附屬小學校第何部ニ於テ高等尋常小學校第何學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

東京女子高等師範學校

卒業證書

何年 月 日生 某

校印

右ハ當校附屬小學校第何部ニ於テ高等尋常小學校ノ全教科ヲ修了セシコトヲ證ス

東京女子高等師範學校長位勳學位證書何某

第二十六條 兒童又ハ保護者ノ轉居シタル時ハ保護者ヨリ直ニ届出ツヘシ

第二十七條 病氣其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺席スルトキハ其ノ旨保護者ヨリ届出ツ

ヘシ

第二十八條 退學セムト欲スル者ハ理由ヲ具シテ其ノ旨保護者ヨリ申出ツヘシ

第二十九條 無届缺席一箇月ニ及フ者ハ除籍スルコトアルヘシ

第三十條 當校教育ノ趣旨ニ適セスト認ムル者ニハ退學ヲ命ス

附則

第三十一條 本則ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十日改正規則附則

第三十二條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年十二月十二日改正規則附則

第三十三條 本則ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但第十八條ハ現ニ在學スル各部第一學年以上ハ従前ノ規定ニ依ル

計	作業	手工	圖畫	裁縫	體操	唱歌	郷土科	理科
一八		二 (單形、簡易ナル) 簡易ナル細工			四 歌、體操、教練、遊戯 及體技	平易ナル單音唱	三 兒童ノ生活ニ近 キ事物現象	
二四		二 (單形、簡易ナル) 簡易ナル細工			四 歌、體操、教練、遊戯 及體技	平易ナル單音唱	三 兒童ノ生活ニ近 キ事物現象	
二八	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等	二 簡易ナル細工	一 單形、簡易ナル 形體		三 體操、教練、遊 戯及體技	一 平易ナル單音 唱	三 郷土ノ國史の 地理的、理科的 的、社會的、公 民的事象	
三〇	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等	二 簡易ナル細工	一 簡易ナル形體	女三 縫、裁、方、方 チノ方、方、方、方	三 體操、教練、遊 戯及體技	一 平易ナル單音 唱	三 郷土ノ國史の 地理的、理科的 的、社會的、公 民的事象	二 植物、動物、礦 物、自然ノ現象 化學上ノ現象
三〇	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等	二 簡易ナル細工	一 簡易ナル形體	女三 縫、裁、方、方 ヒ方、方、方、方	三 體操、教練、遊 戯及體技	一 平易ナル單音 唱		二 植物、動物、礦 物、自然ノ現象 化學上ノ現象
三〇	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等	二 簡易ナル細工	一 簡易ナル形體	女三 縫、裁、方、方 ヒ方、方、方、方	三 體操、教練、遊 戯及體技	一 平易ナル單音 唱		二 植物、動物、礦 物、自然ノ現象 化學上ノ現象

五 東京女子高等師範學校附屬
幼稚園規則
第一條 東京女子高等師範學校附屬幼稚園ハ

幼兒保育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒徒ヲシ
テ幼兒保育ノ方法ヲ練習ヒシムル所トス
第二條 附屬幼稚園ヲ分チテ第一部、第二部ト

第三條 第一部ハ同年齡ノ幼兒ノミヲ以テ組 ヲ編制シ第二部ハ年齡ノ異ル幼兒ヲ相混シ テ組ヲ編制ス	第八條 保育時數ハ第一部ハ每週二十五時ト シ第二部ハ每週二十八時トス但夏季休業前 後各三週以内ハ第一部ニ在リテハ十八時マ テ、第二部ニ在リテハ二十一時マテ減スルコ トアルヘシ
第四條 附屬幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌觀 察、談話、手技等トス	第九條 休業日ハ左ノ如シ 祝日、大祭日及日曜日 春季休業 四月一日ヨリ同七日ニ至 ル 皇后陛下御誕辰 三月六日 皇太后陛下御誕辰 六月二十五日 夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日 ニ至ル 開校記念日 十一月二十九日 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年 一月七日ニ至ル
第五條 幼兒ノ年齡ハ第一部ニ在リテハ滿四 歳ヨリ小學校ニ就學スルマテトシ第二部ニ 在リテハ滿三歳ヨリ小學校ニ就學スルマテ トス	
第六條 幼兒ノ定員ハ第一部凡百二十名、第二 部凡九十名トス	
第七條 一箇年ヲ分チテ三期トス 第一期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル 第二期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至 ル 第三期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ 至ル	

第十條 入園ノ期ハ毎年四月トス但缺員アルトキハ臨時入園ヲ許スコトアルヘシ

第十一條 入學ヲ願フ者ハ左式ノ履歷書ヲ差出スヘシ

履歷書

幼兒 何 某

一族稱 北海道廳、何府縣、郡族、士族

一本籍 北海道廳、何府縣、何市郡何町村何番地、何某幾男

女姉妹等

一住所 東京府市何區郡何町村何番地何某内

一保護者ノ職業及幼兒トノ關係 何官、何商、何社ノ何役等

(他人ノ家ニ寄寓スルトキハ其ノ家長ノ職業ヲ併記スヘシ)

一出生地

一出生年月日

一營養品、生母ノ乳、乳母ノ乳、牛乳、乳粉等

一養育セシ場所 自宅、乳母ノ家等

一痘種痘第一期完了年月日(痘種痘過年月日)

一從來著シキ疾病ニ罹リシコトノ有無及病狀病名等

一兩親ノ年齢及健否

一兄弟姉妹ノ數及健否

右之通ニ御座候

年 月 日 住所 保護者 何 某

第十二條 保護者ニシテ東京市若ハ其ノ附近ニ住居セサル場合ニ於テハ代理者ヲ定メテ届出ツヘシ

保護者代理者ハ東京市若ハ其ノ附近ニ住居シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ルトス

第十三條 保育料ハ一箇年ニ就キ金參拾參圓トス

第十四條 保護者ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ期分ノ保育料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第一期 四月十六日ヨリ同十八日マテ

第二期 九月十七日ヨリ同十八日マテ

第三期 一月十六日ヨリ同十八日マテ

毎月 其ノ月五日ヨリ同七日マテ

毎期分又ハ毎月分ノ保育料額ハ左ノ通之ヲ定ム

第一期及第二期 金拾貳圓

第三期 金九圓

每月 金參圓

第十五條 一箇年ノ中途ニ於テ入園シタル幼兒ノ保育料ハ其ノ入園シタル月分ヨリ之ヲ納付スヘシ

入園シタル月分ノ保育料ハ入園後七日以内ニ於テ之ヲ納付スヘシ

第十六條 既納ノ保育料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス

保育料ノ滞納二箇月ニ亘ル者ニハ出席ヲ停メ又ハ退園ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 保育料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スルコトナシ

第十七條ノ二 削除

第十八條 幼兒又ハ保護者ノ轉居シタルトキ

ハ直ニ届出ツヘシ

第十九條 幼兒缺席スルコト一週ヲ超ユルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ但幼兒傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ其ノ病狀ヲ届出ツヘシ

第二十條 退園セムト欲スルモノハ其ノ理由ヲ具シ保護者ヨリ其ノ旨申出ツヘシ

附 則

第二十一條 本則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行前ニ入學シタル幼兒ノ保育料ハ從前ノ通トス

昭和四年三月十一日改正規則附則

第二十二條 本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十日改正規則附則

第二十三條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年十二月二十八日改正規則附則

第二十四條 本則ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行前ニ入園シタル幼兒ノ保育料ハ従前ノ通トス

六 東京女子高等師範學校生徒

獎勵費給與規定

第一條 本校生徒ニシテ學力優等品行方正ナル者又ハ多年教職ニ從事シタル者ノ子若ハ入學後非常ノ災害ニ遭遇シ家計上ニ著シキ變化ヲ來シ學資ニ困難ヲ生シタル者ニハ獎勵ノ爲月額金拾五圓以內ヲ支給スルコトアルヘシ但特別ノ事情アル者ニ對シテハ月額金貳拾五圓ヲ支給スルコトヲ得

第二條 獎勵費ハ其ノ月十五日以後ニ於テ支給命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限り月額

ノ半額トス

第三條 獎勵費ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル場合ニハ其ノ期間獎勵費ヲ支給セス但此ノ場合ニ於テハ日割計算トス

第四條 獎勵費ハ其ノ月二十三日(七月ニ在リテハ五日、休業日ナレハ繰下ク)ニ之ヲ支給ス但半途退學者、卒業者死亡者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

七 東京女子高等師範學校授業

費償還ニ關スル事項

一 女子高等師範學校規程第八條同卒業者服務規則第五條ニ依リ償還セシムヘキ授業費

文科

研究科(文科ニ屬スルモノ)

專修科(文科ニ屬スルモノ)

同上卒業者

月額金五圓

年額金六拾圓

理科

家事科

研究科(理科並ニ家事科ニ屬スルモノ) 月額金七圓

專修科(理科並ニ家事科ニ屬スルモノ) 官費私費共

同上卒業者 年額金八拾圓

八 外國人特別入學規程細則

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ志望スル者アルトキハ設備上差支ナキ場合ニ在リテハ本校各科及附屬高等女學校專攻科聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 第一條ニ依リ入學ヲ許可スヘキ人員ハ毎年三月末之ヲ定ム

第三條 入學志望者ニ對シテハ試驗ヲ以テ相當ノ學力ヲ認定スヘキモノトス

第四條 入學志願者ハ入學檢定料トシテ金參

圓ヲ納付スヘシ但既納ノ檢定料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第五條 聽講生ハ授業料トシテ本校各科附屬高等女學校專攻科各部共ニ一學年金四拾圓ヲ每學年四月十五日(休日ナラハ繰下ク)ニ納付スヘシ但明治四十四年文部省令第十六號ニ依リ入學シタル者ニハ授業料ヲ減額シ又ハ徵收セサルコトアルヘシ

第六條 半途退學其ノ他如何ナル事情アルモ既納ノ授業料ハ返還セサルモノトス但全學年間休學ヲ命シタル場合ニハ之ヲ徵收セス

第七條 聽講生在學中ハ特ニ定メラレタル本校教官ノ指揮監督ヲ受クヘキモノトス

第八條 聽講生ニシテ成規ノ課程ヲ修了シ成績佳良ト認めタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第九條 本校諸規則ニシテ本則ニ抵觸セサル

モノハ聽講生ニ適用ス
 附則
 第十條 本則ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九 聽講生編入規程

第一條 本校各學科聽講生ニシテ其ノ全課程ヲ履修シ既往各學年ノ成績優良ナル者ハ願ニ依リ第三學年又ハ第四學年ノ始ニ於テ之ヲ本科ニ編入スルコトアルヘシ
 第二條 本校各學科聽講生ニシテ其ノ課程中ノ一科目又ハ數科目ヲ履修シ既往各學年ノ成績優良ナル者ハ願ニ依リ第三學年又ハ第四學年ノ始ニ於テ之ヲ選科生ニ編入スルコトアルヘシ
 第三條 前二條ニ依リ本科又ハ選科生ニ編入シタル者ノ授業料ニ付テハ本校規則第六十

七條及第六十八條ヲ準用又ハ適用ス但朝鮮人及臺灣人ニシテ本科ニ編入シタル者ノ授業料ハ此ノ限ニ在ラス

第六 細則

一 東京女子高等師範學校規則

施行細則

第一章 選修科目及隨意科目
 第一條 規則第十二條乃至第十四條ノ各第二項ニ依リ生徒ヲシテ選修セシムヘキ科目ハ生徒ノ志望順位及當該科目ノ學業成績ト教授上ノ都合トヲ考量シテ之ヲ定ム
 第二條 第二學年生徒ハ其ノ選修スヘキ科目ノ志望順位ヲ定メ第三學期ノ指定期間内ニ教務課ニ届出ツヘシ
 第三條 隨意科目ノ學年ノ中途ニ於テ其ノ履修ヲ開始シ又ハ中止スルコトヲ得ス
 第三條ノ二 隨意科目ヲ履修シ又ハ其ノ履修ヲ中止セムトスル者ハ前學年第三學期ノ指

定期間内ニ教務課ニ届出ツヘシ

第二章 式日

第四條 紀元節、天長節、明治節、皇后陛下御誕辰、皇太后陛下御誕辰及一月一日ニハ拜賀式ヲ行フ
 拜賀式ノ次第ハ左ノ通之ヲ定ム
 一 生徒着席
 二 職員着席
 三 學校長着席
 四 敬禮
 五 御帳ヲ開ク
 六 御影ヲ奉拜ス
 七 唱歌
 八 生徒總代祝賀
 九 教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

- 十 唱歌(勅語奉答)
 - 十一 學校長式辭
 - 十二 唱歌(君が代)
 - 十三 御帳ヲ閉ツ
 - 十四 敬禮
 - 十五 學校長職員生徒順次退場
- 前項第七號ノ唱歌ハ一月一日紀元節天皇節
明治節ニ在リテハ其ノ歌皇后陛下御誕辰及
皇太后陛下御誕辰ニ在リテハ校歌みがかず
ばトス紀元節ニハ第九號教育ニ關スル勅語
ノ次ニ憲法發布勅語ヲ加フ
- 第五條 開校記念日ニハ記念式ヲ行フ
記念式ノ次第八左ノ通之ヲ定ム
- 一 着席
 - 二 敬禮
 - 三 唱歌(校歌みがかずば)
 - 四 開校ノ日ニ於テ昭憲皇太后ヨリ賜リタル
令旨及開校五十年記念日ニ於テ皇太后

- 五 陛下ヨリ賜リタル令旨ヲ奉讀ス
 - 六 學校長式辭
 - 七 生徒總代祝辭
 - 八 卒業者總代祝辭
 - 九 唱歌(君が代)
 - 十 敬禮
- 第六條 生徒入學ノ日及卒業ノ日ニハ入學式
及卒業式ヲ行フ
- 入學式ノ次第八左ノ通之ヲ定ム
- 一 生徒着席
 - 二 職員着席
 - 三 學校長着席
 - 四 敬禮
 - 五 入學ノ許可ヲ申渡ス
 - 六 入學生徒總代誓詞ヲ朗讀ス
 - 七 入學生徒總代誓詞ヲ呈出ス
 - 八 學校長告辭
 - 九 敬禮

- 十 學校長職員生徒順次退場
 - 卒業式ノ次第八左ノ通之ヲ定ム
 - 一 着席
 - 二 唱歌(みがかずば)
 - 三 卒業證書ヲ授與ス
 - 四 唱歌(おもへばはてなき)
 - 五 學校長告辭
 - 六 文部大臣祝辭
 - 七 卒業者總代謝辭
 - 八 唱歌(はてしなき)
 - 九 敬禮
 - 十 退場
- 第三章 入學及在學
- 第七條 規則第二十條第二項ノ推薦書入學志
願票履歷書學業成績調査及人物考定書並ニ
身體検査書ノ様式ハ附錄第一號乃至第五號
ノ通之ヲ定ム
- 第八條 規則第二十八條ノ誓書ノ様式ハ附錄

- 第六號ノ通之ヲ定ム
- 第九條 規則第三十一條ノ保證書ノ様式ハ附
錄第七號及第八號ノ通之ヲ定ム
- 第十條 保證人又ハ代理保證人ノ住所身上等
ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
- 第十一條 保證人又ハ代理保證人死去若ハ他
ノ事故ニ由リ其ノ義務ヲ盡スコト能ハサル
ニ至ルトキハ他人ヲ以テ之ニ替ヘ更ニ規則
第三十一條ノ手續ヲナスヘシ
- 第四章 成績考査
- 第十二條 文科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル
- | 學科 | 學年 | | | |
|----|------|------|------|---------------------|
| | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 | 第四學年
(第一學期及第二學期) |
| 修身 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 教育 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 國語 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 漢文 | 一 | 一 | 一 | 一 |

學科目		第十三條 理科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル				第十四條 家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年 (第一學期及第二學期)	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年 (第一學期及第二學期)
歷史	二	二	二	二	—	—	—	—	
地理	—	—	—	—	—	—	—	—	
外國語	—	—	—	—	—	—	—	—	
音樂	—	—	—	—	—	—	—	—	
體操	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	二	二	二	二	一	一	一	一	
體育及衛生	—	—	—	—	—	—	—	—	
動物	—	—	—	—	—	—	—	—	
植物	—	—	—	—	—	—	—	—	
化學	—	—	—	—	—	—	—	—	
物理	—	—	—	—	—	—	—	—	
數學	—	—	—	—	—	—	—	—	
教育	—	—	—	—	—	—	—	—	
修身	—	—	—	—	—	—	—	—	
家事	—	—	—	—	—	—	—	—	
裁縫	—	—	—	—	—	—	—	—	
理科	—	—	—	—	—	—	—	—	
圖畫	—	—	—	—	—	—	—	—	
手藝	—	—	—	—	—	—	—	—	
外國語	—	—	—	—	—	—	—	—	
音樂	—	—	—	—	—	—	—	—	
體操	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	

第十五條 教官ハ規則第三十九條ニ依リ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル評點科目ニ就キ各生徒ノ學期成績評點ヲ定ムヘシ

前項ノ評點ハ所定ノ評點表ニ之ヲ記入シ試驗ノ問題ト共ニ指定ノ期日迄ニ教務課ニ差出スヘシ

第十六條 一評點科目ヲ數人ニテ擔當スルトキハ當該學科目主任ハ各人ノ擔當スルモノニ就キ評點ノ割合ヲ定メ學校長ノ承認ヲ受クヘシ

第十七條 一學科目ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツ場合ニ於テ教授事項ニ區分ヲ立テ難キトキハ其ノ學科目ノ成績評點ヲ以テ各評點科目ノ成績評點ト見做ス

第十八條 演習及實驗實習ニ關スル分科目並ニ左ノ學科目又ハ分科目ノ成績評點ハ平素ノ課業ノ成績ヲ考査シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ但隨時一樣ノ演習ヲ課スルコトヲ得

文科 國語中講讀習字作文及作歌 漢文
外國語 音樂 體操(體育概論)
理科 外國語 音樂 體操(體育概論)
家事科 裁縫 圖畫 手藝 外國語 音樂 體操(體育概論)

第十九條 前條外ノ學科目及分科目ノ成績評點ハ試驗及平素ノ課業ノ成績ヲ考査シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ

試驗ハ每學期ノ終ニ於テ期ヲ定メ之ヲ行フ

第二十條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ某評點科目ノ試驗ニ缺席シタル者ニシテ當該學期ニ於ケル其ノ科目ノ出席總時數教授總時數ノ二分ノ一以上ナル者ニ對シテハ認定試驗評點ヲ付與ス

前項ノ認定試驗評點ハ他ノ二學期(二學期ニ

テ完了スル科目ニ在リテハ他ノ一學期ノ試驗評點ヲ勘案シテ定メタルモノノ十分ノ八トス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ認定試驗評點ヲ付與セス

一 試験ニ缺席シタル理由正當ナラスト認めタル者

二 當該學年ニ於テ某評點科目ノ試験ニ缺席スルコト二回以上ニ及フ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ追試驗ヲ許可スルコトアルヘシ但第三號ニ該當スル者ニ對シテハ一學年一回ニ限ル

一 第二十條第一項ニ該當スルモ他ノ學期ニ其ノ評點科目ナキカタメ同條第二項ニ依リ認定試験評點ヲ付與スルコト能ハサル者

二 父母、祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁リ共ノ他非常ノ事情起リタルタメ其ノ評點科目ノ試験ニ缺席シタル者

三 疾病其ノ他己ムヲ得サル事故ニ由リ某評點科目ノ試験ニ缺席シタル者ニシテ當該學期ニ於ケル其ノ科目ノ出席總時數教授總時數ノ二分ノ一ニ滿タサル者

前項第一號及第三號ニ該當スル者ノ試験評點ハ追試驗評點ノ十分ノ八トス

第二十二條ノ二 追試験ハ次學期ノ始ニ於テ期ヲ定メ之ヲ行フ

第二十三條 學年成績ノ平均評點六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學年ノ課程ヲ終了シタル者トス

一 評點科目ノ評點六十未滿ノモノナキ者

二 評點科目ノ評點六十未滿ノモノ二科目以内アルモ其ノ評點五十以上ナル者

三 評點科目ノ評點六十未滿ノモノ三科目アルモ其ノ評點何レモ五十五以上ナル者又ハ一ハ五十以上ニシテ他ノ二ハ五十五以上ナル者

第二十四條 當該學年ニ於ケル缺席日數、缺課回數ノ夥多ナル者ハ前條ニ拘ラス之ヲ原學年ニ止ムルコトアルヘシ

第二十五條 各學年ノ各學科目ノ平均評點六十未滿ノ者ニ對シテハ規則第四十四條第二項ヲ準用ス

第五章 教育實習

第二十六條 教育實習ノ期間ヲ分チテ左ノ二期トス

第一期 一月八日ヨリ二月十一日マテ

第二期 二月十二日ヨリ三月十七日マテ

第二十七條 各學科ノ教生ヲ分チテ二組トシ各組交番ハ附屬高等女學校及小學校ニ於ケ

ル教育又ハ幼稚園ニ於ケル保育ニ從事セシム

第二十八條 教育實習トシテ行フヘキ事項ハ概ネ左ノ如シ

一 教授訓練及保育ノ方法ヲ實習セシムルコト

二 附屬高等女學校、小學校及幼稚園ニ於ケル教育保育ノ要旨及諸規程ヲ會得セシムルコト

三 附屬高等女學校、小學校及幼稚園ニ於ケル事務ヲ見學補助セシムルコト

四 他ノ學校及幼稚園ヲ見學セシムルコト

第二十九條 教育實習ハ附屬高等女學校、小學校及幼稚園ノ教官之ヲ指導ス

第三十條 本校ノ教官ハ教育實習期間時々附屬高等女學校、小學校及幼稚園ニ出頭シ教生ノ指導ニ協力スヘシ

第三十一條 附屬高等女學校、小學校及幼稚園

細則

表
東京女子高等師範學校入學志願票

入學資格 大昭和 正和 年 月	氏名 (氏名ノ漢字ニハ右傍ニ振假名ヲ施スヘシ) 試験檢定ヲ受クル資格 專門學校入學ニ關シ無シ	本籍 縣府道 番號	生年月日 明治 年 月 日	志望學科		受験地	受信場所
				第一志望 科	第二志望 科		
學校 (卒業試験檢定業込)		成績考定 人物 體格	▲本票記入方ニ關シテハ裏面ノ注意ヲ見ルヘシ				

(第三號)

九一

表
注意

1 本票ハ折ルヘカラス	2 本票各欄中・印アルモノニ限リ夫々遺漏ナク記入シ不用印刷文字ハ抹消スヘシ	3 本票ニ記入スルニハ黒インキペンヲ用フマシ字體ハ楷書トス	4 女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校及專門學校入學者檢定卒業ニ依ル者ハ入學資格欄中其ノ卒業シタル又ハ卒業スヘキ年及冠スルコトヲ文字ヲ殘シテ他ヲ抹消シ見込ノ文字ヲ檢定シテ依リ試験檢定ニ合格シタル者ハ其ノ學檢合格證書ヲ檢定ノ文字ヲ殘シテ他ヲ抹消スヘシ又同規程ニ依リ專門學校入學ニ關シ無シ資格(何カテ他ヲ抹消スヘシ)	5 氏名欄ニ記入スヘキ氏名ハ戸籍面ノモノト相違セサルヤウ注意スヘシ	6 理科ヲ第一志望學科トスル者ニシテ家事科ヲ第二志望學科トスル者ハ家事科ヲ第一志望學科トスル者ニシテ理科ヲ第二志望學科トスル者ニシテ志望學科欄ニ第一第二ノ志望學科名ヲ記入スヘシ文科ヲ志望スル者ニシテ理科、家事科ヲ志望スル者ニシテ第二志望學科ナキ者ハ第二志望學科ノ欄ニ何等記入スヘカラス	7 受信場所欄ニハ本票提出ノ日ヨリ翌年四月末日迄確ニ且速ニ郵便ヲ受ケ得ヘキ場所ヲ指定メ記入シ	8 本票提出後ハ何等ノ事情アルモ記入事項ノ變更ヲ許サス但此ノ出願ノ手續ヲナス場合ハ在ラズ
-------------	---------------------------------------	-------------------------------	---	-----------------------------------	--	--	--

ハ敎生ノ指導ニ關シ時々打合ヲナシ相互ノ連絡ヲ圖ルヘシ

第六章 研究科及選科生

第三十二條 規則第五十一條及第六十四條ノ入學志願票、履歷書及身體檢査書ノ様式ハ第七條ノ當該様式ニ準ス

附則

第三十三條 本則ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル者ニ對シテハ第十二條乃至第十七條ハ第十三條ノ選修科目ノ評點科目數ニ關スルモノヲ除キ昭和三年三月マテ仍從前ノ慣例ニ依ル

附錄

(第一號)

推薦書
本籍
現住所
何
年
月
日生

(第二號)
學業成績調查人物考定書

考人定物 右證明ス 年 月 日	學業成績欄ニハ入學志願者ノ最近二箇學年ノ學業成績等ヲ記載スヘシ	學業成績		何々學校長 何 某
		第 學年	第 學年	
[記載上ノ注意]		學業成績欄ニハ入學志願者ノ最近二箇學年ノ學業成績等ヲ記載スヘシ		何

右者當校卒業者(當校ニ於テ御校ノ入學期以前)ニシテ女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校ノ敎員志望ニ候處適當ノ者ト認メ候ニ付御校生徒ニ御選拔相成度別紙本人ノ入學志願票、履歷書、成績調查人物考定書並ニ身體檢査書寫眞及檢定料相添ヘ此段推薦候也

年 月 日 何々學校長 何 某

東京女子高等師範學校校長何某殿

九〇

(第八號)

代理保證書

東京女子高等師範學校何科生徒

何 某

印紙

右者今般御校ニ入學許可相成候處保證人何某儀御校所在地ヲ距ルコト遠キ土地ニ居住致居候間御校ノ要求アル場合ハ拙者ニ於テ其ノ義務ヲ代理可仕此段保證仕候也

本籍、族稱、業務

現住所

本人トノ續柄

年月日

代理保證人 何

某 年月日生

東京女子高等師範學校長何某殿

二 寄宿舎規程

第一條 寄宿舎ハ生徒ヲ寄宿セシメ本校ノ教育ト相俟テ學業ヲ自習シ德行ヲ磨礪シ特ニ和衷協同ノ精神ヲ涵養シ兼テ事務ヲ練習ヒシムル所トス

第二條 生徒ハ總ヘテ寄宿舎ニ寄宿セシム但寄宿舎ニ收容スヘキ者ノ數其ノ定數ニ超過スルトキハ若干名ヲ限り通學ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 前條但書ニ依リ通學ヲ命スル場合ニハ第三學年以上ノ生徒中通學ヲ希望スル者ニ就キ選定スルヲ常例トス

第四條 寄宿舎生徒ハ生徒主事ノ許可ヲ得ルニアラサレハ外泊歸郷又ハ旅行スルコトヲ得ス

第五條 寄宿舎生徒ニシテ疾病ニ罹リタル者アルトキハ其ノ種類症狀ニ依リ外泊通學又ハ移轉療養ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 夏季休業中ハ寄宿舎ヲ閉鎖ス
第七條 寄宿舎生徒室ノ人員ノ配當ハ生徒主事ノ定ム

第八條 寄宿舎ノ日課時限ハ學校長ノ認可ヲ

經テ生徒主事之ヲ定ム

第九條 寄宿舎生徒ハ規約ヲ定メ學校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

- 一 舎内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト
 - 二 舎内ノ清潔及衛生ニ關スルコト
 - 三 炊事々務ニ關スルコト
 - 四 其ノ他必要ナル事項
- 第十條 寄宿舎ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 寮總代 各寮二名
 - 一 寮總代 各室一名
 - 一 委員 若干名

寮總代ハ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規則規約ノ實行ヲ督勵ス
寮總代ハ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ室内ノ整理ニ任ス
委員ハ其ノ分擔事務ヲ取扱フ

第十一條 寮總代ハ第三學年生徒中ヨリ其ノ寮生徒ノ選舉セル倍數ノ候補者ニ就キ學校長之ヲ命ス

寮總代ハ第一學期第二學期ニ在リテハ第四學年生徒中ヨリ第三學期ニ在リテハ第三學年生徒中ヨリ委員ハ第三學年及第二學年生徒中ヨリ各室又ハ各寮生徒之ヲ選舉シ生徒主事ヲ經テ學校長ノ認可ヲ得タル後就任ス
役員ノ選舉期ハ第二學期ノ終トス
役員ノ任期ハ寮總代及委員ニ在リテハ一箇年、寮總代ニ在リテハ一學期トス但再選スルコトヲ得

第十二條 役員ハ生徒主事ノ指揮監督ヲ受ク

第十三條 寄宿舎ニ週番ヲ置ク

週番ハ生徒主事ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎事務ヲ練習ス

第十四條 週番ハ第四學年及第三學年生徒ニ

名輪番ヲ以テ之ニ當リ每週日曜日交替ス

三 生徒心得細則

第一章 一般生徒心得

一 受業及教室事務

第一條 生徒ハ始業ノ號鈴ヲ聞クトキハ直ニ

定席ニ着キ教官ノ入室ヲ待ツヘシ

教官入室スルトキハ起立シテ敬禮ヲ行フヘシ

退室スルトキ亦同シ

第二條 授業時間中ハ勿論休憩時間中ト雖靜肅ヲ旨トスヘシ

第三條 各學級ニ學級當番ヲ置ク

學級當番ハ左ノ事務ヲ擔當ス

一 本校ノ示達ヲ其ノ學級生徒ニ傳フルコト

二 教室ノ清潔整頓及換氣保溫ニ注意スルコト

三 毎時限ノ始ニ於テ其ノ學級ノ生徒出席

簿ヲ擔當ノ教官ニ提出シ放課後ニ於テ之ヲ生徒課ノ所定場所ニ納置スルコト

四 毎日其ノ學級日誌ヲ記載シ放課後ニ於テ生徒課ノ所定場所ニ納置スルコト

五 授業ニ所要ノ物品ヲ準備スルコト

六 其ノ他學級ニ關スル諸般ノ事務

第四條 學級當番ハ當該學級生徒二名輪番ヲ以テ之ニ當リ隔週月曜日交替ス

第五條 正課外ニ於テ實驗實習ノタメ教室ヲ使用セムトスルトキハ擔當教官ノ承認ヲ經テ事務當直ニ申出テ使用終リタルトキハ其ノ檢閲ヲ受クヘシ

第六條 教室其ノ他ノ床壁、備品ヲ毀損又ハ汚染スヘカラス若シ之ヲ毀損又ハ汚染シタルトキハ學級當番ヲ經テ直ニ教務課ニ申出ツヘシ

二 缺席、缺課及遲刻

第七條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ

課業ニ缺席、缺課又ハ遲刻スルトキハ其ノ日時及事由ヲ詳記シ生徒主事ノ檢印ヲ經テ三日以内ニ生徒課ニ差出スヘシ

第八條 疾病ノタメ課業ニ缺席スルコト一週

日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ

但寄宿舎ニ在舍スル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第八條ノ二 父母、祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁

ノ事故ニ由ル缺席、缺課ト區別シ左ノ各號ノ

期間内ニ限り缺席日數、缺課時數ニ算入セス

一 父母ノ喪ニ丁レル者ニ在リテハ七日以

内

二 祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁レル者ニ在リ

テハ五日以内

三 集會及旅行

第九條 集會ヲ開カムトスルトキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所、會費等ヲ具シ生徒課ヲ經テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 集會ハ成ルヘク校内ニ於テ之ヲ開クヘシ

教室ヲ使用セムトスル場合ニハ豫メ教務課ノ承認ヲ經テ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十條ノ二 常時ノ集會ヲ設ケムトスルトキハ規約ヲ具シ願出ツヘシ

第十條ノ三 前條ノ集會ヲ解散シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第十條ノ四 雜誌、冊子其ノ他印刷物ヲ頒布セムトスルトキハ原稿ヲ具シ願出テ指定教官ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十一條 休業日ニ於テ旅行ヲナサムトスルトキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所

費用等ヲ具シ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

四 服裝及徽章

第十二條 服裝ハ質素實用ヲ旨トスヘシ附屬品持物等亦同シ

第十三條 衣服ノ地質ハ左ノ通トシ色合、縞柄模様等ハ目立タサルモノヲ用フヘシ

一 和服

(一) 衣 木綿織、交織、麻織、毛織ノ類但外出ノ際ハ納銘仙ノ類ヲ用フルコトヲ得

(二) 袴 セル、カシミアノ類

(三) 帶 メリンス、縞子ノ程度

二 洋服

木綿織、交織、麻織、毛織ノ類

第十四條 生徒ハ校内ニ在リテハ上靴ヲ用フヘシ

第十五條 生徒ハ所定ノ徽章ヲ佩用スヘシ其ノ位置ハ和服ニ在リテハ袴紐ノ左寄洋服ニ

在リテハ衣ノ左胸部下寄トス

第十六條 體操ノ授業ヲ受クル際ニハ體操服ヲ着用スヘシ

體操服ノ地質、制式等ハ別ニ之ヲ定ム

五 揭示

第十六條ノ二 本校ノ示達ハ所定ノ揭示場ニ就キ承知スヘシ

揭示後三日ヲ經タルモノハ一般ニ知了シタルモノト看做ス

第十六條ノ三 揭示ヲナサムトスル者ハ生徒主事ノ檢印ヲ受クヘシ

第二章 寄宿舍生徒心得

一 外出、外泊及歸省

第十七條 已ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時間外ニ外出セムトスル者ハ豫メ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 外出中俄ニ已ムヲ得サル事情ヲ生

シ歸舍時限又ハ豫定時限ニ歸舍スルコト能ハサルトキハ直ニ其ノ事由ヲ申出テ生徒主事ノ指押ヲ受クヘシ

第十九條 毎休日(式日ヲ除ク)ノ前夜自宅、近親者又ハ代理保證人ノ宅ニ宿泊セムトスルト

キハ豫メ宿泊場所、戸主、職業及自己トノ續柄等ヲ具シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 已ムヲ得サル事情ニ由リ臨時外泊セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、宿主ノ氏名、年齢、職業、自己トノ續柄及外泊ヲ要スル事情ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 外出中俄ニ已ムヲ得サル事情ヲ生シ豫メ前條ノ手續ヲ履ムコト能ハサルトキハ直ニ其ノ手續ヲ履ミ生徒主事ノ指押ヲ受クヘシ

第二十二條 父母其ノ他近親ノ病氣ヲ看護シ又ハ喪ニ服セムカタメ外泊又ハ歸郷セムト

スルトキハ豫定期間及事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ歸校延期ヲ要スル場合亦同シ

前項本文ノ場合ニ於テ事急ヲ要スルトキハ一時電報又ハ書面ヲ以テ保證人ノ連署ニ代フルコトヲ得

第二十三條 春季、夏季及冬季休業中ノ進退ニ就テハ左ノ各號ニ依ル

一 歸郷セムトスルトキハ歸郷先及期間ヲ具シ届出ツヘシ

二 歸郷ノ途次宿泊又ハ旅行セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、月日又ハ期間、宿主ノ氏名、年齢、職業、自己トノ續柄及宿泊又ハ旅行ヲ要スル事情等ヲ具シ保證人連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

三 休業中歸郷セスシテ近親者代理保證人等ノ宅ニ宿泊シ又ハ旅行セムトスルトキハ前號ニ準ス

四 歸郷先又ハ宿泊先ニ到着シタルトキハ直ニ保證人又ハ宿主ヨリ生徒主事宛安着届ヲ差出スヘシ

五 特別ノ事由アリテ夏季休業中歸郷ヲ延期セムトスルトキハ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

六 歸校ノ際ハ保證人ヨリノ歸校届ヲ持參スヘシ

七 歸校ノ途次宿泊又ハ旅行シタルトキハ保證人ヨリノ宿泊届又ハ旅行届及宿主ヨリノ歸校届ヲ持參スヘシ

八 歸郷、宿泊又ハ旅行シタル者始業ノ前日迄ニ歸校スル能ハサルトキハ豫メ事由ヲ

具シ保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ

二 郵便物

第二十四條 寄宿舎ニ到達セル信書ハ來信函ニ挿入シ置クヘキニ付各自ニ於テ便宜之ヲ受領スヘシ但書留ノモノハ其ノ都度揭示板ニ揭示スヘキニ付當直教官ニ就キ之ヲ受領スヘシ

第二十五條 郵便爲替ヲ以テ送金ヲ受ケムトスルトキハ拂渡郵便局(天塚仲町郵便局又ハ小石川郵便局)及受取人ヲ指定シテ送付スヘキヤウ豫メ學資支出者ニ通知シ置クヘシ

第二十六條 前條ノ郵便局ニ就キ爲替金ヲ受領セムトスルトキハ爲替證書ニ生徒主事ノ證明ヲ受クヘシ

三 面會

第二十七條 外來者トノ面會ハ應接室ニ於テ

ナスヘシ

面會時間ハ放課後ヨリ午後六時迄トス

四 疾病

第二十八條 疾病ニ罹リタルトキハ直ニ生徒主事ニ申出ツヘシ但當該室總代ニ於テ代理スルコトヲ得

第二十九條 疾病ニ罹リタルトキハ所定時間ニ於テ校醫ノ診察ヲ受クヘシ但不時發病セルトキハ所定時間外ト雖當直教官ヲ經テ其ノ來診ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 校醫ニ於テ必要ト認ムルトキハ患者ヲシテ休養室ニ於テ療養セシム

休養室ニ入りタル患者ハ療養ニ關シ校醫ノ指揮ニ從フヘシ

第三十一條 校外ノ診療ヲ受ケムトスルトキハ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第三章 通學生徒心得

一 宿所

第三十二條 通學生徒ハ每學年ノ始ニ於テ所定ノ用紙ニ宿所ニ關スル事項ヲ記入シ生徒課ニ差出スヘシ

第三十三條 通學生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ更ニ前條ノ手續ヲナスヘシ

第三十四條 通學生徒ノ宿所ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更セシム

第三十五條 通學生徒入舎セムトスルトキハ入舎ヲ要スルニ至レル事情ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ

二 歸郷及旅行

第三十六條 通學生徒課業ヲ缺キテ歸郷又ハ旅行セムトスルトキハ豫定期間及事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ歸京延期ヲ要スル場合亦同シ

第三十七條 通學生徒春季、夏季及冬季休業中

歸郷又ハ旅行セムトスルトキハ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ

三 郵便物

第三十八條 本校ニ到達セル信書ハ來信函ニ挿入シ置クヘキニ付各自ニ於テ便宜之ヲ受領スヘシ但書留ノモノハ其ノ都度揭示板ニ揭示スヘキニ付生徒課ニ就キ之ヲ受領スヘシ

四 傳染病

第三十九條 通學生徒ニシテ左ノ各號ノ傳染病ニ罹リタル者ハ速ニ届出テ治療スルニ至ル迄昇校ヲ差控フヘシ治療シタル後昇校セムトスルトキハ醫師ノ全治證明書ヲ差出スヘシ
一 痘瘡、實布埜利亞、猖紅熱、發疹瘰癧、ベスト、赤痢、虎列刺、腸窒扶斯、バラチフス、流行性腦脊髄膜炎
二 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎

風疹、水痘

第四十條 通學生徒ニシテ左ノ各號ノ傳染病ニ罹リタル者ハ昇校ヲ差控フヘシ但第一號中ノ肺、喉頭以外ノ結核又ハ第二號ノ傳染病ニ罹レル者ニシテ醫師ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲナシタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ該醫師ノ證明書ヲ差出シタル上昇校スルコトヲ得
一 肺、喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩
二 トラホーム其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病
第四十一條 通學生徒ニシテ第五十條ニ掲クル傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ昇校ヲ差控フヘシ但醫師ニ於テ豫防處置施行ノ情況及其ノ他ノ事情ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ該醫師ノ證明書ヲ差出シタル上昇校スルコト

ヲ得

四 職員服務規程

第一章 教官ノ服務

第一條 教官ハ其ノ擔任スル範圍内ニ於テ生徒教育ノ責ニ任ス
第二條 教官ハ每學年末ニ於テ其ノ擔任スル學科目ニ就キ次學年度ノ教授要目ヲ調製シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ具申スヘシ
第三條 教官ハ每學期末ニ於テ前條ノ教授要目ニ基キ其ノ學期間ニ於ケル教授ノ進程ヲ記載シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ報告スヘシ
第四條 教官ハ教授訓育其ノ他ノ事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ學校長ニ具申スヘシ
第五條 報酬ヲ受ケテ他ノ職務ニ従事セムト

第二章 事務員ノ服務

第六條 第八條乃至第二十二條ノ規程ハ之ヲ教官ノ服務ニ適用ス
第七條 書記及雇員ハ學校長及幹事ノ指揮ヲ受ケ分課ノ事務ニ従事スヘシ
雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ職務スヘシ
第八條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキハ職務時間外又ハ休日ト雖執務スヘシ
第九條 疾病其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺勤セムトスルトキハ當日執務時限前ニ事由

ヲ具シ届出ツヘシ
 疾病ニ由リ缺勤スルコト一週日ニ至ルトキハ醫師ノ診断書ヲ添へ届出テ爾後二週日ニ至ル毎ニ同様届出ツヘシ
 第十條 執務時間中發病等ノタメ退出セムトスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ
 第十一條 女子ノ職員ハ分娩豫定日前二週日以内分娩後六週日以内休養スルコトヲ得
 前項分娩豫定日ハ醫師ノ診断書ニ依ル但特別ノ事情アル場合ニ在リテハ產婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診断書ニ代フルコトヲ得
 第十二條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スル者ハ前日中ニ届出ツヘシ
 第十三條 親屬ノ喪ニ丁リ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ
 第十四條 病氣療養、父母ノ看病又ハ墓參ノタメ請暇セムトスルトキハ日限及行先地ノ宿所ヲ具シ願出ツヘシ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ
 第十五條 陸軍召集令又ハ海軍召集令ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ニ應スルトキハ日限及應召地部隊名又ハ艦艇名ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ
 第十六條 賜暇中旅行セムトスルトキハ日限及旅行先地ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ
 第十七條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ且歸校後一週日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
 第十八條 新任者ハ五日以内ニ住所届及履歷書ヲ差出スヘシ
 第十九條 住所ヲ移轉シ又ハ氏名族籍ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
 第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシ

テ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ
 第二十一條 轉任、免官、休職等ノ際又ハ分掌事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ
 第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ
 第三章 學校醫ノ服務
 第二十三條 學校醫ハ學校長及生徒課幹事ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル事務ニ從事ス
 第二十四條 學校醫ハ毎月二回以上出校シ全校ニ亙リ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ
 第二十五條 學校醫ハ日曜日及土曜日ヲ除キ毎日定時寄宿舎醫局ニ出頭シ疾病ニ罹レル生徒アラハ診療スヘシ
 第二十六條 學校醫ハ學生、生徒兒童身體檢査規定ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢査シ身體檢査票ヲ調製スヘシ
 第二十七條 學校醫ハ本校及本校附屬校園ニ入學ヲ志望スル者ノ身體ヲ檢査シ其ノ結果ヲ學校長ニ報告スヘシ
 第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外學校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ
 第二十九條 學校醫ハ學校内、學校所在地及其ノ近傍ニ傳染病ノ發生シタルトキハ其ノ情況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行シ全校若ハ其ノ一部ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ學校長ニ申告スヘシ
 第三十條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ學校長ニ申告スヘシ
 第三十一條 學校醫ハ其ノ執務ノ狀況及調査

又ハ申告シタル事項等ニ就キ其ノ大要ヲ記載シ其ノ都度之ヲ學校長ニ提出スヘシ

第四章 當直ノ服務

第三十二條 當直勤務ハ事務當直及寄宿舎當直トス

第三十三條 男子ノ書記又分課事務ニ從事スル男子ノ雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ但丁年未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラス
生徒課勤務ノ女子教官ハ輪番ヲ以テ寄宿舎當直ニ服スヘシ但學校長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 當直時間ハ平日ニ在リテハ執務時間ノ終ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トシ休日ニ在リテハ執務時間ノ始ニ相當スル時限ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トス
第三十五條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直

ヲ免ス

一 出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日

二 賜暇中

三 忌引中

四 疾病其ノ他ノ事故ニ依ル缺勤中

五 新任者着任ノ日ヨリ七日間

六 以上ノ外學校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第三十六條 事務當直者ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

- 一 校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト
- 二 校舎内外ノ取締ヲナスコト
- 三 接受シタル物件ヲ處理スルコト
- 四 火災ノ虞アル場所及備品ニ對シ特ニ注意スルコト

第三十七條 寄宿舎當直ハ寄宿舎ノ管理及取

第一章 教育事務

五 校務分掌規程

第三十八條 當直者ハ勤務中學校又ハ寄宿舎ヲ離ルルコトヲ得ス
第三十九條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得
第四十條 當直中非常事故アルトキハ直ニ學校長及庶務課幹事ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ
第四十一條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課幹事寄宿舎當直ニ在リテハ生徒課幹事之ヲ定ムヘシ
附則
第四十二條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 教授ニ關スル事務ハ各教官之ヲ分擔ス

第二條 訓育ニ關スル事務ハ全教官之ヲ擔任シ生徒主事之ヲ主掌ス

生徒主事ハ其ノ事務ヲ寄宿舎生徒ニ關スル事項ト通學生徒ニ關スル事項トニ分チ之ヲ分擔スルコトヲ得
第三條 教育事務整理ノ責ニ任セシムムカタメ學科目主任、學級主任及學科主任ヲ置ク

第四條 學科目主任ハ學科目毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
學科目主任ハ當該學科目ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス

- 一 教授ノ連絡統一ニ關スルコト
- 二 教授ノ分擔ニ關スルコト
- 三 教授要目及教授進程報告ノ整理ニ關スルコト

- 四 教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト
- 五 教授上必要ナル參考用圖書器具、機械標本、藥品等ノ調査ニ關スルコト
- 六 其ノ他當該學科ニ關スル事項
- 第五條 學級主任ハ學級毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 學級主任ハ當該學級ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス
 - 一 生徒ノ統率及風紀ニ關スルコト
 - 二 生徒ノ性行、學業及健康ニ關スルコト
 - 三 校規命令ノ實行ニ關スルコト
 - 四 生徒當番ニ關スルコト
 - 五 其ノ他當該學級ニ關スル事項
- 第六條 學科主任ハ文科、理科、家事科毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 學科主任ハ當該學科ニ就キ學科科主任及學級主任ノ擔任スル事務並ニ卒業生ニ關スル

- 事項ヲ掌理ス
- 學科主任ハ其ノ掌理スル事務ニ關シ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得
- 第七條 保育實習科ハ主任ノ關係ニ於テ之ヲ學級ト看做ス
- 第二章 分課事務
- 第八條 本校ニ庶務課、教務課、圖書課、生徒課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム
- 第九條 各課ニ幹事ヲ置キ所屬職員ヲ率キ分掌事務整理ノ責ニ任セシム
- 幹事ハ職員中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第十條 各課所屬ノ職員ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス
- 第十一條 庶務課ニ庶務掛及會計掛ヲ置ク
- 庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 御眞影、勅語及令旨ノ保管ニ關スルコト
 - 二 學校長ノ官印及校印ノ監守ニ關スルコト

- 三 校旗ノ保管ニ關スルコト
- 四 職員ノ進退及身分ニ關スルコト
- 五 職員ノ服務ニ關スルコト
- 六 公文書ノ處理ニ關スルコト
- 七 統計、報告、一覽等ニ關スルコト
- 六 校報ニ關スルコト
- 九 諸規則ノ制定、改廢ニ關スルコト
- 〇 日誌及諸記錄ニ關スルコト
- 二 儀式ニ關スルコト
- 三 評議員會ニ關スルコト
- 三 寄贈ノ金品等ニ關スルコト
- 四 本校ノ當直ニ關スルコト
- 五 教員免許狀ニ關スルコト
- 六 面會人ノ取扱ニ關スルコト
- 七 乘車船割引證交付ニ關スルコト
- 八 他ノ課掛ニ屬セサル一切ノコト

- 會計掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 歲入、歲出豫算及決算ニ關スルコト
 - 二 資金ニ關スルコト
 - 三 金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
 - 四 物品ノ購入及不用品處分ニ關スルコト
 - 五 圖書以外ノ物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 六 土地建物ニ關スルコト
 - 七 道路庭園ニ關スルコト
 - 八 營繕ニ關スルコト
 - 九 電話、電燈、瓦斯、給水及暖房ニ關スルコト
 - 〇 傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 二 警備取締ニ關スルコト
 - 三 酒掃ニ關スルコト
 - 三 其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第十二條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 學科課程ニ關スルコト

- 二 教授要目及教授進程報告ニ關スルコト
 - 三 教科用圖書ニ關スルコト
 - 四 教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
 - 五 授業及休業ニ關スルコト
 - 六 生徒ノ募集及入學ニ關スルコト
 - 七 選拔試験ニ關スルコト
 - 八 成績考査進級及卒業ニ關スルコト
 - 九 成績證明ニ關スルコト
 - 一〇 教授上ノ設備ニ關スルコト
 - 一一 教官會議ニ關スルコト
 - 一二 修學旅行ニ關スルコト
 - 一三 卒業生ニ關スルコト
 - 一四 參觀人ノ取扱ニ關スルコト
 - 一五 教室、教官室ニ關スルコト
 - 一六 其ノ他教務ニ關スル一切ノコト
- 第十三條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 圖書ノ出納、保存及整理ニ關スルコト

- 二 圖書印ノ監守ニ關スルコト
 - 三 圖書ノ貸付閱覽ニ關スルコト
 - 四 圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 五 書庫閱覽室ニ關スルコト
 - 六 其ノ他圖書ニ關スル一切ノコト
- 第十四條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 生徒ノ取締ニ關スルコト
 - 二 生徒ノ訓誨及賞罰ニ關スルコト
 - 三 生徒ノ當番ニ關スルコト
 - 四 生徒ノ學籍ニ關スルコト
 - 五 誓書、保證書ノ整理、保管ニ關スルコト
 - 六 生徒ノ出席簿ニ關スルコト
 - 七 退學、休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
 - 八 在學及品行證明ニ關スルコト
 - 九 家庭及保證人トノ連絡ニ關スルコト
 - 一〇 生徒ノ願、伺、届ニ關スルコト

- 二 生徒ノ郵便物ニ關スルコト
- 三 生徒ノ集會ニ關スルコト
- 四 運動競技ニ關スルコト
- 五 學校衛生ニ關スルコト
- 六 身體檢査ニ關スルコト
- 七 寄宿舎ノ清潔整頓ニ關スルコト
- 八 寄宿舎ノ警備取締ニ關スルコト
- 九 寄宿舎ノ當直ニ關スルコト
- 一〇 入舎、退舎、外泊、旅行其ノ他寄宿舎生徒ノ異動ニ關スルコト
- 一一 寄宿舎生徒ノ舎室配當ニ關スルコト
- 一二 寄宿舎ノ炊事監督ニ關スルコト
- 一三 寄宿舎生徒ノ舎費、食費等ノ收支ニ關スルコト
- 一四 寄宿舎ノ傭人監督ニ關スルコト
- 一五 寄宿舎ニ於ケル面會人、參觀人ノ取扱ニ關スルコト

- 一五 特別入學生徒ニ關スルコト
 - 一六 其ノ他生徒ノ訓育及寄宿舎ニ關スル一切ノ事項
 - 一七 第十五條 其ノ課ノ分掌事務ニシテ他ノ課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ
 - 一八 第十六條 各課所屬職員ハ時宜ニ依リ互ニ他課ノ事務ヲ補助スヘシ
- 附 則
- 第十七條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 六 圖書室規程
- 第一條 東京女子高等師範學校圖書室ハ本校ノ圖書ヲ收藏シ職員及生徒ノ閱覽參考ニ供スルヲ以テ目的トス
- 第二條 閱覽室ハ休業日ヲ除ク外毎日之ヲ開ク但時宜ニ依リ臨時之ヲ開閉スルコトアル

ヘシ
 閱覽室ニ於ケル閱覽時限ハ別ニ之ヲ定ム
 第三條 閱覽室ニ入り圖書ヲ借覽スルヲ得ル者左ノ如シ
 一 本校及附屬校園職員
 二 本校生徒
 三 附屬高等女學校第五學年及專攻科生徒
 四 閱覽票ヲ所有スル者
 第四條 左ニ掲クル者ニハ其ノ請求ニ依ル閱覽票ヲ交付ス
 一 本校卒業生
 二 附屬高等女學校卒業生
 三 特ニ校長ノ許可ヲ得タル者
 第五條 職員ハ掛員ノ承認ヲ得テ自ラ書庫及閱覽室ニ入り圖書ヲ檢索シ之ヲ借覽スルコトヲ得其ノ他ノ者ニ在リテハ圖書ヲ借覽セムトスル時ハ必ス掛員ニ申出テ其ノ貸出ヲ

受クヘシ
 第六條 圖書ヲ借覽セムトスル者ハ規定ノ用紙ニ書名及冊數年月日等ヲ記入シ署名ノ上掛員ニ差出シ貸出ヲ受クヘシ
 借覽ノ圖書ハ閱覽了ラハ直ニ返納スヘシ
 第七條 借覽ノ圖書ハ閱覽室外ニ帶出ヲ許サス
 第八條 職員以外ノ者ニ在リテ同時ニ借覽シ得ヘキ圖書ハ一人ニ付十冊ヲ限トス
 第九條 圖書筆墨紙類ヲ除クノ外物品ヲ閱覽室内ニ携帶スヘカラス
 閱覽室ニ於テハ常ニ靜肅ヲ保チ喫煙音讀雜誌等他人ノ妨害トナルヘキ舉動ヲナスヘカラス
 第十條 各學科科主任並ニ附屬校園主事ハ教授上及參考上必要ナル圖書ヲ借覽シ之ヲ各教室若ハ各特別教室等ニ備付ケ其ノ學科目

又ハ其ノ校園教官ノ共用ニ供スルコトヲ得
 各事務主任ハ事務上必要ナル圖書ヲ借覽シ之ヲ各事務室ニ備付ケ其ノ掛員ノ共用ニ供スルコトヲ得
 前二項ニ依ル圖書ノ借覽ニハ別ニ部數ノ制限ヲ設ケス圖書室備置ノ共用圖書貸出簿ニ書名冊數年月日等ヲ記入シ捺印ノ上其ノ貸出ヲ受クヘシ
 第十一條 教官ハ一人三十冊其ノ他ノ職員ハ一人十五冊ヲ限リ圖書ヲ借覽スルコトヲ得
 第十二條 貴重ナル圖書及教官ノ請求ニ依リ圖書室ニ常備シ置クヲ要スル圖書ハ借覽スルコトヲ得ス但特ニ校長ノ許可ヲ得タルモノハ一週間ヲ限リ借覽スルコトヲ得
 第十三條 生徒ハ受持教官ノ指定ニ係ル教科用圖書ニ限リ之ヲ借覽スルコトヲ得但本校夏季休業中ハ一人十冊ヲ限リ特ニ一般圖書

ノ借覽ヲ許スコトアルヘシ
 第十四條 本校生徒ニシテ日曜日祝祭日及閱覽室閉鎖後ニ圖書ヲ借覽セムトスル者ニハ之ヲ貸出スルコトアルヘシ但同時ニ借覽シ得ヘキ圖書ノ冊數ハ五冊ヲ限トス
 前項貸出時限ハ別ニ之ヲ定ム
 第十五條 本校生徒ニシテ教生タル者ハ其ノ期間教育實習上必要ナル圖書一人五冊五日ヲ限リ借覽スルコトヲ得
 第十六條 新ニ購入シ又ハ寄贈ヲ受ケタル圖書ハ一ヶ月ヲ經ルニアラサレハ借覽スルコトヲ得ス但本校又ハ附屬校園教官ノ共用ニ供スル爲購入シ又ハ寄贈ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第十七條 圖書ヲ借覽セムトスル者ニ圖書課ニ就キ規定ノ用紙ヲ受取り之ニ書名冊數年月日等ヲ記入シ署名捺印ノ上掛員ニ差出シ

其ノ貸出ヲ受クヘシ

第十八條 第十條ニ依リ備付ケタル共用圖書

ハ借受者其ノ保存ニ任シ目錄ヲ調製シ其ノ

借受借覽ニ關シテハ別ニ規則ヲ定ムルモノ

トス

第十九條 凡テ借受ノ圖書ハ六月十二月指定

ノ期日ニ於テ悉皆返納スヘシ但時宜ニ依リ

臨時之ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第十條ニ屬スル圖書ハ其ノ所屬部局ニ付テ

之ヲ調査スルモノトス

第二十條 凡テ借受ノ圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸

スルヲ許サス

第二十一條 借受借覽ノ圖書ヲ汚染毀損シ又

ハ紛失シタルトキハ之ヲ償還若ハ修理セシ

ムルコトアルヘシ

附 則

第六臨時教員養成所職員及生徒ハ本規程ニ依

リ本校職員及生徒ニ準シテ圖書借受及借覽
ヲナスコトヲ得

(參考) 圖書閱覽票樣式

第 號	有効期間(自昭和 年 月 日)
圖書閱覽票	(閱覽票ヲ得ヘキ資格)
職業	住所
何	校 印
某	

裏

一此ノ票ヲ交附セラレタル者ハ凡テ圖書閱覽ニ關スル規則ヲ遵守スヘシ

一圖書ヲ閱覽セムトスルトキハ此ノ票ヲ掛員ニ示スヘシ

一此ノ票ハ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス又遺失シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

一此ノ票ハ有効期間ヲ過キタルトキハ速ニ返納スヘシ

七 附屬學校幼稚園主事等職務規程

主 事

指揮ヲ校長ニ承ケ校園ニ於ケル事務ヲ掌理

シ所屬職員ヲ指揮監督シ教生ノ教育實習ヲ

指導シ生徒、兒童、幼兒ノ教育ヲ擔任ス

上席所屬職員ヲシテ事務ヲ代理セシムルコ

トヲ得

左ノ諸件ハ主事ニ於テ適宜處分スルコトヲ

得但一、二、三ニ就テハ處分後報告スヘシ

一 附屬校園ノ事務ヲ處理シ教育ノ方法ヲ

改良セムカ爲細則ヲ設クルコト

二 所屬職員ニ分擔ヲ命スルコト

三 生徒、兒童ノ及第落第ヲ判定スルコト

四 參觀ヲ許否スルコト

五 通常ノ事項ニ關シ生徒、兒童、幼兒ノ保護

事務掛

指揮ヲ主事ニ承ケ附屬校園内ノ整理器具標

本簿冊ノ整頓、物品ノ受渡、圖書ノ保管、外來人

ノ應接、文書報告、校園印章ノ保管等ノ事ヲ掌

ル

八 會議規程

第一條 會議ヲ分チテ評議員會及教官會トス

第二條 評議員會ハ學校長ノ諮問ニ應ジ校務

ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第三條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 各課幹事及寄宿舍主任、生徒主事

二 教授、生徒主事ヲ本官トスル者ノ互選シ

タル者若干名

必要アルトキハ臨時評議員外ノ職員ヲシテ會議ニ加ハラシムルコトアルヘシ

第四條 前條第二項第二號ニ依ル評議員ノ任期ハ當該學年間トス

第五條 教官會ハ學校長ノ諮問ニ應シ學科課程成績考査其ノ他學校長ニ於テ必要ト認めタル事項ヲ審議ス

第六條 教官會ハ左ノ五種トシ當該教官ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 學科主任會
- 二 學科目主任會
- 三 學級主任會
- 四 教授會
- 五 教官總會

前項第一號乃至第四號ノ各教官會ニ於テ必要アルトキハ當該教官外ノ教官ヲシテ會議ニ加ハラシムルコトアルヘシ

第七條 評議員及各教官會ノ當該教官ハ其ノ會議ニ附議スヘキ議案ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ三名以上ノ贊成ヲ得會議ノ三日以前ニ於テ學校長ニ提出スルヲ要ス

第八條 評議員會及教官會ノ議長ハ學校長之ニ當ル

第九條 評議員會及教官會ニ理事ヲ置ク評議員會理事ハ庶務課幹事、教官會理事ハ教務課幹事之ニ當リ學校長ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ヲ處理ス

第十條 評議員會及教官會ニ書記ヲ置ク評議員會書記ハ庶務課庶務掛主任書記、教官會書記ハ教務課主任書記之ニ當リ上司ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ニ從事ス

附 則

第十一條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

九 文書處理規程

第一條 公文書ハ附屬校園ニ於テ直接處理スルモノ及本規程第四條ニ依ルモノノ外庶務課庶務掛ニ於テ收受シ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ

- 一 親展文書ハ月日、受信名及發信名ヲ親展文書送付簿ニ登記シ封緘ノ儘之ヲ宛名ニ配付スヘシ
- 二 前號外ノ文書ハ之ヲ開封ノ文書收受簿ニ登記シ其ノ件名番號及年月日ヲ記入シタル後直ニ主掌分課掛ニ配付シ其ノ證印ヲ徵スヘシ
- 三 二分課掛以上ノ關聯スル文書ハ關係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ

第二條 親展文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ前條第二號ニ準シ之ヲ取扱フヘシ

第三條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課掛ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ之ヲ庶務課庶務掛ニ還付スヘシ

第四條 左ノ文書ハ庶務課庶務掛ヲ經由セス主掌分課掛ニ於テ直ニ接受スヘシ

- 一 教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
- 二 生徒ヨリ差出ス願屆書類
- 三 入學志願者及入學候補者ニ關スル書類
- 四 其ノ他學校長ノ指定シタル書類

第五條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

第六條 處分案ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ學校長ニ供閱シ指揮ヲ受ケヘシ

第六條 處分案ニシテ他ノ分課掛ニ關係アルモノハ合議スヘシ

第七條 決裁済ノ文書ハ主掌分課掛ニ於テ決

裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課庶務掛ニ回付スヘシ執務時間外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ事務當直ニ回付スヘシ

第九條 庶務課庶務掛ニ於テハ發送文書及原議ニ番號ヲ付シ文書發送簿ニ登記シ原議ハ之ヲ主掌分課掛ニ還付スヘシ

第十條 庶務課庶務掛又ハ事務當直ニ於テ直接文書ヲ發送スルトキハ月日受信名發信名及番號ヲ文書送付簿ニ記載シ送達ノ上送先ノ證印ヲ徵スヘシ

第十一條 庶務課庶務掛又ハ事務當直ニ於テ郵書電信ヲ發送シタルトキハ月日受信名發信名及料金ヲ郵便切手受拂簿ニ登記シ取扱者檢印スヘシ

第十二條 學校長ノ官印又ハ校印ヲ使用セム

トスルトキハ監守者ノ承認ヲ受クヘシ

第十三條 事件ノ完結シタル文書ハ主掌分課掛ニ於テ編纂保存スヘシ

第十四條 文書ハ之ヲ分類シ左ノ各號ニ依リ編纂スヘシ

- 一 事件ノ完結シタル順序ニ依リ曆年別會計ニ關スルモノハ會計年度別ニ綴込ムヘシ但紙數ノ多寡ニ應シ便宜一年分ヲ分綴シ又ハ數年分ヲ合綴スルコトヲ得
- 二 保存期限十年以上ノモノハ卷首ニ目錄ヲ附シ件名及丁數ヲ掲記スヘシ
- 三 圖書其ノ他合綴シ難キモノハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ保存スヘシ

第十五條 文書ノ保存期間ハ之ヲ無期十年五年及一年ノ四種ニ分ツ

第十六條 無期保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

御眞影拜戴、勅語謄本下附及御下賜品等ニ關スル書類 行啓ニ關スル書類 訓令、告示、告諭及通牒書類 職員進退及叙位叙勳等ニ關スル書類 職員履歷書 儀式ニ關スル書類 規則細則ノ制定改廢ニ關スル書類 卒業證書原簿 教員免許狀ニ關スル書類 命令簿 學校一覽 校報 諸統計並報告書類 寄付ニ關スル書類 文書收受簿 文書發送簿 官廳往復重要書類 歳入徵收簿 支出簿 支出内課簿 經費推算簿 支拂元受高差引簿 概算渡整理簿 現金出納簿 保證金出納簿 資金ニ關スル重要書類 科學研究獎勵費ニ關スル書類 歳入歳出概算書 物品出納計算書 收入現金出納計算書 委任經理現金出納計算書 歳入歳出外現金出納計算書 會計檢査院審理答辯書寫 常備員命令簿 學業成績簿 成績調查表 入學者寫眞 入學者及特別入學者關係書類 評議員會及教官會記錄 學期別課程表 研究科生徒研究報告書 生徒學籍簿 生徒處分ニ關スル書類 休退學簿 寄宿舎重要書類

第十七條 十年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

文部省在外研究員關係書類 職員勤務調查表 職員出張復命書類 職員本務以外應囑書類 會計關係計算報告書類 歳入歳出豫算施行ニ關スル書類 競争入札ニ關スル書類 郵便切手受拂簿 消耗品受拂簿 俸給支出原簿 備入給料支出原簿 諸契約書 見積書 歳入徵收報告簿 物品請求書類 高等師範學校等ニ關スル調 入學者選拔試驗關係書類 教科書選定表 教授要目 教授進程報告 日課表 試驗問題 入學者選拔試驗問題 選修學科目選擇屆 見學旅行關係書類 生徒身體檢査統計表 生徒警書及保證書 生徒ノ思想性行ニ關スル書類 生徒學資金關係書類

第十八條 五年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

宿直日誌 文書送付簿 職員願屆書類 職員生徒身分證明原簿 乘車船賃引證交付原簿 通知簿 揭示簿 支拂豫算科目流用簿 經費推算簿 經費分割簿 豫算分割簿 常備人出動簿 小切手支拂番號原簿 俸給其ノ他交付簿 臨時備上人夫出面帳 入學志願者名簿 入學者選拔試驗成績表 入學志願票(入學者ノ分) 入學者選拔試驗答案 講習會關係書類 成績證明書綴 評點科目割合表

十 物品會計規程細則

第一章 總則

- 第一條 本校ニ屬スル物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 物品ハ之ヲ分チテ備品消耗品ノ二種トス
- 第三章 保管及出納
- 第三條 物品ノ出納ハ總テ學校長ノ命令ニ依リ物品會計官吏之ヲ執行ス
- 第四條 各部局ニ於テ所要ノ物品ハ請求書ニ品目數量需要ノ事由ヲ記載シ會計掛ニ請求スヘシ但註文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添付スヘシ
- 第五條 會計掛ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキ其ノ物品ノ在庫品ナルトキハ之ヲ當該

- 教官受持時數調 卒業生配當ニ關スル書類 教官配當ニ關スル書類 教官生徒圖書借覽書類 生徒戶籍謄本 生徒履歷書 生徒勤惰報告 生徒出席簿 生徒宿所届 入會及退會ニ關スル書類 生徒並保證人印鑑簿 保證人變更届 宿舍役員任命認可關係書類 在學證明書交付簿 集合願級通學願ニ關スル書類 生徒ノ外出、外泊、歸省ニ關スル書類
- 第十九條 一年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

- 書留郵便授受簿 常備員願届書類 入學志願者及寫眞(不合格者ノ分) 入學出願書類(不合格者ノ分) 參觀人ニ關スル書類 生徒書留郵便物受渡簿 生徒缺席届
- 第二十條 文書ノ保存期間ハ事件ノ完結シタル翌年ヨリ之ヲ起算シ但會計ニ屬スルモノハ翌會計年度ヨリ之ヲ起算ス
- 第二十一條 保存期間ノ經過シタル文書ハ之ヲ庶務課會計掛ニ引繼クヘシ
- 庶務課會計掛ニ於テ前條ノ文書ヲ受繼キタルトキハ經同ノ上相當ノ措置ヲナスヘシ

- 物品監守者又ハ物品取扱主任ニ交付シ新ニ購入ヲ要スルモノハ學校長ノ許可ヲ受ケ購入ノ上支給ノ手續ヲナスヘシ
- 第六條 通常所要ノ物品ハ一箇年ノ所要ヲ豫定シ學校長ノ許可ヲ得テ一回若ハ數回ニ取繼メ會計掛ニ於テ購入ノ手續ヲナスヘシ
- 第七條 生産品又ハ寄贈品ニ係ル物品ハ會計掛ニ於テ其ノ品目數量及價格ヲ記シ藏置若ハ支給ノ手續ヲナスヘシ
- 第八條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ハ直ニ物品出納簿ニ登記スヘシ
- 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給セムトスルトキハ備品ニ在リテハ現品ニ番號ヲ付シ備品支給簿ノ登記ヲ了シタル後之ヲ交付スヘシ
- 圖書機械標本ハ各物品監守者ニ於テ各自一定ノ番號ヲ附記スヘシ

- 第九條 物品ノ監守及取扱ニ關スル責ニ任セシムル爲各部局ニ物品監守者及物品取扱主任各一名ヲ置ク
- 第十條 物品監守者ハ備品監守簿ヲ物品取扱主任ハ消耗品受拂簿ヲ備ヘ物品ノ支給ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ登記シ支給簿又ハ請求書ニ受領ノ印ヲ押シ授受ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十一條 物品監守者若ハ物品取扱主任交送シタルトキハ前任者後任者ニ於テ物品監守簿消耗品受拂簿ト現品トヲ對照シ其ノ引繼ヲ了シタル事由及年月日ヲ帳簿餘白ニ記入シ相互記名捺印スヘシ
- 前項ノ手續ヲ了シタルトキハ前任者連署ノ上學校長ニ届出ツヘシ
- 第十二條 甲備品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ歸シタルモ乙備品監守者ニ於テ必

要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通告シ現品ノ受渡ヲナスヘシ。

第十三條 物品監守者ハ監守セル物品ニシテ自然ニ毀損シタル爲修理ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添ヘ會計掛ニ請求スヘシ會計掛ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ手續ヲナシ出來ノ上ハ物品監守者ニ交付スヘシ

第十四條 物品監守者ニ於テ自然毀損シ若ハ不用ニ屬シタル物品ハ直ニ之ヲ會計掛ニ返付シ監守簿ニ其ノ事由及年月日ヲ記入シ物品會計官吏ノ受領ノ證印ヲ受クヘシ
第十五條 物品會計官吏ニ於テ前項物品ノ返付ヲ受ケ將來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十六條 物品會計官吏ハ毎年一回以上各物品監守者及物品取扱主任ノ物品ヲ査閲シ備品監守簿消耗品受拂簿ノ調査ヲナシ其ノ狀況ヲ學校長ニ申告スヘシ

第十七條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ速ニ其ノ實況ヲ詳記シタル始末書ヲ作り學校長ニ申報スヘシ

第十八條 物品監守者ハ時々監守物品ヲ帳簿ト對照シ點檢スヘシ若シ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキハ速ニ其ノ實況ヲ詳記シタル始末書ヲ作り物品會計官吏ヲ經由シテ學校長ニ申報スヘシ

第十九條 物品ヲ亡失シ或ハ毀損シタル者アルトキハ學校長ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ監督ヲ怠リ或ハ故意怠慢ニ出テタルモノト認ムルトキハ文部省直轄各部物品會計規程第十二條若ハ第十三條ニ依リ處分スヘシ

第三章 帳簿

第二十條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 普通備品出納簿
- 一 圖書出納簿
- 一 機械標本類出納簿
- 一 普通備品支給簿
- 一 機械標本類支給簿
- 第二十一條 物品監守者ハ物品ノ監守、物品取扱主任ハ消耗品ノ受拂ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 備品監守簿
- 一 消耗品受拂簿
- 一 郵便切手類受拂簿
- 第二十二條 諸帳簿等ハ別紙様式ニ依リ調製スヘシ(別紙様式略ス)

第四章 檢閲

第二十三條 學校長ハ毎年物品檢閲委員長一名委員若干名ヲ學校職員中ヨリ任命シ物品ヲ檢閲セシム

第二十四條 物品檢閲ハ毎年九月十五日開始十一月十五日終了トス但臨時檢閲ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第二十五條 物品檢閲ノ時日ハ檢閲委員長ヨリ豫メ物品會計官吏及物品監守者又ハ物品取扱主任ニ通知スヘシ

第二十六條 物品檢閲委員ハ現在物品ト帳簿ト對照シ物品ノ保管、出納、使用消費ノ適否及物品缺損ノ有無等ニ關スル實況ヲ檢閲スヘシ

第二十七條 物品檢査上在庫物品ニ付テハ物品會計官吏、監守及取扱物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ其ノ保管監守取扱ニ係ル現品及帳簿等ヲ取揃ヘ立會ノ上

之カ検査ヲ受ケ檢閲委員ヨリ質問アリタル
トキハ之ニ答辯スヘシ
第二十八條 物品檢閲委員檢閲ヲ終了シタル
トキハ檢閲ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シテ學校
長ニ申報スヘシ

十一 非常心得

第一條 非常事變アルトキハ報鐘ヲ連打シテ
之ヲ報ス
第二條 非常事變ノ節職員ハ晝夜ヲ論セス直
ニ出校シ上官ノ指揮ニ從フヘシ
第三條 非常事變ノ節ノ立退場ハ運動場及正
門附近トス
第四條 非常ヲ認知シタル者ハ直ニ報鐘ヲ連
打スヘシ
第五條 報鐘ヲ聞キタルトキ或ハ非常ヲ認知
シタルトキ生徒兒童幼兒ハ左ノ指揮ヲ受ケ

テ急速最近ノ立退場ニ整列スヘシ
一 寄宿舎ニ在リテハ生徒主事及寮總代室
總代若ハ其ノ代理者
二 教室内ニ在リテハ受持教員
第六條 生徒兒童幼兒立退場ニ集リタルトキ
ハ上官ノ指揮ヲ受ケテ進退スヘシ
第七條 大地震等ノ場合ニ在リテハ非常報鐘
ノ有無ニ拘ラス教員生徒主事寮總代室總代
若ハ其ノ代理者ハ急速ニ立退カシムヘシ
但教員ノ指揮ヲ受クル暇ナキトキハ生徒ハ
便宜ノ處置ヲ探ルヘシ
第八條 火災ノ節ハ最モ先ニ左ノ物品ノ持退
ヲ終ヘテ他ノ物品ニ及フヘシ
一 庶務課庶務掛緊要書類
一 庶務課會計掛緊要書類
一 教務課緊要書類
一 圖書課緊要書類

一 生徒課緊要書類
一 寄宿舎緊要書類
一 醫局緊要書類
一 附屬學校幼稚園緊要書類
第九條 各部所管ノ緊要書類物品等ニハ常ニ
非常持退品ノ文字ヲ標記シ置キ至急持退ニ
便スヘシ
第十條 執務時間外ニ於テ火災アルトキハ宿
直員ハ電話ヲ以テ直ニ校長ニ急報スヘシ
第十一條 火災ノ節職員ハ小使人足等ヲ指揮
シテ消防ニ盡力スヘシ
第十二條 非常ノ節指揮者ハ校内便宜ノ場所
ニ共ノ居ヲ定メ夜間ハ高張提灯ヲ掲ケテ目
標トスヘシ
第十三條 庶務課庶務掛ハ諸官省學校又ハ其
ノ他ヨリ脈付ヲ受ケタルトキ之カ應接ノ任
ニ當ルヘキモノトス

第十四條 非常立退ノ方法ハ時々練習スヘシ
第十五條 附屬校園並ニ寄宿舎ニ於テハ非常
心得ニ基キ更ニ實施ノ方法ヲ定ムヘシ

第七 獎學資金

一 獎學寄附金管理規程

第一條 獎學寄附金ニシテ文部大臣ヨリ交付セラレタル現金ハ株式會社三井銀行當座預金トシ又有價證券ハ中央金庫ニ保管ヲ託スルモノトス但預入人ハ學校長ノ名義トス

第二條 獎學寄附金ノ銀行預金通帳及有價證券ノ中央金庫保管證書ハ當校備付ノ金櫃ニ藏置シ會計主任之ヲ保管ス

第三條 有價證券ノ利子ハ第一條ノ預金トス

第四條 預金ノ支出ヲ要スルトキハ當該銀行ヨリ預金ヲ引出シ現金ヲ以テ其ノ受取人ニ交付ス

二 獎學資金

明治四十五年六月三日昭憲皇太后本校へ行啓アラセラレ職員生徒ニ金五百圓ヲ賜フ本校カ陛下ノ行啓ヲ辱ウシタルコト實ニ十一回ニシテ其ノ都度ニ於ケル御下賜ノ金品ハ職員生徒ノ協議ヲ經テ或ハ本校及附屬校園ニ分配シ有益ナル機械器具ニ替ヘ又ハ校歌タル陛下ノ御詠ヲ謹寫セシメ之ヲ分チ戴キテ以テ永ク記念シ奉リタル事アリ故ニ今回亦一般ニ諮リ將ニ先例ニ倣ハントセシニ何ソ圖ラン其ノ年七月三十日明治天皇俄ニ御登遐アラセラレ昭憲皇太后ノ本校行啓ハ其ノ時ヲ以テ最終ノ御事トナレルニ依リ前記御下賜金處理ノ方法ヲ更メ後之ヲ恩賜獎學資金トシテ永久ニ記念シ奉リ其ノ利子ヲ以テ獎學ノ資ニ充テムトシ其ノ手

續テ了シタリ而シテ右ノ外有志ノ寄附ニ係ル獎學寄附金アリ

昭和八年五月末日現在高左ノ如シ
金三千六百九十九圓二十八錢

內譯

金五百二十八圓一錢 (五百圓)

恩賜獎學資金

金百六十二圓七十錢 (百圓)

黒田獎學寄附金

金八十一圓三十五錢 (五十圓)

山本獎學寄附金

金八百六十七圓七十四錢 (有價證券額 面五百圓)

今村獎學寄附金

金百八十一圓三十四錢 (同 百圓)

第五回理科卒業者記念獎學寄附金

金百七十圓八十七錢 (同 四十圓)

杉本獎學寄附金

金二千二百三十二圓十三錢 (同 二千圓)

杉村記念獎學寄附金

金千三十九圓六十一錢 (千圓)

開校五十年記念恩賜獎學資金

金千三十五圓五十三錢 (千圓)

喜多見獎學寄附金

三 獎學資金ニ關スル規程

第一條 經理委任ニ屬スル獎學資金ヨリ生スル利子ハ本規程ニ依リ使用スルモノトス但寄附者ヨリ用途ヲ指定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 獎學資金ヨリ生スル利子ハ適宜左ノ各號ノ使途ニ充ツルモノトス

一 本校及附屬校園ニ於テ運動其ノ他特ニ獎勵ヲ要スル事項ニ關スル施設ヲ爲スコト

二 本校生徒中品行方正ニシテ學業優等ノ者ニ學資ノ補給ヲ爲スコト

第三條 前條第二號ニ依ル學資ノ補給ハ之ヲ一時ニ爲シ或ハ期間ヲ定メテ毎月之ヲ爲ス但期間ヲ定メテ學資ノ補給ヲ爲スモノニ對シ其ノ月十六日以後ニ於テ補給ノ命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限リ月額ノ半額トス

第四條 毎月ノ學資補給ハ其ノ月二十三日月ニ在リテハ五日、休業日ナレハ繰下クニ之ヲ爲ス但半途退學者卒業者死亡者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラヌ

第五條 學資ノ補給ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル場合ハ其ノ翌月ヨリ休學期間補給ヲ停止ス

第八 職員

(昭和八年十月末調)

<p>學校長</p> <p>吉岡 郷市 山口</p>		<p>國語</p> <p>佐伯 常廣 島根</p>	
<p>名譽教授</p> <p>下村 三四吉 兵庫</p>		<p>理科、教育</p> <p>堀 七藏 富山</p>	
<p>教 授</p> <p>下田 次郎 東京</p>		<p>化學</p> <p>黒田 千カ 佐賀</p>	
<p>國語</p> <p>尾上 八郎 岡山</p>		<p>國語</p> <p>莊田 安太郎 山形</p>	
<p>理科</p> <p>近藤 耕藏 神奈川</p>		<p>國語</p> <p>菅原 敦造 新潟</p>	
<p>地理、教育</p> <p>富士 徳治郎 奈良</p>		<p>國語</p> <p>成田 順 東京</p>	
<p>物理</p> <p>乙部 孝吉 岩手</p>		<p>國語</p> <p>古川 付二 長崎</p>	
<p>植物</p> <p>保井 コノ 大阪</p>		<p>國語</p> <p>水野 敏雄 東京</p>	
<p>教育、保育</p> <p>倉橋 惣三 静岡</p>		<p>國語</p> <p>木村 滋 滋賀</p>	
		<p>國語</p> <p>中澤 伊與吉 新潟</p>	
		<p>國語</p> <p>飯本 信之 石川</p>	
		<p>國語</p> <p>岩間 縁郎 青森</p>	
		<p>國語</p> <p>西野 みよし 東京</p>	
		<p>國語</p> <p>家事</p>	

職員

歴史	内藤 智秀 山形
家事	山井 テイ 東京
動物	久米 又三 兵庫
英語	津田 芳雄 東京
植物	大槻 虎男 東京
化学	林 太郎 富山
國語	石井 庄司 奈良
動物	菊地 健三 東京
英語	中野 好夫 兵庫
数学	黒田 成勝 東京
物理	岡田 けい三 三重
裁縫	石田 はる 大阪
體操	三浦 ヒロ 北海道
體操	宮田 覺造 茨城
裁縫	越智 延愛 媛

助教

體操	戸倉 ハル 香川
授業擔當	山形 寛
手工	及川 ふみ
國畫	大岩 金
園藝	助教諭
習字	岡田 起作 京都
國語、教育	保科 孝一 山形
修身	吉田 熊次 東京
國畫	佃 武昭 岡山
歴史	松井 等 東京
歴史	齋藤 清太郎 岡山
歴史、育児、看護	青木 醇一 千葉
生理及衛生	新宮 涼國 東京
鑛物及地質	浅井 郁太郎 東京

講師

第六臨時教員養成所教授

第六臨時教員養成所教授

織物	東京工業大學助教	太田 勤治 東京
作法	岡 ハツノ 宮城	
家事經濟、家計簿記	松平 友子 東京	
住居	山本 拙郎 高知	
園藝	吉永 義信 長崎	
地理	關口 鯉吉 静岡	
染色	菱山 衡平 東京	
手藝	上村 百代 東京	
地理	松尾 俊郎 佐賀	
手藝	神田 つね 東京	
法制及經濟	小笠原 豊光 群馬	
食物及營養、料理法	藤本 薫喜 愛媛	
数学	問谷 力 北海道	
植物	本田 正次 熊本	
歴史	下村 三四吉 兵庫	
英語	岡田 美津 東京	
漢文	細田 謙藏 東京	

教務囑託

生理及衛生	北 豊吉 石川
國語	井上 超島 根
體操	大石 峯雄 東京
漢文	付田 みち山 梨
動物室勤務	柳川 操 千葉
地理室勤務	秋山 徳己 徳島
鑛物地質室勤務	坊城 智藏 東京
裁縫室勤務	川井 ツル 東京
體操室勤務	竹内 あや子 岐阜
植物室勤務	澤田 信 東京
家事理科室勤務	高畑 清子 京都
化学室勤務	深津 美代子 東京
家事室勤務	佐々木 操 東京

生徒主事

寄宿舎主任 文部省督學官 堀口 きみこ 長野
通學生徒主任 教授 西野 みよし 東京

生徒主事補

前田 のゑ 靜岡

寄宿舎勤務

生徒主事 堀口 きみこ
生徒主事 西野 みよし
助教諭 渡部 正子
訓導 和田 てる
生徒主事補 前田 のゑ
庶務 鈴木 利子

評議員

教授 下田 次郎
教授 近藤 耕藏
生徒主事 堀口 きみこ
教授 保井 コノ
教授 倉橋 惣三
教授 黒田 チカ
教授 莊田 安太郎
教授 水野 敏雄
教授 中澤 伊與吉
教授 飯本 信之
教授 岩間 綠郎
教授 内藤 智秀

學科主任

文科主任

教授 下田 次郎

理科主任 教授 岩間 綠郎
家事科主任 教授 近藤 耕藏

學科目主任

修身 教授 水野 敏雄
教育 教授 下田 次郎
國語 教授 尾上 八郎
漢文 講師 細田 謙藏
歴史 教授 内藤 智秀
地理 教授 飯本 信之
英語 教授 津田 芳雄
數學 教授 岩間 綠郎
物理 教授 乙部 孝吉
化學 教授 黒田 チカ
植物 教授 保井 コノ
動物 教授 久米 又三
家事 教授 西野 みよし

學級主任

裁縫 教授 成田 順
圖畫 講師 佃 武昭
手藝 講師 上村 百代
音樂 教授 中村 コウ
體操 助教授 宮田 寛造
文科第一學年 教授 飯本 信之
文科第二學年 教授 尾上 八郎
文科第三學年 教授 下田 次郎
文科第四學年 教授 内藤 智秀
理科第一學年 教授 久米 又三
理科第二學年 教授 保井 コノ
理科第三學年 教授 乙部 孝吉
理科第四學年 教授 岩間 綠郎
家事科第一學年 教授 近藤 耕藏
家事科第二學年 教授 黒田 チカ

理科	教授	近藤	辨藏	神奈川
歴史、地理	教授	富士	徳治郎	奈良
國語	教授	佐伯	常廣	島根
理科	教授	堀	七藏	富山
裁縫	教授	成田	順	東京
教育	古川	竹二	長崎	
英語	專擔任、訓育部主任	木村	ぬみ	滋賀
數學、修身	教授	中澤	伊與吉	新潟
圖畫、修身	本五擔任、教務部主任	山形	寛	福井
國語、地理、修身	本四擔任、圖書部主任	稻村	テイ	東京
國語、修身	本一擔任、教務部分擔	水谷	年恵	愛知
家事	第六臨時教員養成所教授	由井	テイ	東京
裁縫	專擔任	中村	ヨシ	宮城
體操	本二擔任、體育部主任	田中	せき	山形
英語	教授	津田	芳雄	東京
裁縫	助教	石田	はる	大阪
體操	助教	三浦	ヒロ	北海道
圖畫	保姆	及川	ふみ	大阪
理科	助教	岡田	けん	三重
理科	訓導	吉田	弘	熊本
數學	本二擔任	川上	ソノ	廣島
裁縫	助教	越智	延	愛媛
國語	專擔任、教務部分擔	石井	司	奈良
國語	生徒主事補	前田	のぞ	静岡
英語	本三擔任、庶務部主任	目次	了	島根
音樂	本四擔任、庶務部分擔	玉村	なみ	東京
音樂	本四擔任、庶務部分擔	吉川	節子	石川
家事、裁縫	本三擔任、體育部分擔	木對	タキ	秋田
地理	訓導	山本	セイ	長野
體操	助教	戸倉	ハル	香川

教諭

助教諭

國語	保姆	新庄	よしこ	茨城
歴史	訓導	鷲山	まき	東京
理科	教務部分擔	藤澤	六馬	長野
英語	圖書部分擔	小林	清子	石川
家事、裁縫	本一擔任	中島	千代子	岡山
裁縫	本五擔任、體育部分擔	山崎	清子	兵庫
國語	訓導	有浦	みき	茨城
國語	訓導	村重	嘉勝	大阪
理科、數學	庶務部分擔	木村	秋子	東京
歴史	訓導	櫻井	三新	新潟
圖藝	大岩	金岡	山	
國語、歴史	庶務部分擔	池田	ゆき	大阪
國語	訓導	和田	てる	愛知
國語	圖書部分擔	渡部	正子	愛媛
家事	訓導	森井	千代子	廣島
英語	教授	津田	芳雄	東京
裁縫	助教	石田	はる	大阪
體操	助教	三浦	ヒロ	北海道
圖畫	保姆	及川	ふみ	大阪
理科	助教	岡田	けん	三重
理科	訓導	吉田	弘	熊本
數學	本二擔任	川上	ソノ	廣島
裁縫	助教	越智	延	愛媛
國語	專擔任、教務部分擔	石井	司	奈良
國語	生徒主事補	前田	のぞ	静岡
英語	本三擔任、庶務部主任	目次	了	島根
音樂	本四擔任、庶務部分擔	玉村	なみ	東京
音樂	本四擔任、庶務部分擔	吉川	節子	石川
家事、裁縫	本三擔任、體育部分擔	木對	タキ	秋田
地理	訓導	山本	セイ	長野
體操	助教	戸倉	ハル	香川
體育部分擔	平田	ふみ	兵庫	
訓導	永堀	千鶴子	東京	
圖書部分擔	町田	春子	東京	
英語	市橋	なみ	福井	
英語	エヌ、イラン、ス、		英國	
公民科	金子	彦二	新潟	
數學	富田	はる	新潟	
法制經濟	岡本	三郎	静岡	
家事	黒岩	矩	東京	
裁縫	保々	喜美子	岡山	
教育、修身	教授	下田	次郎	
國語	教授	尾上	八郎	
家事	教授	倉橋	忠三	

講師

授業擔當

第一部海ノ組擔任 神原キク香川
 第一部森ノ組擔任 村上露子新潟
 第一部川ノ組擔任 小島その東京

囑託 河合妙子東京

休職 折原さだ群馬

調導兼助教諭

第九生徒

(昭和八年六月末調)

一 生徒氏名 (氏名ハ五十音順トス氏名ノ上段ニ(休)トアルハ休學ヲ示シ氏名ノ下段ハ本籍府縣)

阿部俊子	東京第一	松本ヨリ	青森	岡山	三浦喜滿子	大分	東京第二
淺井操	愛知第一	光藤初音	愛媛	今治	三宅去博	三重	佛英和
池田園子	東京第三	森木元子	東京	神奈川	宮下アキ	新潟	新發田
石崎深雪	東京第三	山木あや子	東京	奉天	村上愛子	廣島	廣島
河村幸子	奉天	泉サナヘ	佐賀	東京第三	草川いき	三重	西條
佐藤トミ	盛岡	加藤サナヘ	佐賀	東京第三	品川キミ	香川	高松
杉森美代子	盛岡	國弘チエ子	山口	奉天	草川い	三重	高松
曾我道子	岡山	小島正子	兵庫	奉天	品川キミ	香川	高松
多羅尾真子	岡山	國弘チエ子	山口	奉天	草川い	三重	高松
秩父真子	岡山	加藤サナヘ	佐賀	東京第三	品川キミ	香川	高松
永田重子	東京第五	泉サナヘ	佐賀	東京第三	草川い	三重	高松
廣田ふき	静岡	加藤サナヘ	佐賀	東京第三	品川キミ	香川	高松
福富子	静岡	泉サナヘ	佐賀	東京第三	草川い	三重	高松
古田和子	東京第一	加藤サナヘ	佐賀	東京第三	品川キミ	香川	高松

生徒

一四一

淺井志満子 東京女學院
井上知子 福島安旅順
伊藤眞子 福島安旅順
生田ひろ 福島安旅順
石坂壽子 福島安旅順
大坂三秀 福島安旅順
大橋三重 福島安旅順
加藤富子 東京第五府
梶山俊子 山口長府
筒氏淡月 熊本第一
川邊ハルコ 熊本第一
北村敏子 熊本第一
吉川タツ子 熊本第一
所澤和子 熊本第一
露木千代子 熊本第一
中野幸政 東京第一
仲野三子 東京第一
長田佐三 東京第一
林敦子 東京第一
原美枝子 東京第一
藤枝芳長 東京第一
本多喜代子 東京第一

眞鍋美恵子 香川高松
松林登志子 岡山靜岡
安井志子 岡山靜岡
吉澤純子 京都第二
和田清子 愛知第一
渡邊房江 愛知第一
淺田龍江 山形那
石澤トミ 山形那
上野ユキイ 福島會津
海老名花子 東京青山學院
長田則子 東京第一神戶
蒲池耐子 東京第一神戶
栗山禮子 京都第一
佐竹幸子 京都第一
田中暉江 福井丸龜
高野悦子 長野野
土屋八千代 浦野
外川道子 東京浦野
中島瑞子 東京浦野
濱田美枝子 東京浦野
平松園江 東京浦野

舟越立子 東京櫻蔭
右田英子 東京櫻蔭
宮本心子 東京掛川
村杉愛子 富山掛川
柳原八重子 富山掛川
横山綾子 長野新湯
渡部ツユコ 長野新湯
長谷川範子 山形東女高師
飯山美代子 山形東女高師
宇佐見恭子 東京埼玉女師
植田貞子 東京埼玉女師
小野三子 福島磐城
極淵愛子 福島磐城
川越美枝子 石川第一
後藤和子 愛知四日市
澤井シズ子 富山第一
瀨沼文子 東京第一
高田満子 東京第一
高橋啓子 東京第一
常田キヨ子 富山第一
中尾よし子 鹿兒島東洋

牧野淑子 宮城登米
溝口愛子 宮城登米
富澤まさ江 長野野
矢中ミツ子 茨城下妻實科
伊藤清子 愛知濱田
石田敏美 廣島廣島
遠藤淑山 長井井
大槻ヤス福島長井
大橋かずえ 富山金澤第二
折原静子 埼玉桐生
神田政子 群馬桐生
小池絹子 群馬桐生
小林マツ子 群馬桐生
後藤田鶴子 群馬桐生
佐藤淑子 愛知第一
志賀美津子 愛知第一
須藤みよし 山形第一
田代尚新 山形第一
高田タマエ 山口下關
高橋タマエ 山口下關
原高橋子 東京第六

前澤定子 新潟湯村
三井敏子 山梨南第一
水谷勝子 三重四日市
宮島キヨ子 東京東女高師
山四貴美 東京東女高師
出澤典子 長野臺南第一
乾正枝 群馬太田
岩佐文子 群馬太田
小野原静枝 東京第五
織田喜久子 東京第一
大浦君江 青島日本
太田由比子 長野鎌倉
岡部智恵子 東京第七
川俣ヒサ子 東京第七
川本博子 東京第七
木尾美子 石川金澤第二
宜春美芳 東京金澤第二
北川菊枝 岡山東女高師
九鬼敏熊 岡山東女高師
小山ヒロ子 長野立教
衣川舜子 京都第五

佐々木トミ子 宮城古川
佐山二三子 宮城古川
齋藤ふみ子 千葉山崎
眞田淑子 長野野
高木伸子 岐阜野
谷口敏子 大阪夕陽丘
徳山幸子 岡山夕陽丘
徳岩信江 岡山夕陽丘
長岡裕 岡山夕陽丘
藤川富士子 東京第一
古澤三千枝 京都第一
松本三千枝 京都第一
丸山彰子 長野全
三田いれ 長野全
宮下トシ 新潟青森
矢崎律子 東京甲府
矢野志律 東京甲府
山本壽代 岡山大垣
吉田幸宮 岡山大垣
赤松茂子 岡山大垣
秋岡雪枝 岡山大垣

第十卒業生

一 本校卒業生氏名 (五十音順、氏名ノ上段ニ舊姓ヲ記載セルモノ又ハ◎符ヲ附セルモノハ結婚) 者ヲハ◎符ヲ附セルモノハ死亡者ヲ示シ氏名ノ下段ハ本籍府縣名ヲ示ス

山崎	青田	田中	一噌	山岡	諏訪	長谷川	岡村	佐久間	池田	水野	岩崎	菊池	佐方	鈴木	相馬	中村	西川	布浦	林浦	古市	福田	藤村	森田	山口	山崎	鹿兒島	
木下	澤本	杉本	千足	竹澤	内村	多湖	豊島	中島	服部	馬屋	渡邊	上野	浅岡	天野	井上	金子	吉田	宇佐美	山崎	厚木	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

高峯	加藤	丸橋	上野	藤田	高橋	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田
武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田	武田
石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川

卒業生

一五九

一五八

池	立	武	田	建	木	宮	橋	○	○	大	大	木	大	池
側	野	井	中	部	村	川	本	○	○	村	村	村	村	側
* 青木	* 阿部	* 磯山	* 泉屋	* 井口	* 宇野	* 小原	* 小田	* 大田	* 大田	* 菅野	* 菅野	* 菅野	* 菅野	* 菅野
北西の	阿部雪子	磯山つな	泉屋たか	井口ね	宇野ちぎ	小原みよの	小田うめの	大田きま	大田スミ	菅野ささ	菅野さと	菅野千賀	菅野とね	菅野とね
大坂	奈真	鳥取	山梨	三重	北海道	秋田	秋田	茨城	長崎	東京	福島	熊本	熊本	熊本
運科卒業(二人)	高等師範科卒業(四十四人)													
明治三十四年三月														
丸	空	安	渡	丸	竹	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸
谷	閑	藤	谷	岡	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
* 黒岩	* 高田	* 澤木	* 相良	* 黒岩	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村	* 木村
とく	みよ	あけ	よし	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ	あけ
高知	鳥取	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡
加藤	福本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮島	山下	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤	吉澤
* 宮島	* 山下	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤	* 吉澤
村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山
つね	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ
新	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
山形	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城
加藤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮島	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
* 宮島	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎
村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山
つね	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ
新	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
山形	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城
加藤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮島	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
* 宮島	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎
村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山
つね	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ
新	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
山形	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城

熊代	宇佐美	島	松	岡	和	横	馬	沼	宇	玉	松	岡	和	横	馬	沼	宇	玉		
市原	木島	成田	雨田	伊藤	井上	石田	池上	太	川	草	久	佐	關	瀬	潮	野	造	田		
* 市原	* 木島	* 成田	* 雨田	* 伊藤	* 井上	* 石田	* 池上	* 太	* 川	* 草	* 久	* 佐	* 關	* 瀬	* 潮	* 野	* 造	* 田	* 田	
見	春	つ	の	な	サ	む	み	み	ひ	さ	だ	み	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	
山形	新潟	山形	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	
石垣	木下	○	人	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	鈴	
高田	野地	木田	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	吉野	
* 高田	* 野地	* 木田	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	* 吉野	
は	あ	き	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	
伊藤	高木	小	吉	木	佐	廣	三	大	○	加	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	
新	杉	戸	波	萩	藤	馬	宮	宮	○	武	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
* 新	* 杉	* 戸	* 波	* 萩	* 藤	* 馬	* 宮	* 宮	* 武	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山	* 山
も	あ	あ	は	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た
香	愛	愛	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
川	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知
加藤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮島	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
* 宮島	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎	* 山崎
村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山	村山
つね	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ	なみ
新	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
山形	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城

中村	小島	樋口	伊佐	今西	◎河	木幡	池上	田口	鹽川	松本	佐田	古戸	◎田島							
吉田	矢島	武藤	平川	林川	早川	富岡	鶴岡	常光	竹内	竹野	田中	杉山	鈴木	須甲	須藤	島村	作間	小松	來見	
イ	ミ	ネ	キ	キ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	
福岡	和歌山	新田	熊本	秋田	山形	大坂	熊本	岡山	青森	大坂	滋賀	長野	長野	京都	石川	熊木	富山	宮城	徳島	
原	布原	小島	岩田	江澤	山本	岩崎	田崎	宮崎	牧内	伊藤	鈴木	木多	◎益田	渡邊	高橋	川人				
米田	山崎	山崎	見山	西内	寺田	高尾	田所	田中	關中	松原	佐々木	黒田	清原	遠藤	今堀	石川	小豆	安藤	理科卒業(二十人)	
新田	千代	和歌山	香川	長野	高知	和歌山	千葉	熊本	愛媛	愛媛	茨城	佐賀	鳥根	佐賀	和歌山	岐阜	大坂	徳島		
横山	岩村	岩橋	福王	齋藤	布能	土井	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	◎大野	技藝科卒業(二十四人)
村田	福野	野村	田村	千頭	清水	櫻井	澤井	澤井	佐伯	齊藤	古賀	草賀	草賀	草賀	草賀	草賀	草賀	草賀	草賀	
富山	石川	京都	新潟	高知	山梨	富山	滋賀	山口	長野	宮城	鳥根	山根	北海道	石川	徳島	宮城	山形	宮城	福島	

酒井	常川	池田	井村	内田	鈴木	土方	田淵	川口	楳井	隅田	檜崎	國澤	淡野	松木						
田中	鈴木	齋藤	佐藤	國友	神崎	神戶	伊藤	荒川	村田	平尾	錦居	田中	鈴木	島岡	佐野	佐藤	來見	風尾		
福岡	東京	千葉	愛媛	宮崎	福岡	宮崎	宮崎	静岡	兵庫	福岡	大坂	高知	千葉	山口	奈良	富山	徳島	和歌山	福井	
菅原	鈴木	關出	雲出	瀧澤	◎柳澤	柳澤	◎柳澤	石川	◎石川	尾村	佐々木	青島	渡邊	齋藤						
錦織	中村	中根	戸田	關尾	須藤	相良	河田	太平	石川	山毛	森利	三輪	尾田	原藤	西村	竹下	高松	幾代		
宮城	福島	福島	廣島	京都	石川	東京	石川	新潟	東京	山梨	富山	東京	愛媛	大坂	熊本	新潟	熊本	石川		
山本	須藤	小野	齋藤	緒方	馬場	馬場	馬場	◎馬場	◎馬場	三輪	岡本	岡崎	川久保	◎今井	林井	坂本	古川			
織田	岡本	小川	江端	上田	石川	飯川	飯川	飯川	飯川	吉田	吉田	山根	山根	山根	山根	山根	山根	山根	山根	
石川	和歌山	宮城	福島	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	石川	京都	鳥取	茨城	岡山	東京	群馬	東京	香川	和歌山	

鎮目	秋草	内藤	佐藤	山田	石川	中島	松本	吉川	宇田	原田	藤谷	小林	吉田	永岡	神田	常石	才田	三井	理科卒業(二十五人)
服部	橋本	中田	鳥越	鶴田	辻本	高田	滋賀	佐藤	桑門	北島	木谷	金田	大下	稻木	今里	市川	岩井	赤倉	有川
きみよ	恒子	龜喜	トク	時得	ルイ	ヲツ	チビ	サヨ	てる	なみ	くみ	キミ	イロ	ヒサ	チズ	ヨシ	安世	外勝	ヒサエ
愛知	東京	高知	群馬	静岡	秋田	北海道	千葉	佐賀	山梨	富山	三重	香川	山口	栃木	長崎	岡山	高知	石川	香川
小西	小泉	久金	山田	松尾	片宗	金井	梅澤	瀧口	和永	和永	加藤	加藤	石附	五十嵐	五十嵐	松村	松村	堀口	堀口
平山	野上	野上	津田	高橋	酒見	坂井	齋藤	小柴	小林	小柴	金土	加藤	加藤	石附	石附	石田	石田	堀口	堀口
和歌山	香川	新潟	富山	京都	福島	佐賀	静岡	岐阜	長野	群馬	東京	富山	富山	宮城	宮城	愛知	愛知	新潟	新潟
澁谷	天野	菊池	手島	香川	早川	村合	植永	後藤	渡邊	國語體操専修科卒業(二十四人)	井上	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井
佐藤	齊藤	近藤	小寺	黒石	木村	小野	岡本	内田	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井
藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原
佐賀	兵庫	岩手	愛知	山口	神奈川	廣島	岡山	長崎	福岡	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

高野	市原	青砥	大竹	北原	曾根	池田	中山	梅原	伊藤	浅見	家事専修科卒業(二十四人)	宇佐見	水田	中田	安川
菅沼	島守	小池	北村	今川	川上	岡田	奥山	井黒	伊藤	浅見	家事専修科卒業(二十四人)	宇佐見	山崎	山下	安川
せし	サキ	春生	都子	カ子	千鶴	榮子	ミキ	はる	み	とく	家事専修科卒業(二十四人)	アヤ	ミツ	ツラ	ら
群馬	静岡	神奈川	東京	福島	長野	千葉	福島	滋賀	熊本	京都	岐阜	秋田	熊本	香川	長野
文科卒業(二十三人)	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部	安部
河野	澤野	別所	右近	辰巳	高田	内田	森山	内山	今泉	西村	岡村	山本	八尋	城戸	南方
山田	山本	三輪	馬井	松井	福森	橋本	野田	野田	永留	長尾	中野	鈴木	桑原	大西	大江
一惠	フサ	秀	はじ	ミツ	スエ	トシ	マサ	ミドリ	ウタ	タメ	フミ	シヅ	カメ	ユウ	ユウ
和歌山	秋田	東京	宮城	佐賀	大阪	新潟	島根	福岡	長崎	新潟	高知	長野	山口	三重	福賀
井上	磯田	打田	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京

明治四十一年七月
保育講習科修了(五人)

大石 静岡
勝村 ハルエ 東京
倉田 ミスエ 新潟
須田 スミエ 滋賀
野々村 シス 廣島

明治四十二年三月
文科卒業(二十一人)

阿部 和 岡山
秋田 マスエ 徳島
岩崎 カツチ 大阪
岩崎 シエ 福岡
五百木 珠 福岡
魚住 しげの 兵庫
内山 竹恵 岡山
太田 みづ 長野
桂田 タマ 新潟
和田 スミ 山口
近藤 ふみか 富山
齋藤 美禾 埼玉

家事専修科卒業(二十六人)

板梨 ウチタ 山口
津島 みち 長野
川原 ミチ 北海道
松原 ミチ 福岡
三宅 孝 和歌山
門野 トク子 大阪
安田 ちよ 山形
矢島 タメ 熊本
山崎 勝子 愛媛
澤本 松川 熊本

理科卒業(二十三人)

小高 安部クワ 埼玉
絹笠 磯 大崎
佐藤 井合トシヅ 新潟
江本 ヨシキ 富山
岡本 ヨシ 高知
太田 ミチ子 長崎
小河 テル 新潟
清水 さだ六 新潟
清名 だ六 新潟
須藤 ノツル 新潟
角須 サダ尾 大阪

技藝科卒業(二十三人)

須田 竹内ふみ 宮城
岡部 田中ナギ 鹿野
徳永 田上ナシ 鹿島
千葉 郷去げる 宮城
千原 恒藤とし 福島
錦目 中城 駒 高知
大槻 中濱マサ 東京
河村 花木ふさ 愛知
遠州 平井しん 宮城
佐藤 三浦キヨシ 新潟
木間 三井田キヨシ 新潟
山田 キヨシ 新潟

高平 黒澤みつ 宮城
林 佐藤文雅 石川
永井 末永式 京都
◎ 菅原ナチ 北海道
徳武 堤原 長野
堀野 ひで 岡山
高田 鶴野 石川
南部 成田順 京都
長谷川 平原貞 宮城
村田 水原きみ 熊本
寺川 松本シカ 大分
中村 柳田ヨシコ 兵庫
白鳥 安江みづ 静岡
谷口 湯澤みづ 岐阜
太田 横山あさ六 岐阜

緒賀 鈴木キヨノ 愛媛
三瓶 篠崎ウツヤ 福岡
須藤 菊池その 山形
佐藤 魚井しげ 東京
◎ 西川 元ヨシ 鹿島
豊永 金子ゆい 東京
上野 ケイ 岡山
今井 トヨ 長崎
綿屋 今井トヨ 長崎

黒田 村手まづ 三重
吉田 いよ 群馬
吉永 秀 熊本
由井 テイ 三重
橋本 渡邊はる 埼玉
◎ 宗 伊與木 喜代爲 山形
山本 井上はる 静岡
下山 井上はる 静岡
加藤 米須ウシ 愛知
藤 篠木チヨ 新潟
花岡 鈴木こる 新潟
大鹽 高橋セツ 新潟

卒業生

一八三

一八二

明治四十四年三月
文科卒業(二十四人)

齊藤	岩崎	服部	額田	神田	富坂	白川	村田	森田	鈴木	宮川	吉川	上川	師岡	中村
深井	原田	長瀬	中村	東條	竹下	竹下	坂井	小林	岡本	尾崎	小田	小穴	池上	石井
群馬	長野	東京	大阪	富山	山梨	福井	兵庫	新潟	長野	鳥取	秋田	長野	長野	愛媛

理科卒業(二十人)

金子	神尾	上原	宮坂	松本	宮崎	藤村	◎清水	坂本	上田	阿部	服部	牧田	秋山	鰐部
藤吉	長谷	中島	名川	堂坂	外山	近藤	田中	相川	相喜	佐々木	栗林	金山	河内	板澤
岩手	山形	岡山	長野	鳥取	大阪	香川	山梨	山形	熊本	兵庫	宮城	徳島	京都	静岡

技藝科卒業(二十二)

渡邊	三浦	林岡	水岡	野村	中川	吉田	關	◎小出	林本	平野	笠原	中尾	高井	青山
根岸	南部	中村	近郷	高野	島田	齊藤	北村	大谷	巖本	伊藤	朝倉	山崎	丸茂	松橋
福岡	新潟	石川	富山	東京	岐阜	山梨	三重	廣島	岡山	兵庫	岐阜	秋田	新潟	岡山

卒業生

高橋	高橋	齊藤	木下	川上	大野	遠藤	姪子	稲垣	土橋	高橋
マキ	キヨウ	あさ	ツナ	かね	つね	延	ツマ	なり	な	な
群馬	香川	宮城	佐賀	静岡	埼玉	岐阜	山口	静岡	山口	静岡

山田	木口	小幡	今井	永田	谷村	三村	中西	喜田	石堂	伊藤
ヒル	ハル	ツナ	な	高澤	吉田	力石	山西	村井	松村	鶴本
島根	石川	兵庫	兵庫	愛知	京都	長野	三重	東京	香川	青森

吉永	筒井	加賀山	半田	堀尾	千葉	川村	竹尾	進藤	桑原	白崎
櫻井	佐津川	河崎	奥村	上野	坂倉	有竹	浅野	武井	武井	深尾
枝	ふみ	ナツ	タマ	トメ	安良	はな	惟子	尾	さだ	コマ

白神	市瀬	國枝	飯沼	◎金森	山田	宮崎	安永	大西	小金	加藤	藤浦
富岡	島澤	寺田	高木	竹井	小泉	梶原	越前	梅田	森田	渡邊	嘉都
美子	しげ	ちひろ	せひ	イヅ	ツク	タウ	カウ	京	石川	長野	京都
岡山	岐山	愛知	岐山	愛知	島根	長野	石川	京都	石川	長野	京都
福島											
坂出											
山本											
北海道											
梶原											
笹川											
新潟											

神田	鈴谷	禮田	堀谷	環谷	平尾	尾崎	田中	丸野	西野	加藤	伊藤	下田	黒田	荒木	岸高	白井
横川	矢野	松田	藤原	藤原	早井	蜂谷	西本	爾見	中島	土佐	高橋	竹森	須藤	佐多	坂本	近藤
静尼	はな	く	乃	乃	コウ	コウ	子	ミ	七	テ	ト	ツ	カ	ノ	ヤ	ア
京都	静岡	京都	岡山	新潟	大阪	福岡	香川	熊本	熊本	熊本	大阪	三重	京都	熊本	山口	鹿児島
伊藤																
山田																
藤田																
福島																
伊藤																
山田																
福島																
伊藤																
山田																
福島																
伊藤																
山田																
福島																

神野	藤倉	安南	池内	遠藤	小武	武藤	名春	横山	關山	山崎	山崎	山口	白田
保上	田田	在在	葉葉	藤藤	村村	藤藤	取取	木木	山山	井井	井井	井井	井井
松野	松本	保々	箱崎	野間	中村	大智	丹下	田口	武内	高野	四野	下田	坂本
初枝	喜美子	さかへ	イシ	島島	野野	コシ	ヨシ	フミ	ひさよ	コス	保保	スミ	豊次
新湯	岡山	長野	福島	長野	山形	新湯	愛媛	栃木	鳥取	福井	千葉	長崎	山梨
橋本	阿部	豊田	鹽川	研究科修了(五人)	大村	桑原	塚原	望月	西澤	杉本	鷺島	笹原	堀内
山井	南部	富下	石川	勤	堀井	日野	津村	武井	小島	及川	今西	秋野	山鳥
テ	ハ	リ	ヨ	シ	タケ	カホ	シジ	茂	ツ	み	み	文	ウ
三	新	千	神奈川	京都	熊本	福岡	石川	廣島	山梨	青森	大坂	石川	奈真
廣田	阿部	富安	塚原	保青實習科修了(八人)	山崎	大岩	齋藤	眞木	大正五年十月	理科畢業(二人)	歐陽	雅琴	中山
井上	よ	お	ウメ	西	長	山	熊	長	長	東	長	野	山
三	長	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野

生田	佐治	島井	西川	中村	宇佐美	江藤	堀尾	波多野	野田	植田	長手	西田
碧海	山本	山志	南原	三浦	三浦	間島	堀尾	平野	萩原	谷田	田中	田所
ミ	キ	貴	博	みね	千代	ミノ	キ	ア	サ	か	ヒ	よ
ツ	×	×	×	博	代	ヘ	志	サ	サ	ね	テ	し
廣島	福島	熊本	石川	山形	秋田	新潟	山梨	岩手	宮崎	京都	佐賀	福井
村金	石川	遠藤	三上	理科第一部卒業(十六人)	岡田	佐藤	神田	東田	比良	福井	登野	天野
天満	千鶴	庄司	坂井	佐々木	高木	相住	吉田	山田	山下	松平	成田	千田
視	あ	み	サ	サ	カ	カ	と	と	と	と	と	と
子	い	ど	タ	代	代	代	代	代	代	代	代	代
廣島	千	宮	石	福	岩	熊	兵	千	山	愛	東	青
島	業	城	川	島	手	本	庫	葉	口	知	京	森
森口	大森	大島	鈴木	藤原	森安	奥村	高野	理科第二部卒業(十三人)	豊田	中澤	富田	山下
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
松	福	樋	砂	木	北	北	小	岡	安	芳	横	山
木	田	渡	川	内	村	林	野	田	達	尾	山	田
う	と	女	ゆ	て	か	の	み	と	智	里	ウ	松
ら	し	ヨ	き	以	の	野	み	し	智	能	メ	苗
崎	橋	長	東	崎	兵	富	岡	京	北	東	秋	石
玉	木	崎	京	玉	庫	山	山	都	海	京	田	川

岡	佐々木	長谷川	上井	栗山	山本	六飼	白井	黒屋	五味	上岡	渡邊	荒井	谷口	加藤	土谷						
吉野	山根	山本	向井	三石	林	西原	新沼	戸谷	竹賀	瀬尾	鈴木	齋藤	佐々木	佐藤	黒田	菊池	片井	越智	緒方		
操	香	島	長	香	愛	茨	熊	東	香	北	東	岐	愛	山	梶	宮	静	長	崎	愛	島
石	崎	玉	根	野	川	知	城	本	京	川	道	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
安元	具志堅	光	沖	總	鮮	寺尾	竹崎	研究科修了(二人)	末木	松田	小方	岩下	馬淵	南澤	◎天木	伊藤	秀野	長	東	京	知
吉野	山根	山本	向井	三石	林	西原	新沼	戸谷	竹賀	瀬尾	鈴木	齋藤	佐々木	佐藤	黒田	菊池	片井	越智	緒方	緒方	緒方
大正七年十月	保育實習科修了(十三人)	今井	新井	岩城	尾	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
大正八年三月	文科卒業(三十五人)	小山	青木	たか	な	福	井	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京

八	柳	松	平	野	佐	小	山	田	小	佐	森	石	登	津	吉	横	金				
十	木	尾	山	野	林	野	口	村	邦	藤	泉	田	屋	田	岡	山	丸				
川	ト	ト	セ	中	名	出	筒	谷	高	竹	杉	後	倉	木	加	嘉	恩	大	板	石	
泰	ク	キ	キ	取	取	縄	井	山	橋	橋	沼	藤	知	船	藤	納	静	橋	澤	森	
香	島	熊	北	鹿	長	山	岡	熊	宮	香	宮	石	京	秋	佐	京	北	東	東	宮	
川	島	木	海	島	野	形	山	本	城	川	城	川	都	賀	賀	都	道	道	道	崎	
岩	木	木	理	理	植	小	矢	岩	佐	◎	岩	佐	◎	岩	佐	◎	岩	佐	◎	岩	佐
谷	高	鈴	下	石	井	谷	武	高	島	佐	小	上	木	上	稻	渡	山	千	代	千	静
山	津	木	村	山	口	川	田	田	岡	野	山	竹	下	杉	村	邊	邊	邊	邊	邊	邊
ワ	登	ト	タ	タ	タ	さ	キ	ア	ア	フ	フ	順	ふ	い	イ	千	代	千	代	千	静
ク	代	モ	ル	マ	ダ	と	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ
佐	香	廣	東	新	熊	兵	山	廣	新	宮	島	新	福	群	東	京	京	京	京	京	京
賀	川	島	京	湯	木	庫	口	島	湯	崎	根	湯	井	馬	京	京	京	京	京	京	京
服	部	相	澤	し	ん	宮	城	廣	島	廣	島	廣	島	廣	島	廣	島	廣	島	廣	島
大正七年十月	保育實習科修了(十三人)	今井	新井	岩城	尾	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
大正八年三月	文科卒業(三十五人)	小山	青木	たか	な	福	井	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京

卒業生

大屋	菊池	西村	鈴木	西川	伊東	渥美	青木	文科卒業(二十三人)	野溝	大正十二年三月	理科卒業(一人)	馬仲	中村	藤原	早川
黒澤	菊池	川畑	大木	小澤	一瀬	伊東	渥美	青木	野溝	大正十一年十月	馬仲	中村	藤原	早川	
英子	はるの	トシウ	政江	木政	千鶴	千鶴	ふさ	統	ヤスエ	研究科修了(二人)	仲容	古岡	三上	原ノ	
石川	茨城	鹿兒島	岩手	長野	山梨	熊木	静岡	廣島	香川		支那	古岡	三上	原ノ	
岩橋	足達	栗田	高橋	天野	吉藤	横田	龍崎	安富	山極	松原	藤原	成田	武藤	奈良	
梶原	梶原	岡村	小川	池川	吉藤	横田	龍崎	安富	山極	松原	藤原	成田	武藤	奈良	
志津野	慶子	千鶴	わか	リユ	文子	ヒア	雪子	敦子	鹽子	和歌山	悦子	悦子	ユキ	イト	
福井	和歌山	大分	静岡	福島	香川	岡山	岩手	山口	長野	和歌山	愛媛	山形	福島	秋田	
氷上	石元	矢島	岩田	竹内	猪田	伊地知	伊地知	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	
大島	小原	岡村	稲毛	浦井	石井	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	猪田	
清子	光江	登喜子	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	ふさ	
岡山	高知	島根	愛知	鳥取	千葉	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	

伊田	中島	笹尾	建部	森田	池田	市川	澤熊	海保	林保	家事科第二部卒業(十三人)	川野	花島
本橋	三浦	坪内	齊藤	古賀	小林	北澤	喜田	片岡	大谷	天野	矢口	百瀬
敏子	ふさ	みちへ	ま	道子	ミン	ふち	チトセ	光枝	きよ	ユキ	チエコ	たき
鳥取	兵衛	長野	滋賀	岐阜	東京	新潟	静岡	北海道	千葉	大分	長野	鹿兒島
後藤	目黒	山崎	宮川	宮澤	孫田	楠田	黒澤	喜多	加藤	石原	雨宮	小林
石井	渡邊	崎松	川ふ	よし	貞圭	ゆき江	春代	タカ	藤子	大橋	陶見	藤原
みたま	雅子	野野	野野	野野	野野	野野	野野	野野	野野	野野	野野	野野
宮城	岡山	岡山	東京	静岡	朝鮮	三重	東京	大阪	東京	山梨	支那	長野
瀨口	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
壬生	小森	加藤	右近	牛島	市川	池口	板橋	阿部	阿部	阿部	阿部	阿部
藤枝	光枝	領子	エイ	フサエ	於敏	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ
佐賀	和歌山	熊本	埼玉	佐賀	熊本	山口	兵庫	福島	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛
瀨口	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
壬生	小森	加藤	右近	牛島	市川	池口	板橋	阿部	阿部	阿部	阿部	阿部
藤枝	光枝	領子	エイ	フサエ	於敏	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ	ヨシ
佐賀	和歌山	熊本	埼玉	佐賀	熊本	山口	兵庫	福島	愛媛	愛媛	愛媛	愛媛

野田	井上	南家	山木	木塚	上田	松本	水上	米澤	新納
堀平	馬沼	長沼	中庭	中村	友近	高橋	太川	鈴木	柴多
口賀	葉婦	必美	須美	シズ	フサ	むめ	ヒデ	能子	乙子
明子	月美	和歌	長野	崎野	愛媛	千野	福島	愛知	福井
岐廣	島山	和歌	長野	崎野	愛媛	千野	福島	愛知	福井
早島	山崎	和歌	長野	崎野	愛媛	千野	福島	愛知	福井
河内山	赤岡	長野	猪川	白鳥	砂田	中村	岩永	本島	福島
赤岡	長野	長野	猪川	白鳥	砂田	中村	岩永	本島	福島
石原	沼川	松本	藤本	植松	山本	山本	山本	山本	山本
石原	沼川	松本	藤本	植松	山本	山本	山本	山本	山本

小澤	五島	海瀨	市川	市川	市川	市川	市川	市川	市川
北神	杉山	鈴木	高木	高木	高木	高木	高木	高木	高木
小森	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
福島	山崎	木村	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋

卒業生

二二一

二二〇

文科卒業(二十九人)

今	塚田千恵	石井昌	石井昌	内山昌	大平昌	猿渡順	黒河文	前田光	小林光	郡山光	清水光	城山美	鈴木喜	芹田喜	田中喜	高柳好	中野好	長野好	村上好	福上好	高平好
高島	福上	長野	村上	福上	高平	中野	長野	村上	福上	高平	中野	長野	村上	福上	高平	中野	長野	村上	福上	高平	中野
宮崎	福岡	静岡	青森	岡山	山口	廣島	山口	廣島	山口	廣島	山口	廣島	山口	廣島	山口	廣島	山口	廣島	山口	廣島	山口

理科卒業(二十一人)

津下	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美	星野美
津下	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野
津下	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野	星野

家事科卒業(三十六人)

高橋	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
高橋	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
高橋	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原

大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹
大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹
大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹	大竹

森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田
森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田
森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田	森田

豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口
豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口
豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口	豊口

藤原	須田		前川	池内	松尾	内藤	土屋	松山	上原	佐藤	岡田	森澤	鹽田
	*							*					
遠藤	谷橋	高橋	平野	弘田	日比	野上	中西	富田	鈴木	關木	鈴木	杉山	茂田
満壽子	みつ	幸子	三千代	タケノ	象子	千代子	駒野	春重	俊輝	輝	禎	むつ	信子
岡山	東京	東京	千葉	山口	大阪	東京	滋賀	東京	静岡	東京	岩手	静岡	福井

				○	○	○							

瀧川	関口												

太田	小川												

大村	大山	大野	矢野	矢澤	伊藤	井上	井筒	秋田	家事科卒業(三十七人)	白石	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	佐藤
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	
大澤	山根	井利	越智	上原	伊藤	井上	井筒	秋田		三隅	松村	榎本	本間	笠原	林	長谷川	長谷川	丹羽	

川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野	文和三年三月	家事科卒業(二人)	渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本
川井	笹島	尾島	石井	今井	犬飼	位田	浅野			渡邊	吉岡	森本

研究科修了(六人)		川西	鈴木 木下 備兵 庫
◎		日置	高橋 タミエ 富山 高橋 秀子 福井 原 少英 支那
選科卒業(一人)		趙圻 烘 朝鮮	
保育實習科卒業(三十二人)		荒井 喜久子 茨城 梅澤 千賀代 東京 小野寺 京子 北海道 越智 美代子 愛媛 石田 喜美 東京 大園 美 東京 久保田 スイ 栃木 坂口 つる 東京	
理科卒業(二十七人)		伊藤	寺岡 豊子 唐木 はる子 長野 幸子 鳥居 敦子 長河 貴美子 並河 昌子 早坂 昌子 前野 雪枝 森下 美代子 保田 和歌山 柳澤 大加 長野 清水 慶子 東京
家事科卒業(三十七人)		河村	渡邊 高石 雄田 鈴木 喜美子 鈴木 ノブ子 田窪 壽美子 福岡 愛媛 高木 茂子 玉城 よし子 高城 文子 中道 花子 平岩 紋子 廣松 ハマ 藤川 サタ 牧野 久仁 村田 初穂 山崎 キヨ子 山崎 誠子 湯浅 千恵子 吉田 淑江 吉田 シヅ子 渡邊 まつ枝 千葉
昭和五年三月		磯部	池田 喜美子 石川 久子 市川 キヨ子 宇喜多 キヨ子 上野 ツギ子 上野 富子 内山 昌子 尾上 縁 岡田 美知子 奥寺 よし子 大森 貞子 長内 みどり 小島 盛 佐藤 恒子 佐藤 豊子 齊藤 けい子 清水 朝子 島貫 芳野 田宮 満子 田村 澄子 東京

研究科修了(六人)		阿部	寺岡 豊子 唐木 はる子 長野 幸子 鳥居 敦子 長河 貴美子 並河 昌子 早坂 昌子 前野 雪枝 森下 美代子 保田 和歌山 柳澤 大加 長野 清水 慶子 東京
◎		伊藤	高橋 タミエ 富山 高橋 秀子 福井 原 少英 支那
選科卒業(一人)		趙圻 烘 朝鮮	
保育實習科卒業(三十二人)		荒井 喜久子 茨城 梅澤 千賀代 東京 小野寺 京子 北海道 越智 美代子 愛媛 石田 喜美 東京 大園 美 東京 久保田 スイ 栃木 坂口 つる 東京	
理科卒業(二十七人)		伊藤	寺岡 豊子 唐木 はる子 長野 幸子 鳥居 敦子 長河 貴美子 並河 昌子 早坂 昌子 前野 雪枝 森下 美代子 保田 和歌山 柳澤 大加 長野 清水 慶子 東京
家事科卒業(三十七人)		河村	渡邊 高石 雄田 鈴木 喜美子 鈴木 ノブ子 田窪 壽美子 福岡 愛媛 高木 茂子 玉城 よし子 高城 文子 中道 花子 平岩 紋子 廣松 ハマ 藤川 サタ 牧野 久仁 村田 初穂 山崎 キヨ子 山崎 誠子 湯浅 千恵子 吉田 淑江 吉田 シヅ子 渡邊 まつ枝 千葉
昭和五年三月		磯部	池田 喜美子 石川 久子 市川 キヨ子 宇喜多 キヨ子 上野 ツギ子 上野 富子 内山 昌子 尾上 縁 岡田 美知子 奥寺 よし子 大森 貞子 長内 みどり 小島 盛 佐藤 恒子 佐藤 豊子 齊藤 けい子 清水 朝子 島貫 芳野 田宮 満子 田村 澄子 東京

倉岡	金森喜美子	北海道
高木ミズエ	香川	
先山壽三枝	東京	
大河内夕子	香川	
篠田千枝子	山口	
新田文	鳥取	
須田泰子	宮城	
關根慶子	東京	
高橋綾子	兵庫	
平朝子	和歌山	
土屋春子	東京	
乃美清子	東京	
福島貞子	東京	
古越久真	長野	
八尾トシコ	長野	
八木シゲ	神奈川	
安延秀子	東京	
山田孝子	宮城	
弓場さみ子	兵庫	
渡部正子	愛媛	

理科卒業(二十五人)	雨田フサ	鹿児島
栗屋君子	茨城	
池永ミサ	長崎	
梅田浪子	広島	
小篠キヨ	東京	
龜井幹子	東京	
小林すみ	長野	
佐木道子	富山	
佐野まづ	山梨	
重田八重	山梨	
澁谷八重子	新潟	
富安百合子	東京	
立岡静枝	東京	
館石静枝	東京	
館石静枝	東京	
角田淑江	岩手	
西田淑江	岩手	
野坂君恵	山口	
野田君恵	山口	
平田しげ子	兵庫	
平田しげ子	兵庫	

家事科卒業(二十四人)	藤本きよ子	東京
正田徹子	岡山	
村井琴子	岡山	
湯淺年子	岡山	
吉田子	岡山	
阿部郁子	岡山	
浅輪政子	岡山	
井手シゲ	岡山	
宇賀神フタ	岡山	
内山シタ	岡山	
萩原キミ	岡山	
神長キミ	岡山	
黒坂敦子	岡山	
櫻井千代	岡山	
井野千代	岡山	
高畑清子	岡山	
武田さだ子	岡山	
中川千代子	岡山	
永井なか	岡山	
花形トシ子	岡山	

藤田	高美智子	東京
筒井美和	高知	
外村スエ	北海道	
早野な	千葉	
藤卷善子	神奈川	
中澤よし	茨城	
松下アヤコ	熊本	
三浦ノブ	熊本	
三島ミエ	熊本	
松本喜美子	千葉	
御船静子	千葉	
山岸いづ子	香川	
渡邊ミチ	香川	

保育実習科卒業(二十二)	崔己	朝鮮
崔同	朝鮮	
金粉	朝鮮	
足立まさ	兵庫	
安藤映子	東京	
安藤壽子	東京	
安藤壽子	東京	
飯田妙子	東京	
落合美子	東京	
相澤ふみ子	新潟	
衣川喜久乃	京都	
公平和歌枝	東京	
黒瀬シウ	神奈川	
高地きやう	東京	
平賀祥子	東京	
澤木正子	東京	
高橋正子	富山	
富田たまき	富山	
中尾茂登枝	千葉	
永井てい	茨城	

昭和五年七月	文科卒業(一人)	福島浩	静岡
昭和六年三月	文科卒業(三十人)	石井初子	茨城
新井壽子	茨城		
板井敏子	福岡		
鹿原敏子	福岡		
岩崎節子	福岡		
遠藤桂子	宮城		
織井まえ	長野		
大和久鈴江	東京		
岡村フジエ	和歌山		
斧谷美子	鳥取		

昭和六年七月
家事科卒業(一人)

望月 房子

東京

昭和七年三月
文科卒業(三十人)

天野 リン 香川
井上 郁子 岡山
石川 民榮 愛媛
石川 道子 愛媛
伊東 スマ 鹿兒島
大飼 朋子 岡山
上田 美紀 廣島
内海 正江 香川
浦上 千春 岡山
落合 春世 岡山
北田 慰子 岡山
小久保 美彌子 岡山
小西 弘子 岡山
小林 恒子 岡山
齋藤 文子 岡山
坂田 千葉

大槻

岡井 千枝 山形
森口 道子 愛知
朝日 光枝 徳島
明石 綾子 東京

保育實習科卒業(二十四人)

傅喜 珍 滿洲國
崔恩 卿 朝鮮
金鐘 順 朝鮮
尹完 敬 朝鮮
尹如 栢 朝鮮

選科卒業(五人)

米井 ナツヨ 島根
山本 愛子 滋賀
山口 きね 山形
山形 登代子 茨城
森川 登代子 東京
松井 千代子 廣島
間島 のぶ子 静岡
藤田 喜美子 香川

菅野 マサ 新潟
川村 ミチ子 福岡
小島 その子 東京
澤内 勝子 茨城
島美代子 富山
下川 マサ 福岡
高野 喜美子 東京
武井 ヒサ 栃木
立石 妙 熊本
陳氏 滿 臺灣
富田 こゝろ 群馬
中村 ヨソナ 静岡
野間 穂子 愛媛
北條 静 茨城
堀谷 敏 東京
水谷 春子 東京
山口 雪子 山口
山下 キミエ 福岡
吉井 まさな 富山
和田 美津子 神奈川

家事科卒業(四十一人)

新田 秋田
井上 ハルイ 秋田
石井 百代 東京
石田 ツル 秋田
一ノ瀬 よし江 山梨
市原 弘子 山口
浦田 静江 佐賀
小野 ヨシ子 福岡
緒方 愛子 熊本
大田 黒子 福岡
大亦 芳子 和歌山
遠藤 ひさ 茨城
加賀 英子 東京
神谷 かよ 愛知
河合 喜代 愛知
古藤 三代子 鹿兒島
越原 三子 東京
佐藤 華子 東京
定森 許江 岡山
庄司 花枝 岡山
瀬戸 はな 富山

理科卒業(二十八人)

澤水 歌子 徳島
清水 はつ子 東京
鈴木 静枝 長崎
高取 静枝 長崎
武田 はま子 山形
武田 澄江 福岡
辻村 澄江 東京
中川 さた子 茨城
福田 久子 石川
福田 久子 石川
布施 不二子 東京
前田 美稻子 岡山
村上 喜久家 熊本
森上 操 熊本
張和 順 朝鮮

理科卒業(二十八人)

阿武 喜美子 山口
鶴川 綾子 香川
江渡 照代 香川
小澤 壽子 廣島
大澤 壽子 廣島
家守 松枝 福岡

石原美知子	今堀恭子	内野道子	大森芳子	葛城久子	川邊トシ	木元トシ	近藤シゲ	後藤君	田内文子	高木玉枝	竹尾正子	角川正子	鍋島正子	西尾美子	平岩鈴子	藤田孝子	三村由子	村田由子	森田由子	大和田由子	横山照子
山梨	廣島	神奈川	愛媛	神奈川	鹿兒島	大分	福岡	東京	愛知	愛知	長崎	宮城	香川	茨城	石川	福島	愛知	東京	高知	福岡	東京

蒲地

綿引富美	淺野喜美枝	朝倉エミ	稻並房子	内田いく	大西美喜子	大森種子	奥村ミチ	高橋野百合	木村野都	倉田君惠	小島光子	説田愛子	多田正子	多羅尾初音	瀧西美子	中西不美子	長谷俊枝	南保須美子	廣本ユキ子
北海道	東京	東京	東京	東京	大阪	岡山	福岡	東京	石川	長野	東京	岐阜	茨城	東京	東京	愛媛	愛知	東京	兵庫

理科卒業(二十七人)

家事科卒業(三十人)

深津美代子	藤尾節子	本多英子	益岡敏子	町田春子	三坂高麗子	大和敏子	吉村文子	五十嵐マキ	板橋文代	内田勝代	小田みれ子	大江富美子	大村ひや子	香川千鶴子	海川智加子	河口真子	河井田真子	小山富美子	佐藤信文
東京	東京	神奈川	岡山	東京	東京	岡山	福岡	山梨	東京	茨城	岐阜	山梨	長野	東京	愛媛	長野	岡山	東京	愛知

久末

*

田中麗子	田中操子	高垣幸子	高木てる	高塚譽子	高橋順子	高橋順子	千野律子	直原たへ	角崎壽美枝	寺見傳	富川信子	富永ヒロ	富永ヒロ	畑福玉枝	肥後俊子	望月操	星名房	前橋サト	松澤富士子	盛山愛子
北海道	長野	廣島	東京	岡山	静岡	山形	長野	岡山	鳥取	岡山	富山	長崎	秋田	鹿兒島	福岡	新潟	新潟	新潟	新潟	北海道

研究科修了(三人)

選科卒業(二人)

家事科卒業(二人)

保育実習科卒業(二十四人)

大和久鈴	小島盛子	御船静子	梁左四	玉孝思	王珊英	王金英	青木淑	一木つや子	入澤正子	大村ヒサ子	萱野カヅ	川田富久子	河合妙子	桑河富子
東京	鹿兒島	鳥取	支那	支那	支那	支那	東京	東京	岡山	徳島	新潟	新潟	東京	東京

中岡

昭和八年三月
文科卒業(二十六人)

小林菊子	澤村カヨ	澤村カヨ	周藤静枝	杉浦靖子	高島ミツ子	樋口文子	野々山み子	橋本幸子	早川いと	廣津清	松本正	宮本光	山口操	山田静子	遊佐百合	安藤タヘ	荒宮ふか子
山梨	兵庫	山口	山梨	東京	富山	東京	静岡	岡山	茨城	福岡	香川	和歌山	東京	岐阜	東京	東京	山梨

第十一 敷地及建物

(昭和八年七月測)

一 敷地

本郷區湯島三丁目二十三、四番地ニ於テ敷地一
 萬六千二百三十三坪六合四勺二才
 小石川區大塚町三十五番地ノ十三號十四號同
 區東青柳町二十八番地ノ一號ニ於テ新敷地二
 萬七千七百二十二坪

二 建物

假建築
 教室、事務室、教官室、標本機械室等(木造平家建)
 二千五百十二坪二合九勺
 講堂 (同) 二百四十七坪
 本校本館(鐵筋混凝土造三階)
 二千五百七坪五合四勺六才(延坪)

講堂(鐵筋混凝土造)

四百六十坪二勺二才(延坪)

本校別館(木造二階建)

三百八十五坪(延坪)

寄宿舍及附屬建物(木造二階建及平家建)

千三百七十四坪六合六勺(延坪)

寄宿舍附屬建物(鐵筋混凝土造平家建)

百五十四坪

寄宿舍附屬建物(木造平家建)

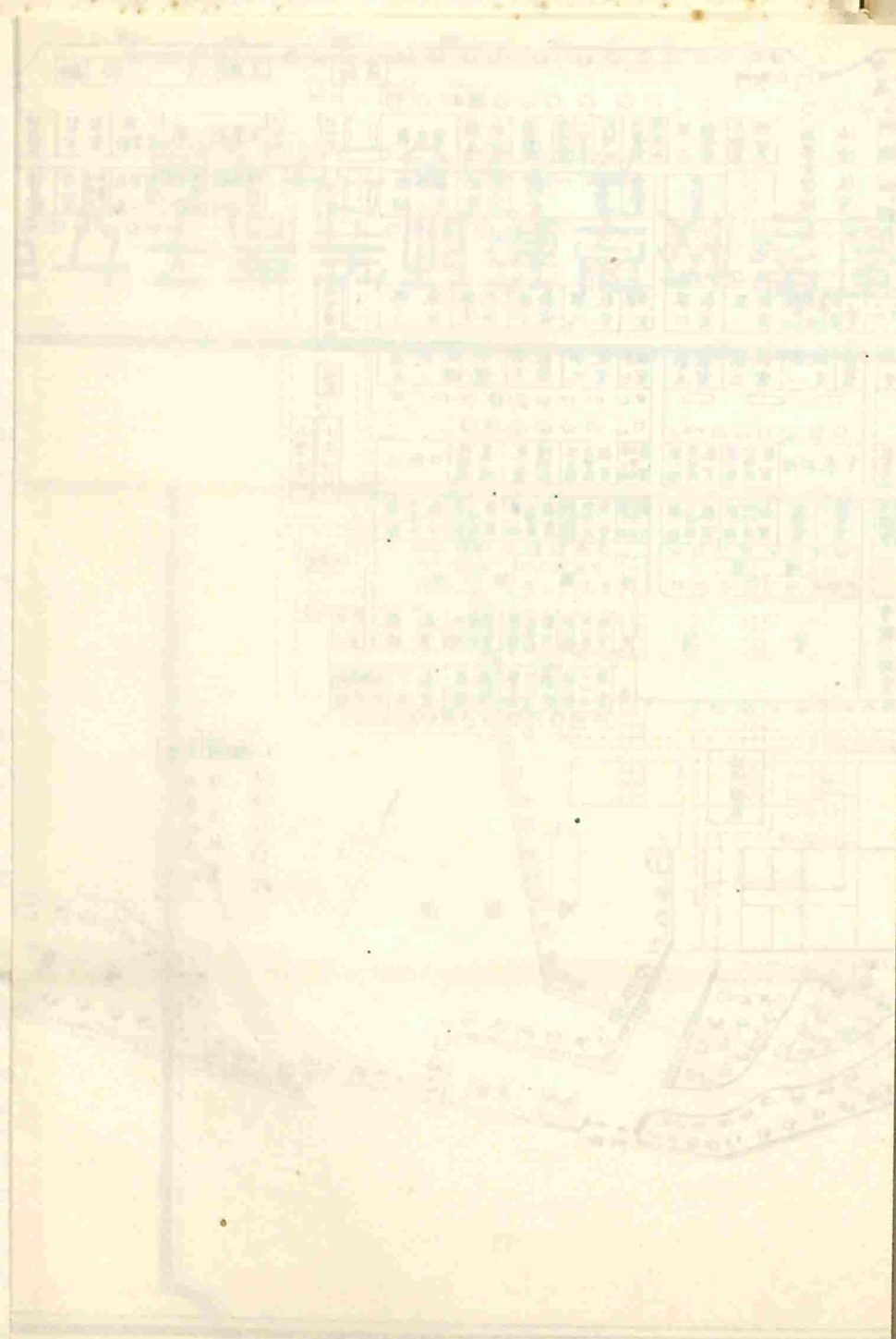
三百一坪五合

雨天體操場及附屬建物(木造平家建)

二百八十坪

集會所(木造平家建)

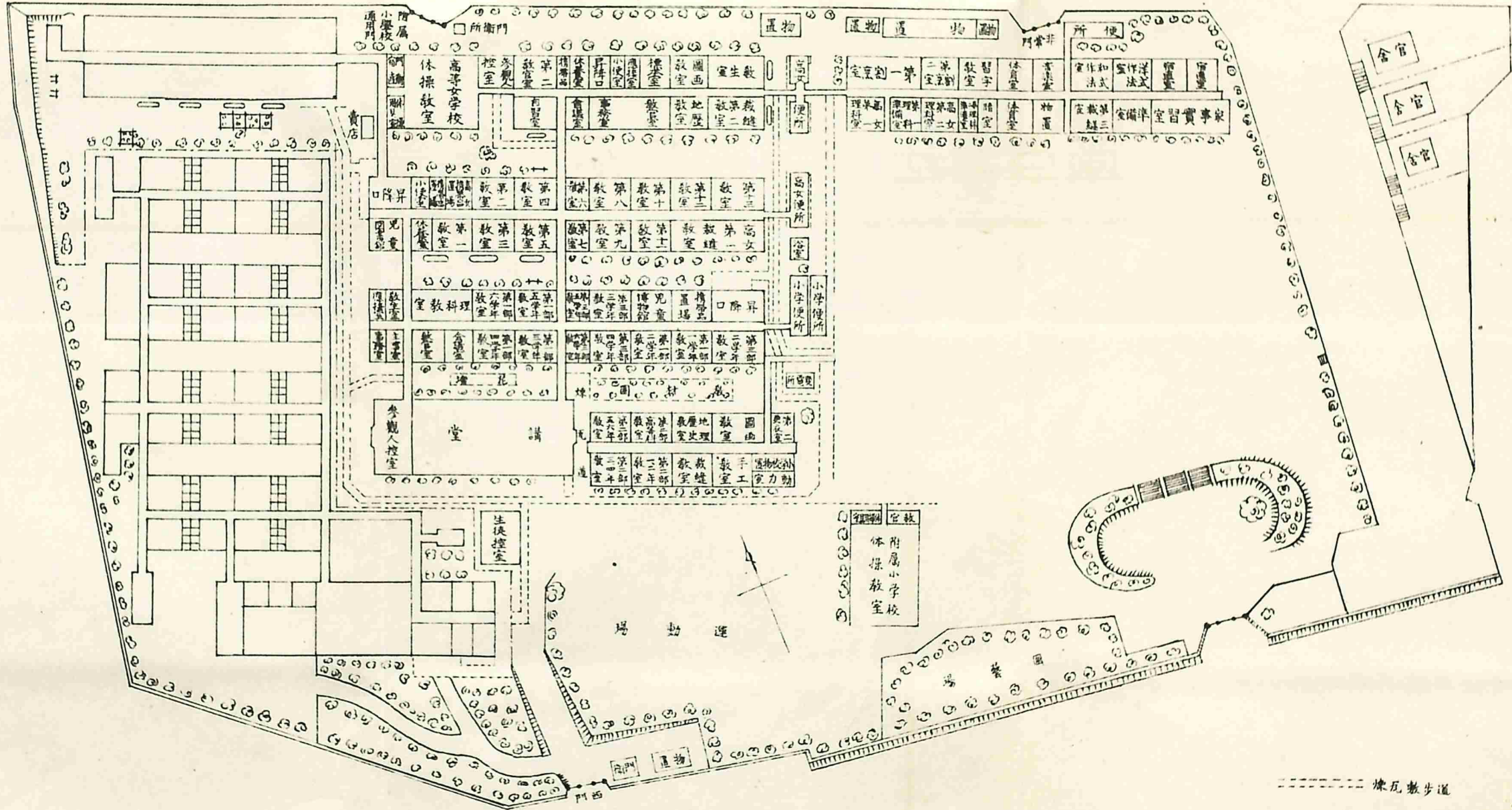
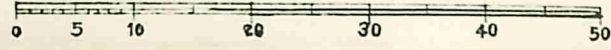
六十五坪



東京女子高等師範學校圖

縮尺二千二百分之高

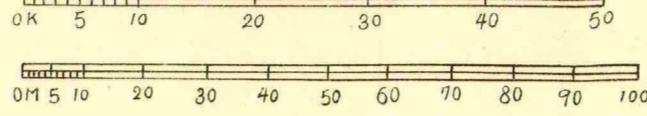
比例尺



- 煉瓦敷歩道
- 板圖
- 樹木

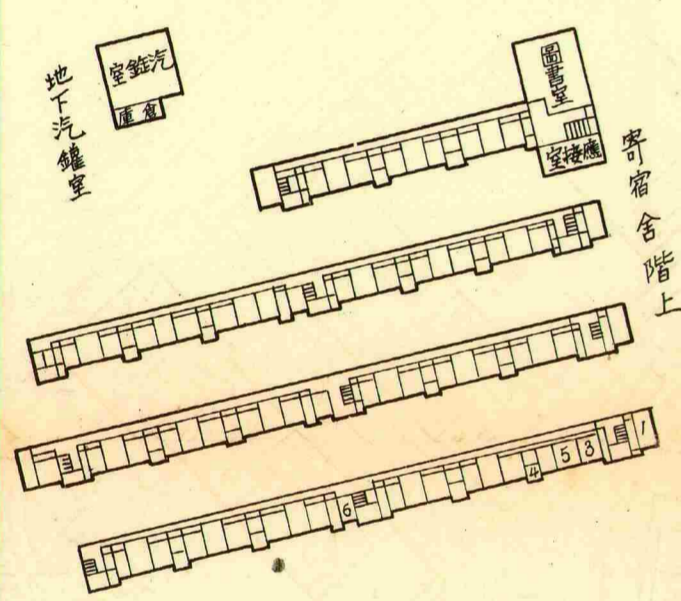
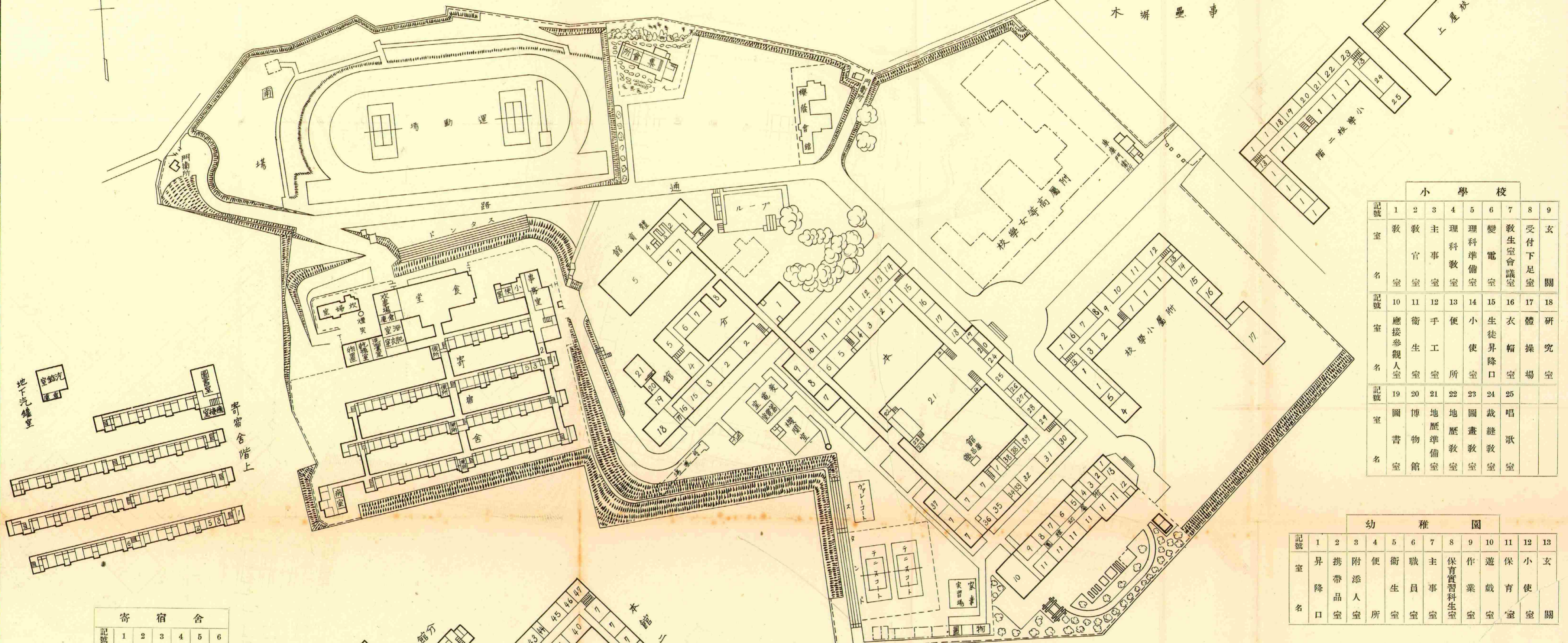
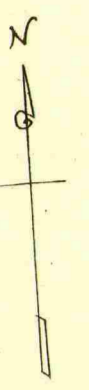
東京女子高等師範學校圖

尺例比

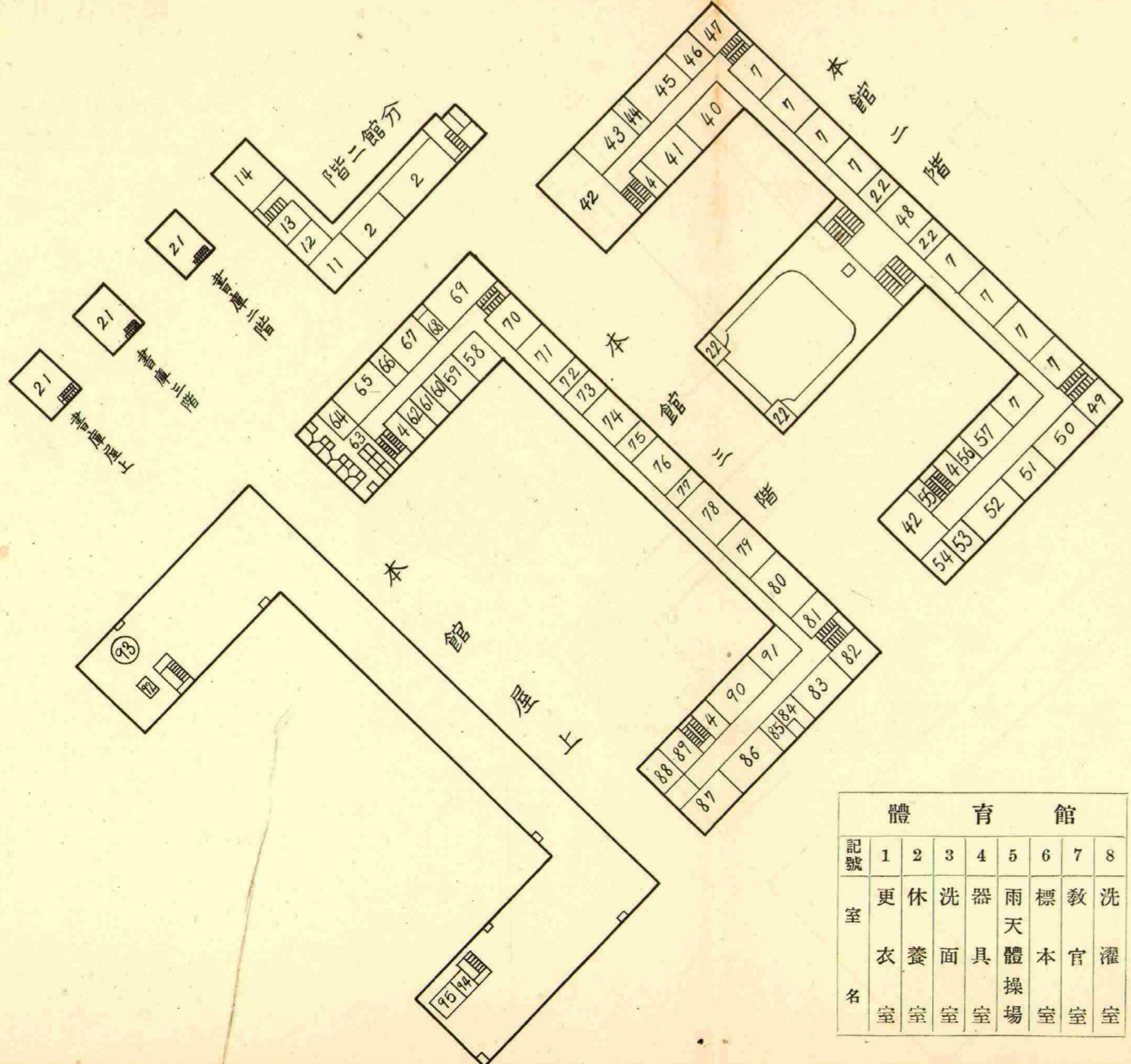


例 九

樹木 門及塲 土壘 豫定工事



記號	1	2	3	4	5	6
室名	勤務者室	波廊下	寢室	理裝室	自習室	裁縫室



記號	1	2	3	4	5	6	7	8
室名	更衣室	沐浴室	洗面室	器具室	雨天操場	教本室	體育室	洗濯室

記號	1	2	3	4	5	6	7	8	9
室名	教室	教官室	主事室	理科教室	理科準備室	變電室	教生室會議室	受付下足室	女關
記號	10	11	12	13	14	15	16	17	18
室名	應接參觀人室	衛生室	手工室	便所	小使昇降口	生徒昇降口	衣帽室	體操場	研究室
記號	19	20	21	22	23	24	25		
室名	圖書室	博物館	地歴準備室	地歴教室	圖畫教室	裁縫教室	唱歌室		

記號	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
室名	昇降口	携帶品室	附添人室	便所	衛生室	職員室	主事室	保育實習科生室	作業室	遊戯室	保育室	小使室	女關

記號	1	2	3	4	5	6	7
室名	生徒控室	裁縫教室	裁縫標本室	手藝標本室	園藝講義室	園藝教習室	園藝官室
記號	10	11	12	13	14		
室名	便所	ラントゲン室	手工標本室	圖畫手工標本室	圖畫手工教習室	圖畫教習室	圖畫官室
記號	15	16	17	18	19	20	21
室名	教官閱覽室	幹事室	女生徒閱覽室	事務室	藏書庫		

記號	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
室名	地質標本室	地質標本室	地理講義室	便所	地理標本室	地理標本室	地理標本室	教習室	歷史教習室	歷史國語標本室	地理教習室	會議室	應接室	生徒主事室	校長室	幹事室	庶務教務生徒課	宿直室	受付電話室	支關	鳴鑼室	控室	奉安室	下足場	會計掛室	商入控室	在庫品置場	小使室	家事標本室	家事教習室	第一刺蒸室	第二刺蒸室
記號	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
室名	家事準備室	家事器具室	染色洗濯實習室	乾燥室	研究科室	和式作法室	洋式作法室	植物第二實驗室	植物講義室	植物併教室	植物第一實驗室	植物實驗分室	植物標本整理室	植物標本室	植物標本室	貴重室	動物教習室	動物第一實驗室	動物講義室	動物第二實驗室	動物標本室	動物標本室	動物標本室	習字教習室	物理第一器械室	物理教習室	物理天秤室	物理實驗室	光學實驗室	高壓放電實驗室	音樂練習室	樂器室
記號	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	
室名	音樂教室	工作講義室	物理講義室	物理準備室	物理第一實驗室	物理第二實驗室	物理第二實驗室	數學標本室	數學教習室	家事理科講義室	家事理科第一物理實驗室	家事理科第二物理實驗室	家事理科暗室	家事理科教習室	家事理科器械標本室	家事理科化學教室	北極天秤室	化學教習室	化學第二實驗室	化學暗室	化學講義室	化學講義室	心理講義室	心理實驗室	化學第一實驗室	化學標本室	氣象觀測室	天體觀測室	化學實驗室	化學燃燒室		

生徒控所(木造平家建)

五十九坪三合七勺五才

便所及渡廊下(木造平家建)

百十二坪二合一勺一才

附屬幼稚園(鐵筋混凝土造平家建)

三百八十一坪九合九勺七才

門衛所(木造平家建)

二十六坪一合六勺六才

配電室(鐵筋混凝土造平家建)

六十二坪五合八才

三 建物略圖別圖

- 一 東京女子高等師範學校略圖
- 一 東京女子高等師範學校略圖

附 錄

一 如蘭會規則

第一章 總則

第一條 本會ハ東京女子高等師範學校如蘭會ト稱ス

第二條 本會ハ東京女子高等師範學校ノ職員生徒及同附屬校園ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六臨時教員養成所ノ職員生徒ハ之ヲ東京女子高等師範學校ノ職員生徒ト看做ス

第三條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ心身ヲ練磨シ趣味ヲ涵養シ兼テ善美ナル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第四條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス

一 特別會員 職員

一 通常會員 生徒

第五條 本會ニ左ノ十五部ヲ置ク
學術部 弓道部 柔道部 庭球部 卓球部 籃球部 排球部 陸上競技部 旅行部 水泳部 謠曲部 茶道部 花道部 音樂部 琴曲部

前項ノ十五部中謠曲部 茶道部 及花道部ト音樂部及琴曲部トハ當分之ヲ各一ノ部ト看做ス

第六條 會員ハ各部ノ部員タルコトヲ得

第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

一 理事 一名

一 部長 各部ニ付一名宛

一 事務委員 五名

一 委員 各部ニ付各學年各學級生徒一名宛

第八條 會長ハ學校長ヲ推戴ス

會長ハ會務ヲ總轄ス

第九條 理事、部長及事務委員ハ特別會員中ニ就キ會長之ヲ委囑ス

理事ハ本會ノ常務ヲ管理シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

部長ハ各共ノ部ノ常務ヲ管理ス

事務委員ハ本會ノ庶務及會計ニ關スル常務ヲ掌理ス

第十條 委員ハ各學級生徒ノ互選ニ基キ會長之ヲ命ス

委員ハ其ノ部ノ常務ヲ取扱フ

第十一條 委員ノ任期ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トシ毎年四月中ニ於テ之ヲ改選ス但第一學年ニ在リテハ毎年九月中ニ於テ之ヲ選

舉スルモノトス

第三章 會計

第十二條 特別會員ハ手當月額三十圓以下ノ囑託員及月俸三十圓以下ノ雇員ヲ除キ會費トシテ每學年一學期毎ニ月俸百分ノ一半ニ相當スル金額ヲ寄附ス

通常會員ハ會費トシテ每學年金五圓ヲ四月(第六臨時教員養成所第一學年ハ五月)六月、九月、十一月及一月ノ五回ニ分納ス

既納ノ會費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第十三條 本會ニ金品ノ寄附ヲ申出ツル者アルトキハ會長其ノ受否ヲ決定ス

第十四條 收入金ハ信用アル銀行ノ預金トシテ之ヲ保管ス

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條 本會ハ第十二條ノ會費第十三條ノ寄附金及第十四條ノ預金ヨリ生スル利子ヲ以テ收入トシ一切ノ經費ヲ支出トス

第十七條 理事及事務委員ハ毎年度ノ始ニ於テ其ノ年度ノ收入及支出豫算概算書ヲ編成ス

前項ノ收入支出豫算概算書ハ會長之ヲ決定ス

第十八條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フタメニ又ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルタメニ豫備費ヲ設ク

豫備費ハ收入豫算金額ノ百分ノ五以上十以下トス

第十九條 物件ヲ購入又ハ營繕セムトスルトキハ各部委員ハ所定ノ請求簿ニ品目數量價格供給者又ハ請負者其ノ他ノ所要事項ヲ記入シ當該部長ノ檢印ヲ經テ事務委員會計擔

當者ニ差出スモノトス

事務委員ハ前項ノ請求簿ヲ接受スルトキハ直ニ購入又ハ營繕ノ手續ヲナシ請求簿ニ價格豫算殘額等ヲ記入シタル上之ヲ物件ト共ニ請求者ニ交付又ハ引渡スモノトス

第二十條 豫備費ヲ以テ補充スヘキ費途及豫備費ヲ以テ支辨スヘキ費途ノ金額ハ理事ノ意見ヲ聞キ會長之ヲ決定ス

第二十一條 理事及事務委員ハ毎年度ノ始ニ於テ前年度ノ總決算報告ヲ調製ス

第二十二條 各年度ノ收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ之ヲ翌年度ノ收入ニ繰入ル

第二十三條 會長ハ各年度末ニ於テ事務委員中特ニ勤勞アル者ニ對シ若干金額ノ報酬ヲナスコトヲ得

第四章 役員會及總會

第二十四條 會長ハ會務ニ關シ隨時役員會又

ハ總會ヲ召集ス

第二十五條 役員會ニ於テハ左ノ各號ノ事項ヲ決議ス

- 一 收入支出豫算
 - 二 通常會員二十名以上ノ贊成ヲ得テ提出セル事項
 - 三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第二十六條 總會ニ於テハ左ノ第一號ノ事項ヲ議決シ第二號以下ノ事項ノ報告ヲ受ク
- 一 規則ノ改正其ノ他會長ニ於テ重要ト認ムル事項
 - 二 庶務決算報告
 - 三 各部長ノ各部事業報告
- 第五章 附則
- 第二十七條 第五條第一項ノ十五部中弓道部柔道部及琴曲部ハ當分之ヲ缺キ本會諸般ノ事情ヲ顧慮シテ漸次其ノ設備ヲ完了スルモ

ノトス

二 東京女子高等師範學校寄宿

舍生徒規約

- 第一章 總規
 - 第一條 私達寄宿舍生徒ハ自治ノ精神ニ基キ學校ノ規則命令ヲ守ツテ寄宿舍ヲ校風發揚ノ源泉ト致シマセウ
 - 第二條 私達寄宿舍生徒ハ寮内ノ秩序ヲ整ヘ風儀ヲ正シ且ツ衛生ニ留意シテ寄宿舍ヲ清イ氣持ノ好イ領域ト致シマセウ
 - 第三條 私達寄宿舍生徒ハ寮ヲ一ツノ自治體トシテ相結ヒ互ニ融和鞏固シテ寄宿舍ヲ安ラカラ潤ヒノアル生活環境ト致シマセウ
- 第二章 役員
- 第四條 寄宿舍ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 寄宿舍全體ニ關スルモノ

- (一) 寮總代
- (二) 炊事部委員
- (三) 文庫部委員
- (四) 購買部委員
- 二 各寮ニ關スルモノ
- (五) 室總代
- (六) 會計部委員
- (七) 運動部委員
- (八) 娛樂部委員
- (九) 園藝部委員
- (十) 整理部委員
- 第五條 寮總代ノ任務ハ左ノ通之ヲ定メル
- 一 生徒主事ノ指揮ニ從ツテ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規約第一章ノ趣旨ヲ達成スル上ニ其ノ寮ニ於ケル責任ヲ負フコト
- 二 各寮ニ於テ隨時修養會ヲ催ス事ヲ得ルコト其ノ際若シ講師ヲ招ク場合ニハ生徒

- 主事ノ承認ヲ受ケルコト
- 三 本規約第三章ノ施行ノ任ニ當ルコト
- 四 寮共有ノ備品ヲ保管スルコト
- 五 全寮生ヲ代表スルコト
- 六 毎月一回以上室總代會議ヲ開催スルコト
- 七 其ノ寮ニ於テ新ナ試ミヲシヨウトスルトキニハ生徒主事ノ承認ヲ受ケルコト
- 八 每學期一回寮總代會ヲ開イテ各寮ノ連絡ヲ取ルコト但必要ト認メル場合ニハ臨時ニ開クコトヲ得ルコト
- 九 寮内ニ事故カ起キタ時ニハ直ニ之ヲ生徒主事ニ報告スルコト
- 十 寮ノ火ノ元戸締ニ就イテ責任ヲ負フコト
- 第六條 炊事部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 食事及食堂ニ關スル一切ノ事務ニ當ルコト
- 二 各寮ノ會計部委員カラ差出シタ食費ヲ纏メテ銀行預金トスルコト但預金通帳ノ名義及保管ハ生徒主事ニ委囑スルコト
- 三 月末ニ於テ炊事諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ承認ヲ經テ之ヲ舍生ニ報告スルコト
- 四 所屬備入ノ指導監督ニ當ルコト
- 五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ三名ツツヲ互選スルコト
- 第七條 文庫部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル
- 一 文庫ノ整理圖書ノ整理保存ニ當ルコト
- 二 舍生ノ意見ヲ徵シテ生徒主事ノ指導ノ下ニ圖書ヲ購入スルコト
- 三 毎月中旬ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ

- 文庫部費ヲ受ケ取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ文庫ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閱ヲ經テ舍生ニ報告スルコト
- 四 第二學期ノ終ニ各科三年生カラ一名ツツヲ互選スルコト
- 第八條 購買部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル
- 一 舍生ノ要求ニ應シ生徒主事ノ承認ヲ經テ物品ヲ購入シ之ヲ舍生ニ販賣スルコト
- 二 月末ニ於テ購買ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閱ヲ經テ舍生ニ報告スルコト
- 三 購買部ノ純益ハ役員會議ニ依リ生徒主事ノ承認ヲ得テ費途ヲ定メルコト
- 四 所屬備入ノ指導監督ニ當ルコト
- 五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ一名

ツツヲ互選スルコト

第九條 室總代ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 寮總代ノ指示ニ從ツテ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ寮總代ヲ助ケテ規約第一章ノ趣旨ヲ達成スル上ニ其ノ室ニ於ケル責任ヲ負フコト
- 二 室内ノ備品ヲ保管スルコト
- 三 其ノ室友ヲ代表スルコト
- 四 毎月始室友ノ食費及舍費ヲ集メテ會計部委員ニ差出スコト
- 五 室友中ニ病者又ハ事故アル者ヲ生シタ時ニハ直ニ之ヲ生徒主事ニ報告スルコト
- 六 室ノ火ノ元戸締ニ就イテ責任ヲ負フコト

第十條 會計部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 各寮各室總代カラ差出シタ食費及舍費

ヲ繕メ食費ハ之ヲ炊事部委員ニ差出シ舍費ハ之ヲ銀行預金トスルコト但預金通帳ノ名義及保管ハ生徒主事ニ委囑スルコト

- 二 食費及舍費ハ左ノ通トスルコト
 - 食費 一日五十錢ノ割
 - 舍費 一箇月平均壹圓七拾錢但シ七八ノ二箇月ハ徵集セス
- 三 舍費ノ費目ハ左ノ通トスルコト
 - 1 圖書部費
 - 2 運動部費
 - 3 娛樂部費
 - 4 園藝部費
 - 5 整理部費
 - 6 炊事部以外ノ石炭及木炭費
 - 7 傭人給料
 - 8 雜費
- 四 舍費ニ就イテハ每學期ノ始ニ收支ノ豫

算ヲ編成スルコト但圖書部費、運動部費、娛樂部費、園藝部費、整理部費ニ就イテハ先ツ

- 當該部ノ委員ニ於テ其ノ原案ヲ作製スルコト
- 收支豫算ハ役員會テ之ヲ決議シテ生徒主事ノ承認ヲ受ケルコト
- 五 毎月末ニ於テ舍費ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ承認ヲ經テ之ヲ舍生ニ報告スルコト
- 六 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ三名ツツヲ互選スルコト

第十一條 運動部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 寮生ノ健康ノ向上ニ努メルコト
- 二 寮生ノ希望ヲ徵シ寮總代ト協議ノ上生徒主事ノ承認ヲ受ケテ各寮適宜ニ次ノヤウナ會ヲ催スコトヲ得ルコト

1 運動競技會

- 2 遠足會
- 右ハ寄宿舍全體又ハ幾寮カ聯合シテ開クコトヲ得ルコト
- 三 其ノ寮ノ運動器具ノ整理保管ニ當ルコト
- 四 寮生ノ希望ヲ徵シ生徒主事ノ承認ヲ經テ運動器具ヲ購入スルコト
- 五 毎月中旬ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ運動部費ヲ受ケ取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ運動部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一箇月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閱ヲ經テ舍生ニ報告スルコト
- 六 第二學期ノ終ニ各寮ノ二、三年生カラ一名ツツヲ互選スルコト

第十二條 娛樂部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル

- 一 特ニ本規約第一章第三條ノ趣旨ヲ達成スルコトニ努メルコト
- 二 寮總代ト協議ノ上生徒主事ノ承認ヲ受ケテ各寮適宜ニ次ノヤウナ會ヲ催スコトヲ得ルコト
 - 1 茶話會
 - 2 音樂會
 - 3 茶ノ湯、生花其ノ他ノ會
- 右ハ寄宿舎全體テ又ハ幾寮カ連合シテ開クコトヲ得ルコト
- 三 其ノ寮ノ娛樂器具ノ整理保管ニ當ルコト
- 四 寮生ノ希望ヲ徵シ生徒主事ノ承認ヲ經テ娛樂器具ヲ購入スルコト
- 五 毎月中旬ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ娛樂部費ヲ受ケ取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ娛樂部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一

- 簡月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閲ヲ經テ舍生ニ報告スルコト
- 六 第二學期ノ終ニ各寮ノ二、三年生カラ一名ツツヲ互選スルコト
- 第十三條 園藝部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル
 - 一 各寮所屬ノ庭園ヲ常ニ美シク清ク保ツコトニ就イテ責任ヲ負フコト
 - 二 各寮ノ庭園ニ附屬スル器具及園藝材料ヲ保管スルコト
 - 三 季節ニ應シテ適當ノ園藝材料ヲ購入シ之ヲ始末スルコト
 - 四 毎月中旬ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ園藝部費ヲ受ケ取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ園藝部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一簡月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閲ヲ經テ舍生ニ報告スルコト

- 五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ一名ツツ二年生カラ二名ツツヲ互選スルコト
- 第十四條 整理部委員ノ任務等ハ左ノ通之ヲ定メル
 - 一 各寮及其ノ寮ノ掃除分擔箇所ノ整理整頓ニ就イテ一切ノ責任ヲ負フコト
 - 二 各寮ヲ清潔ニスル爲左ノ通掃除ヲ行フ
 - イ 毎朝 普通掃除
 - ロ 毎週土曜日朝 大掃除
 - ハ 毎月一回月中旬ノ日曜日朝 特別大掃除
 - 三 毎月中旬ニ於テ會計部カラ其ノ月分ノ整理部費ヲ受ケ取り經理ノ任ニ當リ月末ニ於テ整理部ニ關スル諸帳簿ヲ精査シ一簡月ノ決算表ヲ作ツテ生徒主事ニ提出シ其ノ査閲ヲ經テ舍生ニ報告スルコト
 - 四 各寮ノ掃除器具ノ請求及保管ノ任ニ當

- ルコト
- 五 第二學期ノ終ニ各寮ノ三年生カラ二名ツツヲ互選スルコト
- 第三章 制裁
 - 第十五條 寮生中規約ヲ犯シ風儀ヲ紊リ其ノ他寮生ノ本分ニ背ク者カアルトキニハ事情ヲ知ツテキル室友又ハ寮友カ之ニ忠告ヲ加ヘ尙改メヌ時ニハ室長會議ヲ開イテ穩當ナ制裁ヲ加ヘ極力其ノ矯正ヲ圖ルコト
- 附 規
- 第十六條 本規約ノ訂正、削除、追加等ノ必要ヲ生シタ場合ニハ役員會ノ決議ニ依リ生徒主事ヲ經テ學校長ノ承認ヲ受ケルコト

第六臨時教員養成所一覽

自昭和八年

目次

第一 沿革略	一
第二 學年曆	九
第三 關係法令	一〇
一 臨時教員養成所官制	一〇
二 臨時教員養成所規程	一〇
三 臨時教員養成所卒業者服務規則	一一
四 臨時教員養成所學科名稱等	一一
五 臨時教員養成所管理者職務規程	一二
第四 規則	一五
一 第六臨時教員養成所規則	一五
二 第六臨時教員養成所生徒學費支給規則	一三

三 第六臨時教員養成所生徒心得	一三
第五 細則	一四
一 第六臨時教員養成所規則施行細則	一四
二 寄宿舍規程	一六
三 生徒心得細則	一六
四 職員服務規程	一六
五 事務分掌規程	一七
六 文書處理規程	一七
七 物品會計規程細則	一七
八 非常心得	一七
第六 職員	一六
第七 生徒	一三
一 生徒氏名	一三

二 生徒數……………三

三 生徒本籍府縣別……………三

四 生徒本籍府縣學歷別……………四

五 入學志願者及入學者本籍府縣學歷別……………五

六 入學志願者及入學者學歷及卒業年次別……………七

七 生徒年齡別……………七

第八 卒業者……………六

一 卒業者氏名……………六

二 卒業者數……………六

第九 敷地及建物……………三

附錄……………四

第六臨時教員養成所寄宿舎生徒規約……………四

第六臨時教員養成所一覽

第一 沿革略

明治三十五年三月二十七日勅令第百號ヲ以テ臨時教員養成所官制ヲ公布セラレ同月二十九日省令第八號ヲ以テ臨時教員養成所規程ヲ定メ同時ニ告示第五十八號ヲ以テ東京帝國大學外四校ニ第一ヨリ第五ニ至ル臨時教員養成所ヲ設置セラル後明治三十九年三月三十日告示第六十八號ヲ以テ同年三月三十一日限り第一第四第五ノ三臨時教員養成所ヲ廢止シ四月二日告示第八十三號ヲ以テ女子高等師範學校内ニ第六臨時教員養成所ヲ設ケ英語科ヲ置キ同月ヨリ開始セラル官制第三條ニ基キ女子高等師範學校長高嶺秀夫之ヲ管理ス是レ本所ノ起

源ナリ

明治三十九年 四月二十日認可ヲ得テ本所規程ヲ定ム○六月十一日板野久野外二十五名ニ對シ入學許可式ヲ舉行シ即日授業ヲ開始ス入學生徒ハ之ヲ女子高等師範學校寄宿舎ニ收容ス

明治四十年 二月補缺募集ヲ行ヒ高橋のぶ外四名ニ入學ヲ許可ス

明治四十一年 六月五日皇后陛下東京女子高等師範學校ニ行啓アラセラレタルヲ以テ本所生徒モ同時ニ課業臺覽ノ榮ヲ荷フ

明治四十二年 二月二十四日認可ヲ得テ家事

科規程ヲ定ム○同月二十五日文部省告示第四十號ヲ以テ明治四十二年三月三十一日限り第六臨時教員養成所英語科ヲ廢止シ別ニ家事科ヲ置キ同年四月ヨリ開始セラル○三月三十日英語科卒業證書授與式ヲ舉行ス○五月四日新帶かく外二十六名ニ入學ヲ許可シ即日授業ヲ開始ス

明治四十三年 二月二十二日管理者高嶺秀夫薨去ス○三月四日仙臺高等工業學校長中川謙二郎東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス

明治四十五年 三月九日文部省令第八號ヲ以テ臨時教員養成所規程中ニ改正ヲ加ヘラレタルニ依リ同三十日家事科規則ヲ改正シ生徒委託規程細則ヲ定ム○三月三十日家事科生徒新帶かく外二十五人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十三日生徒心得、寄宿舎規則、寄宿舎生徒心得ヲ

定ム○四月十五日早瀬一外十二人ニ入學ヲ許可シ之ヲ京都府立第一高等女學校ニ委託ス○同月二十日飯野千萬外八十六人ニ入學ヲ許可シ内市河ぬい外十人ヲ共立女子職業學校ニ、細貝きん外十人ヲ東京裁縫女學校ニ、橋本みさほ外四人ヲ和洋裁縫女學校ニ委託ス○四月當所寄宿舎ヲ半込區揚場町二十番地ニ設ケ生徒ヲ收容ス○六月三日皇后陛下東京女子高等師範學校ニ行啓アラセラレタルニ依リ當所在京生徒一同亦講堂ニ於テ拜謁ヲ賜フ

大正二年 三月委託規程細則中ニ改正ヲ加ヘ更ニ京都府立第一高等女學校ニ十五人、和洋裁縫女學校ニ十五人、共立女子職業學校ニ十五人、和洋裁縫女學校ニ十五人ヲ委託ス

大正三年 四月委託規程細則中ニ改正ヲ加ヘ更ニ京都府立第一高等女學校ニ十五人、東京裁縫女學校ニ十五人、共立女子職業學校ニ十五人

和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス○七月規則ヲ改正シ家事科ヲ分チテ第一部第二部トス

大正四年 二月委託規程細則中ニ改正ヲ加フ

○三月二十七日日本所生徒飯野千萬外五十四人委託生早瀬一外三十一人ニ卒業證書ヲ授與ス

○四月十二日本所第一部生徒二十一、第二部生徒二十九人及京都府立第一高等女學校、東京裁縫女學校、共立女子職業學校ニ各十一人、和洋裁縫女學校ニ生徒七人ノ入學ヲ許可ス○五月各部主任ヲ置ク○五月三十一日東京裁縫女學校委託生須賀原靜子ニ卒業證書ヲ授與ス

大正五年 二月委託規程細則ニ改正ヲ加フ○三月二十七日委託生神田操外四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十一日京都府立第一高等女學校ニ十五人、東京裁縫女學校ニ十五人、共立女子職業學校ニ十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ノ生徒ヲ委託ス

大正六年 三月委託規程細則中ニ改正ヲ加フ

○三月二十七日委託生大塚かほる外四十四人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二十八日京都府立第一高等女學校ニ十五人、五月七日東京裁縫女學校、共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ七人ノ生徒ヲ委託ス○六月十一日管理者中川謙二郎退官ニ付東京音樂學校長湯原元一東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス

大正七年 二月二十日文部省令第二號ヲ以テ臨時教員養成所規程中ニ改正ヲ加ヘ同日告示第二百七十八號ヲ以テ第六臨時教員養成所ニ於ケル家事科ヲ家事裁縫科、體操家事科トセラレタルニ依リ當所ニ於ケル家事科第一部第二部ヲ改メテ家事裁縫科、修業年限三箇年、體操家事科(修業年限二箇年)トシ同時ニ生徒ノ入學シ得ル年齢最低滿十七年ヲ滿十六年ニ改ム○二

月二十七日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日本所生徒石川マサホ外四十八人委託生長谷波幾美子外三十二人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二十三日家事裁縫科生徒トシテ伊藤靜枝外三十人體操家事科生徒トシテ石井キクノ外二十九人ノ入學ヲ許シ同時ニ京都府立第一高等女學校、東京裁縫女學校、共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ノ生徒ヲ委託ス

大正八年 三月十三日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日委託生石川セツ外四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二十五日家事裁縫科生徒トシテ京都府立第一高等女學校、東京裁縫女學校、共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス

大正九年 三月二十七日體操家事科生徒石井キクノ外二十八人、委託生稻田サダヲ外四十一

人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月二日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○五月十一日體操家事科生徒トシテ伊藤マサイ外二十九人、家事裁縫科委託生トシテ京都府立第一高等女學校、東京裁縫女學校、共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ノ入學ヲ許ス

大正十年 三月十六日許可ヲ得テ規則ニ改正ヲ加ヘ從來本所ニ於テ養成セシ家事裁縫科ハ一時之ヲ中止シテ代フルニ理科家事科ヲ以テシ同時ニ生徒ヲ募集ス○三月二十七日家事裁縫科生徒伊藤靜枝外二十七人委託生伊藤靜子外四十四人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月四日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○五月七日理科家事科生徒トシテ飯川鐵外二十九人、家事裁縫科委託生トシテ京都府立第一高等女學校、東京裁縫女學校、共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス○十一月九日管理者湯原

元一東京高等學校長ニ轉任セラル松本高等學校長茨木清次郎東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス

大正十一年 三月二十七日體操家事科生徒伊藤マサイ外二十八人、家事裁縫科委託生飯田美枝外四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十日臨時教員養成所規程中ニ改正ヲ加ヘ告示第三百四十五號ヲ以テ當所ニ國語漢文科及理科ヲ増置シ同年四月ヨリ開始セララル○同月十一日委託生細則中ニ改正ヲ加フ○同月三十日規則中ニ改正ヲ加ヘ同時ニ學費支給規程ヲ制定ス

○五月四日家事裁縫科ノ委託生トシテ京都府立第一高等女學校、東京裁縫女學校及共立女子職業學校ニ各十五人、和洋裁縫女學校ニ十人ヲ委託ス○五月十日日本所體操家事科生徒トシテ荊木フミ外三十人ニ入學ヲ許可ス○五月十八日國語漢文科生徒トシテ石井德外四十二人、理

科生徒トシテ石田ユリ外二十七人ニ入學ヲ許可ス

大正十二年 三月二十七日家事裁縫科委託生川原トク外三十九人ニ卒業證書ヲ授與ス○同月二十八日委託生細則中ニ改正ヲ加ヘ從來ノ委託學校以外更ニ女子美術學校、戸板裁縫女學校ニ生徒ヲ委託スルコトナル○五月二日家事裁縫科生徒トシテ京都府立第一高等女學校、東京女子專門學校、共立女子職業學校ニ各十二人、和洋裁縫女學校ニ八人、女子美術學校ニ六人、戸板裁縫女學校ニ五人ヲ委託ス○九月一日午前十一時五十八分稀有ノ大地震アリ續テ火災各所ニ起リ東京女子高等師範學校亦類焼ノ厄ニ遭ヒ校舍及諸般ノ設備總ヘテ烏有ニ歸ス本所ノ被害亦相同シ○九月二日東京音樂學校内ニ假事務所ヲ設ク○十月一日假事務所ヲ東京府女子師範學校内ニ移ス○十一月一日東京府

女子師範學校、東京高等師範學校、帝國女子專門學校等ノ一部ニ假教場ヲ設ケ授業ヲ開始ス
大正十三年 三月二十日舊校舍跡ニ新築中ノ東京女子高等師範學校假校舍落成セシニ付同校ト共ニ移轉復歸ス○三月二十七日理科家事科飯川鐵外二十四人體操家事科荊木フミ外二十九人國語漢文科石井德外四十人理科石田ゆり外二十五人及家事裁縫科委託生太田定子外四十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○三月二十九日生徒委託規程細則中ニ改正ヲ加フ○四月二十八日國語漢文科石川登美代外四十人體操家事科池田富外三十人理科家事科今澤きくよ外二十四人ニ入學ヲ許ス○五月三日家事裁縫科委託生トシテ石川千代子外十一人ヲ京都府立第一高等女學校ニ、伊崎タニ外十一人ヲ東京女子專門學校ニ、橋本くに外十一人ヲ共立女子職業學校ニ、大石富貴外七人ヲ和洋裁縫女學校ニ、加

藤陸子外四人ヲ女子美術學校ニ、濱岡雪外二人ヲ戸板裁縫女學校ニ委託ス○十月二十七日皇后陛下東京女子高等師範學校ヘ行啓アラセラレ當所ヲモ御巡覽アラセラル
大正十四年 三月十一日文部省告示第四百十四號ヲ以テ本所ニ歴史地理科ヲ増置シ大正十四年四月ヨリ開始セラル○三月十八日歴史地理科設置ノ爲規則中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日家事裁縫科委託生沖森美香外四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十一日歴史地理科生徒トシテ伊藤富美子外三十四人ニ入學ヲ許可ス○十一月二十九日東京女子高等師範學校開校五十年祝賀記念式舉行ニ付皇后陛下行啓アラセラル本所生徒亦其ノ式ニ列ス
大正十五年 三月十五日家事裁縫科委託生細則中ニ改正ヲ加フ○同日體操家事科生徒池田富外三十人國語漢文科生徒石川登美代外四十

一人家事裁縫科委託生原田恒子外五十人ニ卒業證書ヲ授與ス○三月三十日浦上チエコ外九人ヲ大正十四年度東京女子專門學校外四校委託生トシテ選抜ス○四月二十日規則中ニ改正ヲ加フ本改正ニ依リ體操家事科國語漢文科共ニ修業年限二箇年ナリシヲ延ヘテ三箇年トシ入學者ノ選抜ハ試験ニ據ルコトナル○四月十四日生徒學費支給規程中ニ改正ヲ加フ○四月二十八日國語漢文科生徒トシテ今村フミ外三十四人體操家事科生徒トシテ荊木ウタ外二十九人ニ入學ヲ許可シ五月三日授業ヲ開始ス○七月二十六日ヨリ二十日間二箇年程度ノ卒業者學力補充ニ關スル講習會ヲ開ク
昭和二年 二月二十八日管理者茨木清次郎浦和高等學校長ニ任セラル浦和高等學校長吉岡郷甫東京女子高等師範學校長ニ任セラレ本所ヲ管理ス○三月二十五日理科家事科生徒井口

アイ外二十二名歴史地理科生徒伊藤富美子外三十四人家事裁縫科委託生石川千代子外四十三人ニ卒業證書ヲ授與ス○三月三十日規則中ニ改正ヲ加ヘ歴史地理科ノ修業年限ヲ延ヘテ三箇年トシ理科家事科ノ選抜試験科目ヲ定ム○四月二十七日理科家事科生徒トシテ板橋美代外二十名歴史地理科生徒トシテ阿部とし外二十四人ニ入學ヲ許可ス○五月十日歴史地理科生徒小本曾八千代ニ卒業證書ヲ授與ス○七月二十六日ヨリ十日間卒業生ノタメ學力補充講習會ヲ開ク○十一月一日本所規則ヲ改正シ同時ニ本所規則施行細則ヲ制定ス
昭和三年 三月二十五日家事裁縫科委託生加藤やちよ外七人ニ卒業證書ヲ授與ス家事裁縫科委託生ハ本年ヲ以テ全部卒業セリ○七月二十六日ヨリ十日間中等教員ノ爲歴史地理及家事ノ講習會ヲ開ク

昭和四年 三月二十五日國語漢文科小豆澤哲子外三十四人體操家事科秋田トク外二十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月三十日體操家事科生徒トシテ赤倉光外二十八人ニ入學ヲ許可ス○七月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲理科及體操ノ講習會ヲ開ク

昭和五年 三月二十七日皇后陛下東京女子高等師範學校へ行啓アラセラレ當所ヲモ御巡覽アラセラル○三月二十八日理科家事科板橋美代外十九人歴史地理科阿部とし外二十四人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月三十日理科家事科生徒トシテ雨宮止女子外十九人歴史地理科生徒トシテ明石さき外十九人ニ入學ヲ許可ス○七月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲體操及家事ノ講習會ヲ開ク

昭和六年 七月二十二日ヨリ十日間中等教員ノ爲歴史地理及體操ノ講習會ヲ開ク○七月二

十七日當所寄宿舎ヲ小石川區久堅町七十四番地ニ移轉ス

昭和七年 二月十二日本所規則中ニ改正ヲ加フ○三月二十五日體操家事科赤倉光外二十六人ニ卒業證書ヲ授與ス○十二月二十八日東京女子高等師範學校校舎新營工事竣成ニ付同校ト共ニ移轉ヲ了ス

昭和八年 三月二十五日理科家事科雨宮止女子外十八人歴史地理科明石さき外十八人ニ卒業證書ヲ授與ス○四月十一日理科家事科生徒トシテ荒井ハナ外二十九人ニ入學ヲ許可ス

第一學年曆

東京女子高等師範學校學年曆ヲ適用又ハ準用ス

第三 關係法令

一 臨時教員養成所官制

(明治三十五年三月二十七日勅令第百號、明治三十六年第二百三十二號、昭和四年第四十二號マテ屢次改正)

- 第一條 臨時教員養成所ハ師範學校、中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
- 第二條 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝國大學、高等師範學校及直轄諸學校内ニ之ヲ置ク
- 第三條 臨時教員養成所ハ當該帝國大學總長、高等師範學校長及直轄諸學校長ヲシテ之ヲ管理セシム
- 第四條 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク教授ハ奏任トシ各所ヲ通シ專任六人ヲ以テ

定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル

書記ハ判任トシ各所ヲ通シ專任三人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第五條 臨時教員養成所ノ名稱ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 臨時教員養成所規程

(明治三十五年三月二十九日文部省令第八號、明治三十九年第三號ヨリ大正十一年第十六號マテ屢次改正)

第一條 臨時教員養成所ニハ國語、漢文、科、英語、數學科、博物科、物理、化學科、家事裁縫科、體操

家事科、理科、家事科、歷史、地理科、理科、音樂科、體操科ノ一學科若ハ數學科ヲ置ク

第二條 前條各學科ノ修業年限ハ二箇年乃至三箇年トス

第三條 國語、漢文、文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、言語學、歷史、地理、英語、隨意科目、體操、隨意科目トス

第四條 英語科ノ學科目ハ修身、教育、英語、國語及漢文、言語學、體操、隨意科目トス

第五條 數學科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、簿記、英語、體操、隨意科目トス

第六條 博物科ノ學科目ハ修身、教育、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、英語、體操、隨意科目トス

第七條 物理、化學科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、數學、圖畫及手工、英語、體操、隨意科目トス

第七條ノ二 家事裁縫科ノ學科目ハ修身、教育

家事、裁縫、國語應用理科、手藝、圖畫、體操トス

第七條ノ三 體操、家事科ノ學科目ハ修身、教育、家事、體操、理科、國語、音樂トス

第七條ノ四 理科、家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、數學、體操、英語、隨意科目トス

第七條ノ五 歷史、地理科ノ學科目ハ修身、教育、歷史、地理、法制及經濟、英語、體操、隨意科目トス

第七條ノ六 理科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、體操、英語、隨意科目トス

第七條ノ七 音樂科ノ學科目ハ修身、教育、唱歌、器樂、オルガン又ハピアノノ國語、音樂通論、和聲論、音樂史、英語、隨意科目トス

第七條ノ八 體操科ノ學科目ハ修身、教育、體操、柔道又ハ劍道、生理及衛生、英語、隨意科目トス

第八條 各學科ノ修業年限及各學科目ノ每週教授時數ハ管理者之ヲ定メ文部大臣ノ認可

ヲ受クヘシ
第九條 特別ノ事情アルトキハ管理者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ク學科目ヲ加除スルコトヲ得

第十條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ハ分チテ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテトシ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテトシ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

休業日ニ關スル規定ハ管理者之ヲ定ムヘシ
第十一條 入學試験ハ男子ニ在リテハ中學校卒業女子ニ在リテハ修業年限四箇年ノ高等女學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中學校、高等女學校及師範學校ノ卒業者ニ限リ時宜ニヨリ試験ヲ行ハサルコトヲ得
第十一條ノ二 管理者ニ於テ特別ノ必要アリ

ト認メタルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内家事裁縫科ニ限リ其ノ生徒ノ一部ノ教育ヲ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ニ委託スルコトヲ得

前項委託ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ管理者之ヲ定ムヘシ

第十二條 各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ管理者ノ見込ニ因リ某學科目ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得
第十三條 管理者ハ全學科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ
管理者ハ前項ノ卒業者ニ對シ教員免許狀ノ授與ヲ文部大臣ニ申請スヘシ

第十四條 管理者ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及性行不良ナル者ニハ退學ヲ命スヘシ

第十五條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得但シ己ムヲ得サル事由ニ因リ管理者ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 管理者ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得
第十七條 臨時教員養成所ニ於テハ授業料ヲ徴收セス

第十八條 臨時教員養成所ニ於テハ入學試験料ヲ徴收スルコトヲ得
第十九條 特別ノ必要アリト認メタルトキハ生徒ニ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

第二十條 削除
第二十一條 左ノ各號ニ該當スル者ハ在學中補給シタル學資ヲ償還セシム但シ文部大臣ハ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ其ノ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一 第十四條ニ依リ退學ヲ命セラレタル者

二 第十五條但書ニ依リ退學シタル者

附則
本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際第十一條ノ二ノ規定ニ依リ現ニ其ノ教育ヲ委託セラレタル家事科生徒ハ之ヲ家事裁縫科ノ生徒ト看做ス

三 臨時教員養成所卒業生服務規則

女子高等師範學校卒業生服務規則(大正十年四月十九號)參照

四 臨時教員養成所學科名稱等

第六臨時教員養成所
(東京女子高等師範學校内)

學科
 家事裁縫科 體操家事科 理科家事科
 國語漢文科 理科 歷史地理科

五 臨時教員養成所管理者職務規程

(明治三十五年四月一日
 寅人中第二百五十三號)

臨時教員養成所管理者職務規程ハ當該學校長ノ職務規程ヲ準用ス

第四規則

一 第六臨時教員養成所規則

第一條 本所ニ家事裁縫科、體操家事科、理科家事科、國語漢文科、理科及歷史地理科ヲ置ク
 第二條 家事裁縫科、體操家事科、理科家事科、國語漢文科、歷史地理科ノ修業年限ハ三箇年、理科ノ修業年限ハ二箇年トス
 第三條 各學科生徒ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム
 第四條 家事裁縫科ノ學科目ハ修身、教育、家事裁縫、國語、理科、圖畫、體操、手藝トス
 體操家事科ノ學科目ハ修身、教育、家事、體操、國語、理科、音樂、英語(隨意科目)トス
 理科家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、數學、體操、英語(隨意科目)トス
 國語漢文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、言

語學、歷史、地理、體操、英語(隨意科目)トス
 理科ノ學科目ハ修身、教育、物理、化學、動物、植物、生理及衛生、礦物及地質、體操、英語(隨意科目)トス
 歷史地理科ノ學科目ハ修身、教育、歷史、地理、法制及經濟、體操、英語、國語及漢文トス
 第五條 家事裁縫科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 實踐倫理	二 同上	一 實踐倫理
教育	二 教育ノ原理	二 教育ノ原理	二 教育實習
家事	四 衣食住	六 管理、看護	八 會計、簿記
裁縫	一 三方、縫ヒ	一 同上	一 五 同上
國語	二 講讀、作文	一 同上	一 同上

第六條 體操家事科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
理科	二生理、衛生	二物理、化學	二同上
圖畫	二臨畫、寫生	一寫生、圖案	一同上
體操	三體操、器械、遊戲及競技	三同上	三同上
手藝	二刺繡、綉物	二同上、澁物	一同上
合計	三二	三二	三二

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
音樂	三唱歌、樂器練習	三同上	三同上
體操	八體操、器械、遊戲、體育概論	八同上	八同上
理科	六生物、化學	六同上	五園藝、衛生
家事	五衣類整理法、料理法	六衣類整理法、料理法、家事簿記	七料理法、住居、養老、育兒、看護、家事概論
教育	二心理、論理	二教育學	二教育法、學校管理、教育實習
修身	二修養論	二國民道德	二公民科
合計	三二	三二	三二

第七條 理科家事科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
國語	二講讀、作文	二同上	二同上
英語	三講讀	三同上	三同上
合計	三一	三一	三一

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二修養論	二國民道德	二公民科
教育	二心理論理	二教育學	二教育法、學校管理、教育實習
理科	一三植物、化學、動物	一四同上、同上	一五同上、同上
家事	五衣類整理法、料理法	六衣類整理法、料理法、家事簿記	七料理法、住居、養老、育兒、看護、家事概論
數學	四初等數學及論	二同上	一
體操	三體操、器械、遊戲及競技	三同上	三同上
合計	三一	三一	三一

第八條 國語漢文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
英語	(三)講讀	(三)同上	(三)同上
合計	(三)二八	(三)二八	(三)二九

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二實踐倫理	二實踐倫理	二倫理學大意
教育	二教育ノ原理	二同上	二教育法、教育實習
國語	二講讀、習字、文法、作文	二同上、文學史	二講讀、習字、文法、作文
漢文	五講讀、文法、復文	五同上	五同上
言語	一	一	二言語學
歷史	二本邦史	二外國史	二外國史
地理	二地理通論	二地誌	二同上
體操	三體操、器械、遊戲及競技	三同上	三同上
英語	(二)講讀	(二)同上	(二)同上
合計	(二)二八	(二)二八	(二)二八

第九條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學科	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二實踐倫理、作法	二同上	二同上
教育	二教育ノ原理	二同上	二教育法、教育實習
物理	七力、物性、熱、音、實驗	八光、電氣、磁氣、實驗	六有機化學、實驗
化學	五無機化學、實驗	六有機化學、實驗	六有機化學、實驗
動物	五普通動物、實驗	四同上	四同上
植物	五普通植物、實驗	四同上	四同上
生理及衛生	一	二人體生理及衛生ノ大意	二人體生理及衛生ノ大意
地質及鑛物	二鑛物、岩石、地殼ノ構造	一	一
體操	三體操、器械、遊戲及競技	三同上	三同上
英語	(二)講讀、文法、書取	(二)同上	(二)同上
合計	(三)三一	(三)三一	(三)三一

第十條 歴史地理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

目ノ每週教授時數及程度ハ左表ニ依ル

學年	第一學年		第二學年		第三學年	
	時數	程度	時數	程度	時數	程度
修身	一	實踐倫理	一	同上	一	同上
教育	二	教育ノ原理	二	同上、教授法	二	教育法令、教育實習
歷史	八	本邦史、東洋史、西洋史	八	同上	八	同上
地理	八	通論、地誌	八	同上	八	同上
英語	三	講讀	三	同上	三	同上
法制及經濟	一	講讀	一	法制及經濟大意	一	同上
體操	三	體操、遊戯及競技	三	同上	三	同上
國語及漢文	三	國語講讀、漢文講讀	三	同上	三	同上
合計	二八		二九		二九	

第十一條 學年學期及休業日ハ東京女子高等師範學校規則第一章第三節ノ各條ニ依ル

第十二條 本所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

- 一 身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者
- 二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本所ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得
- (一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
- (二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者
- (三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受ケタル資格ヲ有スル者
- (四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験

檢定ニ合格シタル者

三 年齢十六年以上二十五年未満ニシテ夫ヲ有セサル者

第十三條 前條第二號(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス

出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依リ入學志願者ノ入學志願票、履歷書、學業成績調査人物考定書、身體検査書、戶籍謄本及寫眞ヲ添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第十四條 第十二條第二號(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依リ入學志願票、履歷書、身體検査書、戶籍謄本及寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ

第十五條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務

- ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第十三條又ハ第十四條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス
- 第十六條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス
- 一 身體虛弱ナル者
- 二 精神機能ニ障碍アル者
- 三 急治ノ見込ナキ重症トシテホムヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇、五以上ニ矯正シ得サル視力障碍ヲ有スル者
- 四 高度ノ色神障碍ヲ有スル者
- 五 著シキ聽力障碍又ハ言語障碍ヲ有スル者
- 六 高度ノ脊柱彎曲、著シキ畸形又ハ運動障碍ヲ有スル者
- 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
- 八 癩ヲ患フル者

九 重症心臟疾患ヲ患フル者
 一〇 悪性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者
 一一 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者
 一二 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者
 第十七條 入學志願者ニ對シ選抜試験ヲ行ヒ入學候補者ヲ選抜ス
 選抜試験ノ科目及其ノ程度、期日、場所、募集人員其ノ他必要ナル事項ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
 第十八條 入學候補者ニ對シ身體検査及口頭試問ヲ行ヒ入學者ヲ選抜ス
 第十九條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓書ヲ差出スヘシ
 第二十條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ

保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ
 第二十一條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ
 代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ本所ノ要求スル場合ニ於テ保證人ノ義務ヲ代理スヘキモノトス
 代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替ヘシムルコトアルヘシ
 第二十二條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ
 第二十三條 生徒ニハ人員ヲ限リ學資トシテ一箇年金參百圓ヲ給與ス

第二十四條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス但管理者ニ於テ特別ノ事由アリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メタル者ニハ退學ヲ命ス
 一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者
 二 學業進マズシテ成業ノ目途立タサル者
 三 品行修ラサル者
 四 本所教育ノ趣旨ニ適セサル者
 第二十六條 在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ許可セラレタル者ハ授業費及補給セラレタル學資ヲ償還スヘシ但文部大臣ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ免除セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第二十七條 生徒ハ管理者ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ニ入學ノ志願ヲナスコトヲ得ス

第二十八條 學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ表示ス
 第二十九條 各學科目ハ之ヲ一ノ評點科目トス但每週教授時數ヲ顧慮シ之ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツコトアルヘシ
 各評點科目ノ評點ハ一百ヲ以テ最高トス
 第三十條 學期成績評點ハ各評點科目ニ就キ平素ノ學業ノ成績又ハ試験及平素ノ學業ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム
 第三十一條 學年成績評點ハ各評點科目ニ就キ各學期成績評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム
 第三十二條 卒業成績評點ハ各學年ノ平均成績評點ノ和ヲ三除修業年限二箇年ノ者ニ在リテハ二除シテ之ヲ定ム
 第三十三條 各學年ノ課程ノ修了ハ各學年成績評點全課程ノ卒業ハ卒業成績評點ニ依リ之ヲ認定ス

第三十四條 全課程ヲ卒業シタル者ニ對シテハ卒業證書ヲ授與ス
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書	族籍	何	年	月	日
所印	何	年	月	日	某日生

右者本所何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス
年月日

第六臨時教員養成所管理者
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某◎

番號

第三十五條 一箇年以上ノ課程ヲ履修セル生徒ニハ其ノ學業成績ヲ顧慮シ規定ノ學科中ノ一科目又ハ數科目ヲ課セサルコトアルヘシ
前項ニ該當スル者ニ授與スヘキ卒業證書ノ

様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書	族籍	何	年	月	日
所印	何	年	月	日	某日生

右者本所何科何又ハ何ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス
年月日

第六臨時教員養成所管理者
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某◎

番號

第三十六條 本規則ハ昭和二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則
一 第六臨時教員養成所生徒學資支給規則
第一條 本所生徒中若干人ニ對シ給費生ヲ命

シ之ニ學資トシテ一箇年金貳百四拾圓ヲ支給ス

第二條 學資ハ給費生ヲ命シタル月ヨリ毎月分割支給ス但月ノ十六日以後ニ於テ給費命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限り給費ハ半額トス特別ノ事由アル場合ニハ經伺ノ上給費命令ノ時日ニ係ラス其ノ年額ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトアルヘシ

第三條 學資ハ其ノ月二十三(休業日ナレハ繰下ク)ニ之ヲ支給ス但七月ニ在リテハ五日ニ之ヲ支給ス
第四條 學資ノ支給ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル者ニハ其ノ期間學資ノ支給ヲ中止ス但其ノ月ニ於ケル學資ノ支給ハ日割計算トス
半途退學者ノ學資支給ニ就テハ前項但書ニ依ル

三 第六臨時教員養成所生徒心得

- 一 本所生徒ハ卒業ノ後國家教育ノ重任ニ當ルヘキ者ナリ故ニ特ニ教育ニ關スル勸語ノ大旨ヲ奉體シ德ヲ修メ業ヲ勵ミ以テ其ノ本分ヲ盡サンコトヲ期スヘシ
- 一 常ニ貞淑勤儉ヲ旨トシ聊カモ虛偽浮薄ノ言行ヲナス可カラス言ハ衷心ヨリ發シ行ハ誠意ヨリ出テ女子ノ師表タルヘキ德操ヲ備ヘンコトヲ務ムヘシ
- 一 規定學則ヲ守ルハ勿論時々ノ訓諭命令ニ從ヒ尊長ヲ恭敬シ朋友ヲ信愛シ常ニ禮節ヲ正シクシテ師弟ノ義長幼ノ序ヲ明ニスヘシ
- 一 平素衛生ニ注意シテ眠食勞逸ノ度ヲ節シ以テ身體ノ健康ヲ増進センコトヲ努ムヘシ

第五 細 則

一 第六臨時教員養成所規則施行細則

第一條 東京女子高等師範學校規則施行細則
 第四條乃至第十一條ハ之ヲ本所ニ適用ス
 第二條 家事裁縫科ノ評點科目數ハ左表ニ依

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教 育	一	一	一
家 事	二	二	三
裁 縫	四	四	四
國 語	一	一	一
理 科	一	一	一

第三條 體操家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教 育	一	一	一
家 事	二	二	二
體 操	三	三	三
國 語	一	一	一
理 科	二	二	二
音 樂	一	一	一

計	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
圖 畫	一	一	一
體 操	一	一	一
手 藝	一	一	一
計	一三	一三	一三

第四條 理科家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教 育	一	一	一
物 理	二	二	二
植 物	二	二	二
礦 物	一	一	一
生 理	一	一	一
家 事	二	二	二
數 學	二	二	二
體 操	一	一	一
英 語	一	一	一
計	一三	一三	一三

第五條 國語漢文科ノ評點科目數ハ左表ニ依

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
教 育	一	一	一
國 語	三	三	三
漢 文	二	二	二
首 語	一	一	一
歷 史	一	一	一
地 理	一	一	一
體 操	一	一	一
英 語	一	一	一
計	一三	一三	一三

第六條 理科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目	學年	
	第一學年	第二學年
修身	一	一

第六職員

(昭和八年十月末調)

植物	作法	教育	化學	理科	理科	理科	體操	家事	家事	管理	教授
東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授
保 井 コ ノ	岡 ハ ツ ノ	古 川 竹 二	黒 田 チ カ	近 藤 耕 藏	林 太 郎	大 槻 虎 雄	宮 田 覺 造	由 井 テ イ	西 野 み よ し	吉 岡 郷 市	吉 岡 郷 市
東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
地 理 、 教 育	習 字	數 學	青 見 看 護	音 樂	理 科 、 教 育	國 語	教 育	英 語	國 語	教 育	物 理
東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授
富 士 德 治 郎	岡 田 起 作	中 澤 伊 與 吉	青 木 醇 一	中 村 コ ウ	堀 七 藏	佐 伯 常 三	倉 橋 惣 三	木 村 み 滋	保 科 孝 一	菅 原 孝 造	乙 部 孝 吉
東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
下 田 次 郎	尾 上 八 郎	乙 部 孝 吉	菅 原 孝 造	保 科 孝 一	木 村 み 滋	倉 橋 惣 三	佐 伯 常 三	堀 七 藏	中 村 コ ウ	青 木 醇 一	中 澤 伊 與 吉
東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京

地理	地理	地理	生理衛生	經濟	體操	動物	數學	修身	園藝	音樂	英語	國語	物理	住	衣	
東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 教 授	
飯 本 信 之 石 川	淺 井 郁 太 郎	松 平 友 子	新 宮 涼 國	松 尾 俊 郎	三 浦 ヒ ロ	久 米 又 三	岩 間 綠 郎	水 野 敏 雄	吉 永 義 信	玉 村 な み	津 田 芳 雄	莊 田 安 太 郎	岡 田 け い	山 本 拙 郎	太 田 勤 治	
東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
法 制	衣	食	植 物	歷 史	漢 文	英 語	數 學	體 操	體 操	動 物	國 語	國 語	國 語	國 語	國 語	
東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	東 京 工 業 大 學 助 教 授	
金 子 彦 二 郎	藤 本 薰 喜	本 田 正 次	下 村 三 四	細 田 謙 藏	中 野 好 夫	富 田 は る	大 石 峯 雄	戸 倉 ハ ル	菊 池 健 三	石 井 庄 司	石 井 庄 司	石 井 庄 司	石 井 庄 司	石 井 庄 司	石 井 庄 司	
東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
新 潟	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京

學科主任

體操家事科第二學年 講師 津田芳雄 東京
 理科家事科第一學年 講師 大槻虎男 東京

事務分擔

庶務課幹事 講師 水野敏雄 東京
 教務課幹事 講師 莊田安太郎 山形
 圖書課幹事 囑託 內藤智秀 山形
 訓育事務 講師 三浦ヒロ 北海道
 庶務課會計掛勤務 囑託 越智延愛 媛

寄宿舍勤務

庶務課會計掛勤務 囑託 金井眞八郎 群馬
 庶務課勤務 囑託 吉田義治 東京
 庶務課會計掛勤務 囑託 西堂信一 埼玉
 庶務課會計掛勤務 囑託 野村正實 山口
 庶務課會計掛勤務 囑託 寺田熊助 鹿兒島

醫務囑託

囑託 本間辰藏 新潟
 囑託 越智延愛 媛

庶務課會計掛勤務 書記(兼) 堤善吉 長崎
 庶務課庶務掛、教務課 書記(兼) 細井專山 山形
 生徒課圖書課勤務 書記 原田義雄 山口
 圖書課勤務 書記(兼) 山内純雄 山梨
 庶務課庶務掛、教務課 囑託 岩崎辰治 富山
 庶務課庶務掛、教務課 囑託 朽木鉄吉 東京

第七生徒

(昭和八年六月末調)

一 生徒氏名 (氏名ハ五十音順トス氏名ノ下段ハ本籍府縣名及出身學校名略稱ヲ示ス)

井關智恵子 靜岡 撫養	鈴木邦子 千葉 都留	池上まつ 長野 水戸
石川シゲコ 徳島 撫養	高木ハギノ 東京 杉立	石川よこ子 茨城 水戸
石塚英子 富山 青島日本	土谷キミヨ 富山 高古屋	岩崎園子 長野 岩村田
茨木壽子 山形 酒田	寺本キミヨ 愛知 名古屋市立第三	内山ウメ 東京 東京第四
小黒ウタ 新潟 村松	友部美典子 東京 東京第三	大川芳子 兵庫 大手前
小曾戸性子 宮崎 釜山	中川美代子 山口 山口女師	大竹金子 岡山 佐野
大島愛子 神奈川 横濱第一	中島ミドリ 佐賀 唐津	岡田千代子 岡山 親和
奥村ふゆ 京都 東京第三	中條秀 佐賀 唐津	岡田みゆ 岡山 飯山
勝田早苗 静岡 大宮	花崎下枝 秋田 海州	梶尾静代 岡山 不二
金澤壽子 新潟 新潟	花岡典 秋田 大館	北村アイ 新潟 東京第三
久保節子 青森 弘前	森下タツ 青森 弘前	久保田幸子 東京 東京女師
小泉ムと乃 石川 羽咋	森下タツ 青森 弘前	黒崎茂枝 東京 今市
後藤正子 大分 青島山	荒井ハナ 新潟 新發田	佐藤房子 秋田 横濱市立
近藤はつみ 静岡 久賀	伊藤喜美 千葉 東京第八	砂田美也子 富山 東京第五
正田静江 山口 久賀	伊藤喜美 千葉 東京第八	多田千穂 兵庫 第一神戸

生徒

東關	區北東		北海道	府縣	理科家事科	第一學年	體操家事科	第二學年	計	學科	第一學年	第二學年	計
	千崎群	栃茨											
葉玉馬木城	島形田城手												
二	一	一											
三	一	二											
區海東	區山東	區陸北		府縣	理科家事科	第一學年	體操家事科	第二學年	計	總學科	第一學年	第二學年	計
三愛靜	岐長山	福石富	新										
重知岡	阜野梨	井川山	湯	奈川京									
一	二	三	一	一	二	六							
一	四		一	二	二	三							
一	一	六	三	一	一	三	四	一	九	五	八		

生徒

三三

三 生徒本籍府縣別

二 生徒數

山田	彌久末	都城	松浦	古屋	藤井	廣澤	萩原	野本	野口	露崎	瀧口
文章子	岡山	岡山	東京	東京	香川	福島	靜岡	東玉	埼玉	千重	三重
三輪田	倉敷	矢掛	日出	東京第六	大連神明	川英	靜岡	浦和	千重	坂南	

三二

第八 卒業 者

一 卒業 者 氏 名 (五十音順、氏名ノ上段ニ舊姓ヲ記載セルモノ又ハ〇印ヲ附セルモノハ結婚)

明治四十二年三月

英語科卒業 (二十六人)

野上	大野	高橋	石井	里見	茂田	牧野	粟原	池田	池田	稲見	板野
田中	菅原	佐藤	小泉	榊原	金森	大熊	大谷	井上	池邊	池田	板野
ヒヂ	カク	ノブ	ヤス	マコ	モト	ヒト	クニ	シヅ	ミサ	キヨ	キヨ
テ	ク	ブ	コ	ウ	ト	シ	ラ	ヅ	サ	ヤ	ヤ
新宮	宮城	宮城	愛媛	茨城	宮城	宮城	千葉	群馬	茨城	茨城	岡山
湯	城	城	媛	城	城	城	葉	馬	井	城	山

明治四十五年三月

家事科卒業 (二十六人)

黒住	舟山	坂井	村松	大和	永田	早川	清水	大島	田島	志田
加藤	上野	大塚	渡邊	村上	真山	早田	成田	成田	富永	都留
賤	野	塚	邊	上	山	田	成	成	永	留
子	キ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
三	重	城	湯	岡	庫	京	東	京	東	北
重	城	湯	岡	庫	京	東	京	東	北	海

澤原	高橋	熊野	前田	藤原	松村	新田	上野	廣川	栗本	椎名
田中	橋本	野口	仲野	中村	長富	戸田	積田	遠藤	杉藤	白中
ふ	ミ	イ	テ	ハ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
ミ	イ	テ	ハ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
三	重	城	湯	岡	庫	京	東	京	東	北
重	城	湯	岡	庫	京	東	京	東	北	海

土肥	近藤	田原	中野
渡邊	結城	保田	山口
の	サ	富	子
ぶ	ク	子	ヅ
山	富	岡	新
形	山	山	湯

大正四年三月

家事科卒業 (八十七人)

三輪	菅原	中山	細川	岩淵	御館	龜井	河野	田中	中山	大野
阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇	阿蘇
崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎
卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓
崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎
卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓	卓

眞藤	石原	馬場	鬼塚	渡邊	加藤	山本	船本	秦田	岡田	太田
小川	小川	小川	小川	小川	小川	小川	小川	小川	小川	小川
清	清	清	清	清	清	清	清	清	清	清
惠	惠	惠	惠	惠	惠	惠	惠	惠	惠	惠
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫

井上	上野	小谷	廣田	井上	石坂	由村	植野	大橋	石川	和田
新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田	新田
ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ
ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ	ネ
愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛
媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛	媛

京都府立第一高等女學校委託生

藏内春江 岡山
 小山十新 新潟
 坂卷富子 愛知
 寺尾三 三重
 中村シナエ 香川
 長町スミエ 香川
 早瀬一 岡山
 林たか 愛知
 松原ヨネ 富山
 三上ハネ 京都
 八木静枝 和歌山
 山本隆枝 和歌山

共立女子職業學校委託生

市川ゆひ 静岡
 氏家ふさ 栃木
 荻原キミ 新潟
 菅浦ハツエ 佐賀
 丹羽富貴 東京
 前原ツネ 山口
 松永ヨシノ 栃木
 増田春子 大分
 道又ツネ 宮城
 山崎静枝 富山
 和田レツ 新潟

大正五年三月 家事科卒業(四十四人)

京都府立第一高等女學校委託生
 淺尾喜代 富山
 井上益子 兵庫
 植木初子 高知
 上坂恭子 鳥取
 神田操 京都
 木田シウ 青森
 藤内文 岡山
 藤綱さだ 兵庫
 松浦多計代 香川
 前田キク 徳島
 的場マサノ 徳島
 吉見マサノ 徳島
 吉田けい 京都
 伊東ハナ 宮崎
 内田せん 東京
 種田すは 岐阜
 小田島アツ 岩手

東京裁縫女學校委託生

尼中ヒテ 千葉
 柿本ふん 山形
 澤村榮 東京
 陶山晃子 東京
 曾根カズエ 新潟
 土井野 香川
 細貝キン 静岡

大正四年五月 家事科卒業(一人)

東京裁縫女學校委託生
 須賀原 静子 新潟

和洋裁縫女學校委託生

白井よし 長野
 橋本みさ子 茨城

共立女子職業學校委託生

大和菊代 廣島
 城間千代 沖繩
 野村ウタ 富山
 花岡綾夫 長野
 樋口豊長 長野
 由本静子 鳥取

大正六年三月 家事科卒業(四十五人)

京都府立第一高等女學校委託生
 上田喜種 福岡
 甲斐喜興 茨城
 鎌田リウ 青森
 小西ヒデア 鹿兒島
 志鎌みどり 山形
 鈴木みよし 宮城
 原田ミネ 香川
 松村兼子 群馬
 森元ささ 青森

東京裁縫女學校委託生

池田まき 福井
 大高マユ 千葉
 太田イサ 岩手
 大塚ヨシエ 神奈川
 大塚アキ 山口
 岡崎幸枝 高知
 岡根つる 東京
 田中タメ 群馬
 林三子 東京
 濱中喜久 和歌山
 堀田喜久 山形
 三田たづ 三重
 吉野やち 埼玉

和洋裁縫女學校委託生

入間川 ちよ 宮城

大正十年三月

家事裁縫科卒業(七十二人)

石原	永見	平野	大石	久原	占部	稻次	杉山	鹿島	味富	三田村	吉野	伊藤	上利							
安東	荒井	伊藤	榎本	小山	十津	加藤	川崎	河村	木野	佐々木	新谷	島崎	柴田	末永	塚瀬	時田	蓮田	堀本	長谷川	
彌壽子	俊子	七イ	直	江	ハナ	ハナ	兵	兵	千	宮	奈	宮	山	福	新	長	千	神	福	和歌山
岡山	島根	木根	徳島	佐賀	廣島	兵庫	兵庫	千葉	山形	宮城	奈良	京都	山梨	福井	新潟	長崎	千葉	神奈川	福岡	山形

甲斐

佐々木

北岡

四方

橋本	松本	水野	村山	村山	湯浅	湯浅	伊藤	大島	徳弘	中村	仁子	橋本	二見	松宮	松宮	松宮	矢野	山田	
香川	大分	岐阜	宮崎	鳥取	京都	京都	鳥取	岡山	高知	鹿児島	岡山	香川	宮崎	福井	福井	福井	福井	福井	京都

東京裁縫女學校委託生

有藤	萩原	佐野	重村	反田	竹内	土淵	藤原	増原	宮崎	安田	安田	安田	安田	安田	安田	安田	安田	安田	安田	安田
島根	福岡	富山	長崎	神奈川	埼玉	栃木	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨	山梨

四六

大正十一年三月

體操家事科卒業(二十九人)

中野	野澤	萩原	平原	堀原	遠藤	奥田	河野	金崎	龜尾	小林	須賀	鈴木	千秋	文木	孫貞
山口	岩手	神奈川	福岡	山形	新潟	青森	愛媛	東京	鳥取	鳥取	鹿島	東京	長崎	高知	朝鮮

大正十一年三月

體操家事科卒業(二十九人)

八起	荒川	赤羽	上原	二瓶	江口	岡村	岡村	岡村	吉田	河津	酒井	柏原	神原	柴山	杉崎	鈴木	關谷	田邊	館内	竹内	谷内
佐賀	長野	福岡	福岡	福岡	佐賀	大分	大分	大分	宮崎	宮崎	兵庫	山形	高知	高知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知

恒川

重久

横見

折原

淺田

和田	中村	濱野	水野	宮原	向井	村尾	森田	米田	飯田	飯田	岩泉	上野	江藤	古立	小立	小立	小立	小立	小立	小立	小立	
京都	山口	宮崎	愛知	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山

四七

共立女子職業學校委託生																			
矢吹	村田	星野	深川	酒島	高田	祖來	齋藤	倉科	石田	今田	合谷	横山	松郷	西村	小林	吉川	柿山		
智子	さた	純子	貞子	タツ子	福子	マツエ	好子	さく	千代	ミツノ	春子	つぎ	登美子	保子	房子	清子	千枝		
岡山	滋賀	長野	富山	新潟	徳島	奈良	山形	長野	埼玉	広島	福島	山形	京都	岡山	鳥根	鳥取			
大正十三年三月																			
理科家事科卒業生(二十五人)																			
小澤	横山	鈴木	川上	木下	水科	小野	小川	萩田	岡田	石井	野見	三好	野見	小菅	金成	阿部			
佐々木	見島	笠原	金田	蚊野	河野	鈴木	小野	小川	萩田	岡田	石井	野見	三好	野見	小菅	金成			
野木	やよい	フミ	ヤス	次枝	貞子	ノブ	静江	きみ子	香	キミ	ハナコ	ハル	ハナコ	ゆき	貞子	ミホ			
野木	政	愛	福	神	山	和	新	宮	千	大	山	山	山	千	福	宮			
三重	長	知	島	木	梨	山	湯	城	葉	分	山	山	山	葉	島	城			
大正十二年三月																			
家事科卒業生(四十人)																			
酒井	宮崎	太田	大植	植村	上原	井上	牧野	横山	森本	島山	新原	中島	中尾	土手	露口	玉置	橋本	高橋	柿尾
久尾	喜代	かね	マヨ	な江	子	フミ	フミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ	スミ
兵庫	長野	宮崎	岩手	静岡	福岡	神奈川	新潟	徳島	福島	石川	鹿兒島	山口	秋田	奈良	愛媛	鳥根	茨城	山形	岡山

共立女子職業學校委託生																			
井澤	稻井	矢野	宮田	辻野	津野	田中	田中	高須	高須	高須	高須	高須	高須	高須	高須	高須	高須	高須	高須
今朝	久子	千代	君代	ちか	美代	三千	榮子	千代	千代	千代	千代	千代	千代	千代	千代	千代	千代	千代	千代
長野	廣島	徳島	愛知	三重	富山	新潟	長野	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重
東京女子專門學校委託生																			
加藤	井上	安達	有永	山頭	村井	深野	藤野	彦根	長野	高崎	住田	新開	佐藤	小林	桂田	川原	川原	川原	川原
綾子	トメ	チア	郁子	ナカ	たか	ヨシ	英子	ヒメ	チマ	マツ	あや	喜	喜	静	静	トク	トク	トク	トク
福岡	福岡	大分	福岡	長崎	岩手	山口	東京	愛知	滋賀	長崎	兵庫	高知	岡山	新潟	北海道	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀

内大 藤堀	中 島	平 夏	山小 元野	小森 木下	角 田	理科卒業(二十六人)															
水野 すみの	深山 トシ	馬場 ソノ	林部 タカ	西尾 アサ	藤部 カサ	全永 カサ	末地 マツ	下田 ツネ	柴田 ツネ	齋藤 アサ	佐藤 アサ	北村 トク	上野 トク	岩崎 トク	色部 トク	入川 トク	今井 トク	石川 トク	石田 トク		
愛知	鹿島	岩手	新潟	福井	大坂	朝鮮	京城	沖繩	東京	茨城	山口	東京	青森	熊本	神奈川	山形	鳥取	北海道	岐阜	千葉	
近藤	藤野	名塚	森戸	宮如	栗原	伊形	淺見	石松	岡下	入江	大谷	大橋	大井	大光	大井	大井	大井	大井	大井	大井	大井
高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
森前	福田	久松	中村	筒井	清水	清水	佐伯	川榮	川榮	大野	太田	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野
森前	福田	久松	中村	筒井	清水	清水	佐伯	川榮	川榮	大野	太田	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野	小野
鹿島	香川	鳥取	佐賀	岡山	廣島	京都	長崎	福岡	愛知	高知	岡山	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川
江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口	江口
佐藤	佐藤	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼	飯沼
秋田	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野

石橋	吉井	横山	辛島	黒木	美濃	岡部	今村	木城	天野	柳生	岩丸	井尾										
吉澤	秋山	山根	森利	毛松	村野	村上	水島	水木	美代	正木	橋口	根本	新里	中野	傳野	辻野	高橋	田村	鈴木	佐久		
長崎	岡山	茨城	大分	宮崎	福井	滋賀	高知	北海道	青森	鹿島	福島	長崎	廣島	沖繩	愛知	長野	福岡	秋田	香川	千葉	石川	
工藤	森川	藤井	近藤	大塚	飯田	佐瀬	内山	石松	岡下	入江	大谷	大橋	大井	大光	大井	大井	大井	大井	大井	大井	大井	大井
高山	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
長野	岩手	大坂	山口	兵庫	愛媛	山形	愛知	石川	大分	熊本	長崎	高知	新潟	京都	栃木	大阪	北海道	北陸	埼玉	群馬	茨城	千葉
藤原	今井	新井	高木	福原	田淵	須藤	増井	原井	大谷	青柳	鍋島	駒田	三上	赤松	福田	長島	塚本	津田	土屋	土松	津田	津田
若槻	吉田	横井	奥野	山田	安川	南川	東山	濱口	原田	高岸	張間	檜橋	堀内	富田	外崎	土居	照沼	土松	津田	津田	津田	津田
島根	福島	千葉	沖繩	山形	徳島	秋田	高知	香川	佐賀	青森	福岡	高知	三重	青森	富山	茨城	埼玉	群馬	茨城	千葉	石川	

皆谷さた 岐阜	三宅清子 新潟	三浦ハツエ 愛媛	村上忍 長野	村松昌長 野	森富美子 岡山	山田富士江 埼玉	山添すゑ 京都	山木綾子 大阪	渡邊宮 福島	阪木	京都府立第一高等女學校委託生	家事裁縫科卒業(四十四人)	安藤麻子 香川	石川千代子 京都	石賀美智 京都	齋部愛子 京都	置鹽ミツ 富山	川榮芳子 福井	木戸清子 兵庫	齋藤章 新潟	平田和歌子 和歌山	増田敏子 香川	東京女子専門學校委託生	大塚ユキ 千葉	岡本ユキ 廣島	川島茂子 和歌山	木俣英子 静岡	佐口八重 岐阜	酒井千代 和歌山	高橋コイチ 新潟	田代順 岐阜	士田サメ 鳥根	南谷鈴子 愛知	藤野チヨウ 山口	福森美膳 三重	共立女子職業學校委託生	新井シズコ 千葉	鶴沼文子 福岡	柿崎俊子 埼玉	鈴木久子 静岡	菅波ヒサヨ 廣島	信耕芳枝 石川	名執まつ子 山梨	林富子 廣島	平島光 東京	森岡豊子 高知	和洋裁縫女學校委託生	井熊智 山形	榎本コフジ 大分	大石富喜 宮城	清水貞子 岐阜	關玄人 愛知	田村糸美 高知	光永菊子 山口	女子美術學校委託生	坂田禮子 新潟	長島富子 長崎	藤平隆 千葉	山本佳代 兵庫	戸板裁縫女學校委託生	長岡時惠 山口
------------	------------	-------------	-----------	-----------	------------	-------------	------------	------------	-----------	----	----------------	---------------	------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	--------------	------------	-------------	------------	------------	-------------	------------	------------	-------------	-------------	-----------	------------	------------	-------------	------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	-----------	-----------	------------	------------	-----------	-------------	------------	------------	-----------	------------	------------	-----------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------

矢野房子 大分	昭和二五年五月	歴史地理科卒業	小木曾八千代 長野	昭和三三年三月	家事裁縫科卒業(八人)	東京女子専門學校委託生	加藤やちよ 宮城	共立女子職業學校委託生	小幡英 廣島	和洋裁縫女學校委託生	稲垣ハル 愛知	中田房子 福井	女子美術學校委託生	木幡千代 福島	館はつきく 北海道	西澤多計代 長野	戸板裁縫女學校委託生	馬場春子 埼玉	昭和三四年三月	國語漢文科卒業(三十正人)	池谷 有富ヒロ子 山口	南波ミキ 東京	今村フミ 神奈川	内田勝 埼玉	浦野五三枝 東京	小川ハナ 島根	加瀬千代 千葉	風間歌子 静岡	金子仁子 東京	野本りん 茨城	木村ひさ 新潟	窪島千代子 神奈川	久保田 東京	神代正枝 山口	佐藤ミツコ 新潟	白井照子 山形	信耕芳枝 石川	新庄ハル 福岡	高須斐 三重	高橋綾子 石川	中野時子 富山	中野ミヨ 富山	中島公子 長野	野上いとよ 富山	長谷川登喜世 静岡	織田貴代子 兵庫	廣瀬まさよ 東京	藤田アサヨ 島根	細川アサヨ 兵庫	牧野みよ 富山	望月満津治 山梨	森川トミ子 山口	山本雪子 三重	渡邊キケエ 大分	體操家事科卒業(二十七人)	秋田トク 福島	安藤さよ 岐阜
------------	---------	---------	--------------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------	------------	------------	------------	-----------	------------	--------------	-------------	------------	------------	---------	---------------	-------------------	------------	-------------	-----------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------	-----------	------------	-------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	------------	-------------	---------------	------------	------------

<p>昭和七年三月 體操家事科卒業(二十七人)</p>										直井											
齋藤 さよ子	久保田 芳枝	菊池 信房	木藤 信代	川崎 好子	小濱 キミ	小川 清子	宇佐美 照子	伊藤 あい	赤倉 光	桑原 イソ	内藤 きみ										
山梨	新潟	東京	新潟	鹿兒島	埼玉	新潟	山形	東京	東京	栃木	長野										
<p>昭和八年三月 理科家事科卒業(十九人)</p>																					
飯塚 日出子	雨宮 止女子			渡邊 いは子	山川 きみ	日沖 みぎ	林 初恵	長谷川 ミネ	羽崎 ゆり	土師 もと	野村 禎子	仲村 信子	外池 スミ	山下 藤江	竹下 敏子	關川 枝子	白井 キヨ	庄ノ 稻	島森 貞子	貞永 美枝子	
茨城	山梨			北海道	千葉	三重	福島	新潟	東京	石川	石川	千葉	千葉	鹿兒島	福島	埼玉	福島	福島	秋田	山口	山口
<p>昭和八年三月 歴史地理科卒業(十九人)</p>																					
荒木 よね	明石 さき			渡邊 いし	矢崎 栄	木島 惠代	最上 龜代子	室谷 幸枝	古垣 松子	戸根 八重子	谷野 ヨシキ	白川 ヨシキ	澤田 信	佐伯 富美子	川村 ヲメ	川又 千枝子	神谷 綾子	上田 君代	入澤 節子	伊藤 静江	
愛知	福岡			静岡	山梨	埼玉	北海道	北海道	鹿兒島	埼玉	滋賀	富山	東京	岡山	茨城	茨城	静岡	静岡	長野	神奈川	静岡

<p>昭和五年三月 理科家事科卒業(二十人)</p>										泉										
野村 文江	高島 夏子	鈴木 ゆい	兒島 由三	小池 ヒサ子	久保 ソノ	木下 タカ	岡上 敏子	金澤 カナエ	加来 ミカド	岡武 法子	大沼 宮子	小沼 キヨ	小黒 キヨ	内尾 文子	板橋 美代	丸山 つな代	蓮見 秋江	根本 しづ	野原 澄子	
廣島	福岡	栃木	大阪	愛媛	富山	福岡	岡山	香川	熊本	山梨	栃木	茨城	新潟	福岡	富山	山梨	茨城	静岡	富山	
<p>歴史地理科卒業(二十五人)</p>																				
鈴木 まづ	鈴木 千代	小野寺 あい	白石 ユリ	鹽田 宮子	七種 周緒	齋藤 けい	氣賀 惠美子	紀野 フミ	河野 富美子	太田 和香	稻葉 つる	池田 英	有木 茂之	朝妻 文	阿部 さし	前島 みつ	藤原 淑子	藤原 通子	野原 澄子	
愛知	茨城	宮城	福岡	京都	長崎	静岡	静岡	大分	福岡	岡山	茨城	鹿兒島	愛媛	長野	静岡	長野	山口	山口	香川	富山

第九 敷地及建物

敷地及建物ハ東京女子高等師範學校敷地及建物ノ一部ヲ使用ス但寄宿舎ハ之ヲ小石川區久堅町七十四番地ニ設ク

合計	昭和八年	昭和七年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年
二六										
八一										
二二										
二九										
二七										
一七三		二七		二七			三		三〇	
八七	一九		〇			三			二五	
一一八				三五			四		四一	
二六									二六	
七九	一九		二五			三五				
一五六							〇	〇	一五	一三
一五一						一	二	二	五	四〇
一四六						一	九	一	〇	二二
九八						二	七	六	九	七五
一三						三	四	六		
八						一	二	五		
一一										
一、二、四〇	三八	二七	四五	六二	八	〇	二	四	四	一七〇

附 録

第六臨時教員養成所寄宿舎生徒規約

第一章 綱領

- 第一條 私共寄宿舎生徒ハ寄宿舎規程第一條ノ精神ヲ體シ規則命令ヲ遵守シテ本所教養ノ趣旨ニ添フヤウニ努メマセウ
- 第二條 私共寄宿舎生徒ハ自治ノ精神ニ基キ舎内ノ秩序ヲ整ヘ風儀ヲ正シ衛生ニ留意シ且趣味ノ向上ヲ圖ツテ寄宿舎ヲ清新和平ノ場所トスルヤウニ努メマセウ
- 第二章 心得
- 第三條 私共寄宿舎生徒ハ秩序整頓及風儀ニ關シ日常左ノ各號ニ注意致シマセウ

- 一 日課時限ヲ敬守スルコト
- 二 室内ノ整頓ニ注意スルコト
- 三 許可ナシニ備付ノ品物ヲ他ニ移動シナイコト
- 四 無斷テ他人ノ室ニ立入ラナイコト
- 五 默學時間及就寢時限後ニ於テ放歌雜談其ノ他總テ喧噪ニ涉ル舉動ヲシナイコト
- 六 金品ノ貸借ヲシナイコト
- 七 金品ヲ紛失シタ時ハ其ノ多寡値打ニ拘ラス即時寄宿舎主任ニ届出ルコト
- 八 亂髪テ室外ニ出ナイコト
- 九 袴ヲ着ケヌ場合ハ必ス廣帯ヲ結フコト
- 十 言語ヲ明瞭ニ且丁寧ニスルコト
- 十一 方言ノ矯正ニ努メルコト

三 其ノ他女子トシテノ品位ヲ失ハナイヤウニ注意スルコト

第四條 私共寄宿舎生徒ハ清潔及衛生ニ關シ

- 左ノ各號ニ注意致シマセウ
- 一 當番ヲ定メテ毎朝各室其ノ他所定區域ヲ丁寧ニ掃除スルコト
- 二 毎月一回各室一齊ニ大掃除ヲ行フコト
- 三 每週一回以上所定區域ノ庭掃除ヲ行フコト
- 四 着衣ハ時々之ヲ洗濯シ肌衣ハ殊ニ度々之ヲ着換ヘルコト
- 五 洗濯ハ休日其ノ他適當ノ時ヲ選ンテ之ヲ行ヒ乾キ次第速ニ取入レルコト
- 六 洗濯物ヲ盥ニ浸ケタ儘長ク放置シナイコト
- 七 頭髮ヲ清潔ニスルコト
- 八 朝手水ノ用水ハ疾病其ノ他特別ノ事情

アル者ノ外總テ冷水ヲ用ヘルコト

九 寢具類ハ適宜日光ニ曝シ能ク塵埃ヲ拂

- フコト
- 十 濕氣ノアル被服等ハ物干場洗濯場又ハ廊下テ乾カシ室内押入内等ニ之ヲ納置シナイコト
- 第五條 私共寄宿舎生徒ハ炊事、食事ニ關シ左ノ各號ニ注意致シマセウ
- 一 炊事委員及週番ノ外直接賄方ニ交渉シナイコト
- 二 病氣ノ爲特別ノ食事ヲ要スルトキハ豫メ炊事委員ニ申出ルコト
- 三 食器ヲ大切ニスルコト
- 四 食費ハ必ス毎月一日ニ週番ノ手許迄差出スコト
- 五 食事ニ關スル作法ヲ守リ亂雜喧噪ニ流レナイヤウニ注意スルコト

- 六 食卓ニ供ヘタ物ノ外安ニ他ノ食品ヲ用ヒナイコト但病氣等ノ場合ハ適當ノ物ヲ用ヒテモ差支無イコト
- 七 朝ノ食事ニハ必ス全員打揃ツテ朝禮ヲスルコト
- 第六條 私共寄宿舎生徒ハ外出ニ關シ左ノ各號ニ注意致シマセウ
 - 一 外出ニハ必ス袴ヲ着ケルコト但神樂坂及飯田橋驛迄ハ帶テモ差支ナイコト此ノ場合足袋ヲ穿クコト
 - 二 路上及車室内テ高聲ニ談笑シ其ノ他人目ニツクヤウナ舉動ヲシナイコト
 - 三 服裝ハ質素ヲ旨トシ人目ニ立タナイヤウニスルコト
 - 四 外出簿ノ記入ハ成ルヘク之ヲ精細ニスルコト
 - 五 必ス名札ヲ反スコト

- 六 正シク門限ヲ守ルコト
 - 七 團體ノ臨時外出ハ一兩日前ニ代表者ヲ立テ寄宿舎主任ノ許可ヲ受ケルコト
 - 第七條 前各條ノ外尙左ノ各號ニ注意致シマセウ
 - 一 屑籠ト芥箱トノ使用ヲ嚴重ニ區別スルコト
 - 二 電氣及水道ヲ成ルヘク經濟的ニ使用スルコト
 - 三 電話電氣アイロン使用上ノ注意事項ヲ嚴守スルコト
 - 四 面會人ニハ所定ノ要項ヲ面會簿ニ記入シ寄宿舎主任ノ承認ヲ經テ應接間テ面會スルコト
 - 五 信書其ノ他ノ郵便物ハ寄宿舎主任ノ檢閱ヲ經タ後ニ受領スルコト
- 第三章 事務部

- 第八條 寄宿舎ニ左ノ七部ヲ設ケ各部ニ委員ヲ置キマス但寮務部委員ハ寮總代及室總代カ之ニ當リマス
 - 各部委員ノ外週番ヲ置キマス
 - 一 寮務部
 - 二 炊事部
 - 三 衛生部
 - 四 圖書部
 - 五 娛樂部
 - 六 會計部
 - 七 購買部
 - 寮務部
 - 一 寮務部
- 第九條 寮總代ハ左ノ事務ヲ掌リマス
 - 一 寄宿舎主任ノ指揮ニ從ヒ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規則規約ノ實行ヲ督勵スルコト
 - 二 本規約第六章第三十九條ノ施行ノ任ニ當ルコト

- 三 寮共有ノ備品ヲ保管スルコト
- 四 就寢前各室ヲ巡視シテ戸締火ノ元等ニ注意スルコト
- 第十條 寮總代ハ左ノ事務ヲ掌リマス
 - 一 寮總代ヲ助ケテ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ室内ノ整理ニ當ルコト
 - 二 室内ノ備品ヲ保管スルコト
 - 三 室友中ニ病者又ハ事故ノアル者カ出來タトキハ直ニ之ヲ寄宿舎主任ニ報告スルコト
 - 四 室内ノ戸締及火ノ元ニ注意シ其ノ責任ヲ負フコト
- 二 炊事部
- 第十一條 炊事ハ寄宿舎ヲ直營シマス
- 第十二條 炊事部委員ハ二名トシ第二學期末ニ第二學年生徒中(第二學年ノ生徒カ無イ場合ハ第一學年生徒中)カラ之ヲ互選シマス但

選科生及聽講生ハ第三學年生徒中カラ之ヲ五選シマス

第十三條 炊事部委員及週番ハ左ノ事務ニ當リマス

一 毎週木曜日迄ニ次週ノ獻立ヲ調製シ寄宿舎主任ノ檢閲ヲ受ケルコト

二 炊事部所屬ノ下婢ノ勤惰食堂ノ整理制器具ノ清潔保存等ニ注意スルコト

三 日々炊事ニ關スル金錢ノ出納ヲ掌リ四週ノ末ニ決算ヲ寄宿舎主任ノ檢閲ヲ經テ舍生全部ニ報告スルコト

三 衛生部

第十四條 衛生部委員ハ二名トシ第二學期ノ終ニ第二學年生徒中(第二學年生徒カ無イ場合ハ第一學年生徒中)カラ之ヲ互選シマス但選科生及聽講生テハ第三學年生徒中カラ之ヲ互選シマス

第十五條 衛生部委員及週番ハ左ノ事務ニ當リマス

一 寄宿舎内ノ清潔ニ注意スルコト

二 常ニ舍生全體ノ健康ニ留意スルコト

三 疾病及事故ニ關スル統計ヲ調製スルコト

四 傳染病患者發生ノ場合ハ寄宿舎主任ノ指圖ニ從ヒ其ノ豫防ニ當ルコト

五 掃除ニ關スル事務ヲ總括スルコト

四 圖書部

第十六條 圖書部委員ハ各科一名宛トシ第二學期末ニ生徒中カラ之ヲ互選シマス

第十七條 圖書部委員ハ左ノ事務ニ當リマス

一 圖書ノ整理及保管ニ關スルコト

二 寮友ノ意見ニ依リ寄宿舎主任ノ指導ノ下ニ圖書ヲ購入スルコト

五 娛樂部

第十八條 娛樂部委員ハ各科一名宛トシ第二學期末ニ生徒中カラ之ヲ互選シマス

第十九條 娛樂部委員ハ左ノ事務ニ當リマス

一 寮總代ト協議ノ上寄宿舎主任ノ承認ヲ經テ茶話會、遠足會、音樂會其ノ他趣味アル會合ヲ催スコト

二 各寮ノ娛樂器具ヲ整理保管スルコト

三 寮友ノ希望ヲ參酌シ寄宿舎主任ノ承認ヲ經テ娛樂器具ヲ購入スルコト

四 寄宿舎生活ニ於ケル趣味ノ向上ト慰安トニ留意スルコト

六 會計部

第二十條 會計部委員ハ二名トシ第二學期末ニ於テ第二學年生徒中(第二學年生徒カ無イ場合ハ第一學年生徒中)カラ之ヲ互選シマス但選科生及聽講生テハ第三學年生徒カラ之ヲ互選シマス

第二十一條 會計部委員及週番ハ左ノ事務ニ當リマス

一 寮生カラ差出シタ食費及舍費ヲ取纏メ食費ハ之ヲ銀行預金トシ舍費ハ之ヲ郵便貯金トスルコト但預金通帳ノ名義及保管ハ寄宿舎主任ニ委囑スルコト

二 舍費ハ每學期始ニ其ノ收支ノ豫算ヲ編成スルコト但圖書費、娛樂費ノ豫算ニ就イテハ先ツ當該委員ト協議スルコト

三 收支豫算ハ役員會ニ提出スルコト

四 毎月末ニ舍費ノ決算表ヲ作製シテ寄宿舎主任ニ提出シ其ノ承認ヲ經テ之ヲ舍生全部ニ報告スルコト

七 購買部

第二十二條 購買部ハ寄宿舎生徒ヲ直營シマス寄宿舎主任ノ監督ヲ受ケルコト

第二十三條 購買部委員ハ二名トシ第二學期

末ニ第二學年生徒中第二學年生徒カ無イ場
合ハ第一學年生徒中カラ互選シマス但選科
生及聽講生テハ第三學年生徒中カラ互選シ
マス
購買部委員ノ外委員ノ指名ニ依リ臨時ニ販
賣事務ニ當ル者ヲ置クコトカアリマス
第二十四條 購買部委員ハ左ノ事務ニ當リマス
一 販賣品ヲ購入スルコト
二 販賣事務ニ當ル者ヲ監督シ販賣品ノ保
管整理ヲ司ルコト
三 購入販賣ニ關スル日々ノ金錢出納ヲ掌
リ月末ニ決算ヲナシ寄宿舍主任ノ檢閲ヲ
經各學期末ニ舍生全部ニ報告スルコト
第四章 會計
第二十五條 食費及舍費ハ左ノ通トシ毎月一
日之ヲ納入スルコトニ定メマス
一 食費 一日金五十錢ノ割

一 舍費 一箇月金壹圓參拾錢
第二十六條 舍費ノ目ヲ左ノ通ト致シマス
一 圖書費
二 娛樂費
三 炊事以外ノ光熱費
四 通信費其ノ他
第二十七條 收入金ハ三井銀行ノ預金及郵便
貯金ト致シマス
第五章 諸會合
一 役員會
第二十八條 寄宿舍生活ノ改善ト向上トヲ圖
ル爲ニ毎月一回役員會ヲ開キマス但急ヲ要
スルトキハ臨時ニ之ヲ開キ必要ノ無イ時ハ
之ヲ開カナイコトカアリマス
第二十九條 役員會ハ寮總代室總代及委員テ
之ヲ組織シマス但毎回寄宿舍主任ノ臨席ヲ
請フコトニ致シマス

第三十條 寄宿舍生徒ハ役員會ニ議案ヲ提出
スルコトカ出來マス但其ノ取捨ハ寮總代カ
委員ト協議シテ之ヲ定メマス
第三十一條 役員會ノ議案ハ寄宿舍主任ノ諮
問案及役員ノ提案トシ會議ノ三日以前ニ揭
示スルコトト致シマス
第三十二條 役員會テ決議スル場合ニハ役
員總數ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ要シマス
決議ハ過半數テ之ヲ定メマス
第三十三條 役員會ノ決議ハ寄宿舍主任ノ承
認ヲ得テ之ヲ施行シマス
二 自治會
第三十四條 舍生相互ノ修養ニ資スル爲ニ毎
月一回第一土曜日午後七時カラ自治會ヲ開
キマス會合ノ情況ハ寮總代カラ寄宿舍主任
ニ報告シマス
三 誕生會

第三十五條 祝日祭日ノ晚餐會ヲ兼ネテ舍生
ノ誕生會ヲ開キマス
四 寮會
第三十六條 寮生相互ノ親睦ヲ圖ル爲ニ寄宿
舍主任ノ承認ヲ經テ一年一回以上寮會ヲ開
キマス
五 雜巾會
第三十七條 舍内ノ清潔整理ニ用ヒル爲廢物
ヲ利用シテ一年一回各寮テ雜巾ヲ作りマス
六 其ノ他ノ諸會
第三十八條 前各節ノ會合ノ外寄宿舍主任ノ
承認ヲ經テ臨時ニ歡迎會、送別會、慰勞會祝賀
會等ヲ開キマス
第六章 雜件
第三十九條 寄宿舍生徒中テ本規約ニ背キ生
徒トシテノ本分ニ戻ル者カアルトキハ寮總
代ハ之ニ忠告ヲ加ヘ尙改悛シナイトキハ寄

宿舍主任ニ具申スル事ニ致シマス
第四十條 本規約ノ訂正、削除追加等ノ必要ヲ
生シタ時ハ役員會ノ決議ニ依リ寄宿舎主任
ヲ經テ管理者ノ承認ヲ受ケル事ニ致シマス

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names and dates, mostly illegible due to fading.)

昭和八年十二月二十五日印刷
昭和八年十一月二十八日發行

(非賣品)

東京女子高等師範學校

東京市麹町區九段一丁目二十番地一
合資會社佐藤正三商店支配人
印刷者 笹川寅吉
東京市本郷區眞砂町二十八番地
印刷所 佐藤正三商店印刷部